

人道法の探究



▶ 人道法教育のための
指導者手引き



ICRC

人道法探究への導入

イメージと 認識度の把握

(1セッション)

武力紛争と聞いて思い浮かべることは何か？

武力紛争から生じる苦痛を軽減するための
努力についてどう思うか？

人間の尊厳とは何か？

【イメージと認識度の把握：】

武力紛争とそれを制限する試みについて何を知っているか、どう考えているかを生徒に尋ねる …13

【概念：】

武力紛争の制限
人間の尊厳

【使用する手法：】

討論する
人の話を聴く
相手を尊重しながら異論を唱える
理由を示して意見を支持する

人道法の探究 コースの概要

人道法探究への導入

人道法探究への導入：イメージと認識度の把握

単元1：人道についての考察

探究1A：第三者は何ができるか？

探究1B：人道的な行動を考える

探究1C：第三者のジレンマ

[人道的な行為の事例]

[戦場からの声]

[ジレンマのシナリオ]

単元2:武力紛争の制限

探究2A：破壊の抑制

探究2B：過去の行動規範

探究2C：「少年兵」に着目して

探究2D：対人地雷に着目して

[写真、挿絵、基本ルール]

[戦争規範例]

[レイアウト写真、ビデオ、地図]

[ビデオ、地図]

単元3:施行されている法律

探究3A：違反を摘発する

探究3B：戦闘員の視点から

探究3C：責任は誰にあるのか？

探究3D：ケーススタディー-My Lai [マイ・ライ事件（ベトナム戦争）]

[戦場からの声]

[ジレンマのシナリオ]

[ビデオとロールプレイ]

単元4:司法の厳守

探究4A：司法の論理的根拠

探究4B：国際法廷の進展

[読みもの]

[読みもの]

単元5:戦争の結果への対処

探究5A：戦争による破壊から生ずるニーズ

探究5B：戦争避難民のキャンプを企画する

探究5C：捕虜の保護に着目して

探究5D：家族の再会に着目して

探究5E：人道的な行為の倫理性

[レイアウト写真]

[ビデオ]

[レイアウト写真]

[ジレンマのシナリオ]

探究のまとめ

探究のまとめ：われわれはここからどこに向かうのか？

[ビデオ]

用語集

コース編成表

全単元共通		手法	
概念 人間の尊厳 人道的な行為の障害となるもの ジレンマ 結果 さまざまな視点	ある観点に立って見る ロールプレイ 事例の分析 事例を伝える ジレンマの分析 問題の特定	結果の特定 結果の追跡 問題の分析 ニーズの評価 解決策を見出す 記録する	実行する機会を考える 実行にあたって要する努力を考える グループワーク 企画 プロジェクトの評価

単元

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
人道法探究への導入	武力紛争と聞いて思い浮かべることは何か？ 武力紛争から生じる苦痛を軽減するための努力についてどう思うか？ 人間の尊厳とは何か？	武力紛争の制限 人間の尊厳 ジレンマ	イメージと認識度の把握	◆人道法をつらぬく中心的な問題を知る。 ◆人道法の探究で生ずる問題には、すぐに回答の出せないものがあることに気づく。 ◆人間の尊厳について暫定的に定義する。	◆人間の尊厳という概念の構築が中心であり、それは「人道法の探究」(EHL)全体を通じて何度も取り上げられる。 ◆EHLで提起される問題の中には正しい回答が複数あったり、実際には回答が困難なものもある。EHLの目的の1つは、そのような問題を特定し探究することである。

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元1 人道についての 考察	第三者とはどういう人か？ 第三者はどのようなジレン マに陥るか？ 第三者はどのような影響を 及ぼすことができるか？ 人道的な行為とはどのよう なものか？	第三者 人道的な行動 社会的な圧力	1A 第三者は 何が できるか？	◆ 第三者が他者の行動に及ぼすことのできる影響を理解する。 ◆ 生命と人間の尊厳を守るため暴力的状況の中で行動した第三者の事例を知る。	◆ 第三者とは、暴力的な場面で見ず知らずの人の生命と人間の尊厳を守るために行動できる普通の人々である。 ◆ 第三者はしばしば、自分に危険や損失が生ずる可能性があっても行動している。 ◆ これまで普通の人々が場所を問わず、弱者を守るため非人道的行為に反対して立ち上がってきた。
			1B 人道的な行動を 考える	◆ 人道的な行動の概念を理解する。 ◆ 他人の生命や人間の尊厳が危機的な状況におかれたときに、なすべきことに対して社会的な圧力が及ぼす影響を理解する。 ◆ 日常生活や日々のニュースの中で人道的な行動を認識することができるようになる。	◆ 人道的な行動とは、生命または人間の尊厳が危険に曝されている人、特に通常は保護を受けない人を保護する行動である。このような行動は個人的な危険を伴う恐れがある。 ◆ 生命と人間の尊厳を守ることを目的とした人道的な行動は、何らかの社会的状況下では困難なこともある。
			1C 第三者のジレンマ	◆ 人間の尊厳が脅かされる場面を目撃した第三者が直面する複雑な立場を認識する。 ◆ ジレンマの分析方法を学ぶ。	◆ 人は多くの人道的な行動で、他人を守ろうとして他人や自分に危険や犠牲が生ずる場合、その行為をなすべきかどうか、というジレンマに陥る。 ◆ どちらを選んだ場合でも、関わった人すべてに複雑で長期に亘って影響を及ぼす結果が生ずる可能性がある。

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元2 武力紛争の制限	どのような制限が必要か、それはなぜか？ この制限は何に由来するのか？ 戦争を制限する法はどのように発展しているのか？	戦争の制限 文民、非戦闘員 人権 保護 子どもたちのニーズ 無差別兵器 波及効果	2A 破壊の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆武力紛争になぜ規則が必要か、その理由のいくつかを理解する。 ◆人権法と国際人道法との補完関係を理解する。 ◆国際人道法の基本原則のいくつかを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人道法の目的は武力紛争時に生命と人間の尊厳を守ることにある。これは不必要な苦しみを軽減し、非戦闘員やとりわけもはや戦闘から離脱した者を守るように戦争の手段と方法を制限することで達成される。 ◆人道法も人権法も共に生命と人間の尊厳の保護という同じ基本的な目標を持つ。人道法は特に武力紛争時に用いられる。なぜならば、これはそのような極限時の状況下での適用を意図しているからである。しかし人権法はどのような時にでも適用される。 ◆戦争の残虐さを制限しようとする人間の努力は世界中で行われている。 ◆不必要な苦しみを軽減し破壊を抑制するため、暴力の制限を目的とした規範は、歴史上に多くの例がある。 ◆武力紛争時に子どもたちは保護されねばならない。軍事集団への最低徴兵年齢の設定はこの保護の一つの形である。 ◆国際的水準では最低徴兵年齢は15才である。15才未満の子どもたちを徴兵する（「自発的」か強制的かを問わず）ことは戦争犯罪である。 ◆最低徴兵年齢を18才に引き上げる運動が現在国際的に行われている。
			2B 過去の行動規範	<ul style="list-style-type: none"> ◆多くの場所、多くの時代に武力紛争を規制する規範が作られてきたことを知る。 ◆初期の規範で定められた禁止事項と要件についていくつかの事例を知る。 ◆史実と人道規範の発展との因果関係を示す。 	
			2C 「少年兵」に着目して	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちを兵士として利用する現状とその結末を知る。 ◆徴兵最低年齢を定める必要性を理解する。 ◆15才未満の子どもたちを武装集団に徴兵することは国際人道法上の違反であり、現在最低徴兵年齢を18才に引き上げる努力が払われていることを知る。 	

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元2 武力紛争の制限 (続き)			2D 対人地雷に着目して	<ul style="list-style-type: none"> ◆無差別に攻撃し不必要な苦痛を与える特定の兵器が禁止されている理由を理解する。 ◆地雷を使用した結果（「波及効果」）を追跡することができる。 ◆人道法の推進には世論と一般の人々の運動がどのように貢献するかを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地雷や生物・化学兵器は、無差別に一戦闘員と民間人を区別なく一攻撃するため、また不必要な苦痛をもたらすため禁止されている。 ◆地雷の使用は、犠牲者に対する医学的、心理学的影響だけに止まらず、個人、家族、地域社会、国、国際社会などにも社会的・経済的な影響を及ぼす。 ◆対人地雷の生産・使用の禁止（1997年オタワ条約）は、市民運動が国際人道法を発展させる方策であることを示した一つの例証である。
単元3 施行されている 法律	どの規則が最も頻繁に破られているか、それはなぜか？ 戦闘員はどのようなシレンマに陥るか？ 国際人道法が尊重されるようにする責任はだれにあるのか？	違反 文民と戦闘員との 区別 連鎖反応	3A 違反を摘発する	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際人道法の違反の一部を指摘することができる。 ◆「連鎖反応」の結果という概念を適用して一つの違反が別の違反をもたらす例を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際人道法の規則は、特に武力紛争時での適用を意図して作成されている。 ◆人道法の違反はしばしばそれ以後の違反という連鎖反応をもたらす。 ◆時折起こる違反にはさまざまな理由があると考えられる。その中には復讐や居住地域での戦闘、民間人が敵を助けているとの思い込み、上官からの違法な命令などがある。

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元3 施行されている 法律 (続き)			3B 戦闘員の視点から	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際人道法の遵守が一つの目標とされる戦闘状況でのシレンマとその結果を知る。 ◆ 民間人と戦闘員との区別が不明確な場合における人道法遵守の問題点を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 武力紛争時に国際人道法の規則を遵守しようとするシレンマに陥ることがある。 ◆ 多くのシレンマは戦闘員と民間人との区別が困難なことから生ずる。 ◆ 時には人々が意図的に区別を不明確にすることがあったり、時には居住地域での戦闘のため区別が不明確になったりする。
			3C 責任は 誰にあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規則遵守の監督責任は軍隊の中の誰であるかを理解する。 ◆ その責任がどのように遂行されているかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際人道法が尊重されるためには、多くの人が責任を果たさねばならない。たった一人による人道法の違反であっても、政府関係者、軍隊の指導者、個々の戦闘員が一緒に法律の遵守のために努力することが求められる。 ◆ 国際人道法を支持することは国にとって最善の利益となる。
			ケーススタディー My Lai [マイ・ライ事件 (ベトナム戦争)]： 何が間違っていたのか、何が正しかったのか？	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人道法の重大な違反に直面した普通の人はどのように反応するか、その一連の反応を知る。 ◆ 人道法の実行や施行には、何らかの問題やシレンマが発生することを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 戦闘員は違法な命令に従う必要はない。 ◆ 現代の戦闘状況の実態は人道法の実施を極めて困難にさせることがある。 ◆ 国家は自国の軍の兵士を人道法違反で裁く過程で障害に直面することがある。

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元4 司法の厳守	なぜ処罰が必要なのか？ 処罰はどのようにして実施できるのか？ だれが被告人を処罰すべきか？	実行 強行 民間人と戦闘員の 区別 違法な命令 社会的な抑圧 個人の責任 指導者の責任 戦争犯罪 裁判を行う資格	4A 司法の 論理的な根拠 4B 国際法廷の 進展	◆ 違反者の取り扱いが武力紛争後の社会の安寧にどのような影響を及ぼすのかを理解する。 ◆ 戦争犯罪人を裁く国際的な努力の発展を理解する。 ◆ 戦争犯罪の処罰に関連する問題のいくつかを知る。	◆ 人道法では、重大な違反を起こした、あるいは命じた人は裁かれなければならない。 ◆ ジュネーブ条約の調印国は、国際人道法を普及させ、尊重し、施行する責任を負う。 ◆ 国際刑事裁判所は、戦争犯罪を裁き罰する権威の確立に関する多くの問題の解決策として発展してきた。 ◆ 判事は犯罪について審議する際、被告がそれと知りつつ法律違反を犯したのかどうかを考察する。命令への服従も、他人による類似の違反の前例も、犯罪追及を免除する理由とはならない。 ◆ 武力紛争は資源の膨大な損失をもたらす、日常生活の土台を破壊する。 ◆ 武力紛争が発生すると、生命や人間の尊厳は傷つきやすくなり、特別な保護を必要とする。 ◆ 日常生活を正常に送るための土台を復旧する仕事には、多数の人道機関の協力的な活動を必要とする。
単元5 戦争の結果への 対処	戦争は、どのような結果をもたらすか？ それに対処するためにはどのような努力が求められるか？ 人道的な行動をとるとき、どのようなシレンマに陥るか？	基本的なニーズ 非物質的なニーズ 難民、避難民 中立 公平	5A 戦争による 荒廃から生ずる ニーズ	◆ 戦争が日常生活の土台をどのように破壊するかを理解する。 ◆ 武力紛争によって引き起こされた苦しみを軽減・予防するために必要とされる人道的な措置の範囲を知る。	

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元5 戦争の結果への 対処 (続き)			5B 戦争避難民の キャンプを 企画する	<ul style="list-style-type: none"> ◆家を追われることにより生じる、安全面をも含めた人間としてのニーズを満たすためにどれ程の努力が必要とされるかについて考える。 ◆武力紛争で家を追われた人々が必要とする支援と保護の状況のいくつかを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武力紛争で家を追われた人々のニーズに対応するためには多大な計画と努力を必要とする。 ◆生存のために当面必要となる生物的ニーズ(水、食料、シエルター、医療等)に加えて、社会的、心理的ニーズにも応えねばならない。これにはできるだけ早く人々が自立した生活を取り戻せるようにすることも含まれる。
			5C 捕虜の保護に 着目して	<ul style="list-style-type: none"> ◆人道法が捕虜の生命と人間としての尊厳を保護するいくつかの手段を知る。 ◆人道的な活動をする人が捕虜の保護で直面するいくつかのジレンマを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武力紛争で捕虜となった人の生命と人間としての尊厳は危機的な状態にある。 ◆国際人道法では、捕虜の保護や、保護の遂行を検証するために人道的な機関の代表者による刑務所訪問を指示している。 ◆捕虜を訪問する人道的な活動をする人は、その仕事で困難なジレンマに直面することがありうる。
			5D 家族の再会に 着目して	<ul style="list-style-type: none"> ◆戦争のため離散した家族の苦境を知る。 ◆戦争のため離散した家族の再会にどれ程の努力が払われているのかを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武力紛争の結果、家族から引き離され、家族と通信する術を持たない多くの人々が生み出される。 ◆人道法では家族の再会も含め、家族のきずなを取り戻し維持するよう行動することを要請する。 ◆僅か1家族についても、その足取りを追求し、再会を果たさせるためには多くの手順が必要である。

単元	導入のための質問	概念	探究	ねらい	要点
単元5 戦争の結果への 対処 (続き)			5E 人道的な行為の 倫理性	<ul style="list-style-type: none"> ◆中立や公平の原理など、人道的な行為の指針となるいくつかの原則を知る。 ◆人道的な活動をする人がその活動で直面するかもしれないジレンマの一部を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人道的な機関には何らかの行動規範が必要である。 ◆人道的な機関の職員は紛争当事者すべてから信頼を得てその信頼を維持するために、中立かつ公平に保護と支援を提供せねばならない。 ◆人道的な機関の職員は活動中に倫理的なジレンマに陥ることがある。たとえ明確な最善の答えや決定が存在しないにしても、何もしないということもまた何らかの結果をもたらす一つの決定である、という認識をもつことが重要である。
探究のまとめ	人間の尊厳の尊重はどのような方法で進めることができるのか？ これまでとは違った成果を得るためには何ができるのか？ どのようにすれば他の人々の意識を啓発できるのか？	青少年の行動の結果 対象者 プロジェクトの到達点 地域社会の力と人的資源 人間の尊厳	われわれはここからどこに向かうのか？	<ul style="list-style-type: none"> ◆人間の尊厳を推進するプロジェクトの企画に、これまで学んだことのいくつかを応用する。 ◆人間の尊厳を推進するプロジェクトを実行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人間の尊厳を積極的に支援するためにできるさまざまなことがあり、各人のスキルと関心に見合ったプロジェクトに参加することができる。 ◆他の人々のために活動する場合、その人々の見方を考慮することは不可欠である。 ◆プロジェクトの進展とともに、結果の評価と将来の計画の見直しを定期的に行うことが有用である。

探究への導入：イメージと認識度の把握

この導入部では、討論形式を用いて教師が戦争と戦争が引き起こす苦しみを軽減する努力についての生徒の知識、認識、態度をおおまかに把握できるようにすることが目的となっています。また、この導入部での討論は、実例を挙げてプログラムの性格を紹介することも目的としています。その実例とは、そこで教師と生徒とが共に難問を探究し理解に到達する率直な討論のことです。この段階では「正しい回答」というものはありませんし、討論の参加者がテーマについての十分な情報を持っていなくても構いません。

もし時間があればこの探究の中で、オプションとして「なぜ戦争を禁止しないのか？」をテーマに15分間の討論を行ってもよいですし、この問いが提起される他の探究を使って討論を行っても構いません。

目的

- ▲ 国際人道法（IHL）の根底にある中心的な問題を知る。
- ▲ 人道法の探究で提起されるいくつかの問題には簡単に答えることができないものがあることを知る。
- ▲ 人間の尊厳について暫定的に定義する。

教師のために

- ▲ ディスカッションの導入となる質問
- ▲ 戦争を禁止する努力について

準備

- ▲ 第1回のワークショップも含めて「方法論についてのガイド」にある討論に関する注釈を読み直す。
- ▲ できれば研修ビデオの関連部分を観る。

時間

45～60分の1セッション

「戦争」という言葉は通常、2ヶ国以上の間での武力紛争を指し、「武力紛争」という言葉はさらに一般的で、内戦のような国内の武力紛争状態も含んでいます。この教材では、これら2つの言葉を同じ意味で使用することとします。

1.導入とディスカッションの性格付け（5分）

このディスカッションでは、IHLの学習を始めるに当たり生徒が国際人道法（IHL）についてどう考えているかを発表するだけなので、知識を持っていないだけではなく、提起された論点について話しにしなければ話す必要はないことを生徒に伝えます。

ディスカッションのルールを伝える。

- ▲ 他者の話を注意深く聴き、その話が終わるまで待つこと。
- ▲ 他者の意見に同意する必要はないが、他の生徒とその意見を尊重すること。

2.ディスカッションの指導（30～45分）

人間の尊厳という概念は人道法の探究の中心となるものです。人道法（人権法も同様）を構成するさまざまな法律の本体は生命と人間の尊厳の保護を目的としています。

教師用資料「ディスカッションの導入となる質問」を用いて、まず人間の尊厳に関する最初の質問に答えるために使用した語句や文章についてブレンストーミングしてみます。

探究への導入：イメージと認識度の把握

次々と質問しながら討論を続けます。生徒には理由と具体例を述べるように促します。

3.まとめ：武力紛争における人間の尊厳（10分）

▲ 人間の尊厳の概念に立ち返ってディスカッションを締めくくります。

設問例

- ▶ 武力紛争時に「人間の尊厳」はどのような意味を持つか？
- ▶ 戦争時には、民間人と戦闘員の人間の尊厳にどのような影響を与えるか？

生徒全員に「人間の尊厳」の定義についてさらに考えさせます。この定義を書きとめ、プログラムが終わるまで参照できるよう掲示します。

要点

- ◆ 人間の尊厳という概念の構築が中心であり、これは「人道法の探究」(EHL)全体を通じて何度も取り上げられる。
- ◆ EHLで提起される問題の中には正しい回答が複数あったり、実際には回答が困難なものもある。EHLの目的の1つは、そのような問題を特定し探究することである。

「回答困難な質問のコーナー」

生徒は、えてして研修コースの中でいずれ取り上げられねばならない質問を提起するものです(たとえば「ただ戦争に反対する規則を制定しさえすればよいではないか?」、あるいは「誰が人々にそのような規則を守らせるのか?」など)。

部屋の中にそのような質問を書ける場所を設けておくとういでしょう。このような質問の中には、回答が複雑になるものがあるかもしれません。このような質問は研修コースが進む中で取り上げられるであろうことを生徒に伝えます。

このような質問のリストを掲示しておき、適宜追加します。そのうちの特定の質問が研修コースの中で取り上げられたならば、それに立ち返って議論するとよいでしょう。

発展的な学習



ディベート/ディスカッション—戦争を禁止したらどうか？

ここでの取り組みは戦争法を制定するという考え方に関する質問に答えるものです。たとえば、「戦争時の行動規範に関する法の制定は、事実上戦争を肯定したことになりませんか？」、「規則は戦争をゲームのようにしないのでしょうか？」、「その代わりに戦争を禁止する規則を制定しさえすればよいのではないのでしょうか？」などの質問です。

このような質問を展開させるために。

- ▶ 次の提案について考えます。

「世界が武力紛争を不法なものとしさえすれば戦争法は不要になるでしょう。」

- ▶ 武力紛争を不法なものとした結果を探究します。

例：戦争が不法なものだとされたとして、ある国が他国を侵略した場合何が起きるのでしょうか？ 規則をどのようにして施行しますか？ 戦争をなくすために歴史上行われた試みを何か知っていますか？

もし探究の時間が十分にあれば、たとえ戦争が正式に不法なものだとされても戦争の禁止を実行するのは非常に困難であろう、という結論に通常達するでしょう。[教師用資料「戦争を不法なものとする努力について」を参照。]

ディスカッションの後、自分自身の結論とその理由を述べたエッセイを書きましょう。

エッセイはICRCのウェブサイトのEHLのページに掲載することもできます。

コミュニケーション—経験を聴くためのインタビュー

戦時には普通に経験する何らかの苦しみ——たとえば銃撃戦に巻き込まれる、飢えに苦しむ、負傷する、身体障害を負う、家族から引き離される、誘拐される、行方不明になる、あるいは捕虜になるなど——を味わったことのある人にインタビューし、その体験談を文章にします。何を感じたか、何を考えたか、生命と人間の尊厳がどのように脅かされたか、そして、もし支援が得られたとしたら、それはどのような支援であったかなども加えます。

インタビューを文章にしたものは、後のセッションで武力紛争の犠牲者の経験についてディスカッションする時に提示することができます。

文章化と解釈—人間の尊厳に対する責任

次の引用文のうちどちらかについてディスカッションします。

- ▲ 迫害を受けている人々を救うため自分の生命を危険に曝した理由を尋ねられ、ある青年は次のように語った。

「世界は一つの大きな鎖だ、というのが私の父の口癖でした。

ほんの一部が壊れても鎖は全体が壊れ、もはや役に立たなくなる。」

- ▲ ロシアの作家ドストエフスキーは次のように書いた。

「われわれは皆お互いに責任を負っている。」

- ▶ この言葉は何を意味しますか？ これに賛成ですか？ なぜ賛成か、また賛成でないかを説明しましょう。
- ▶ この言葉の精神はどのようにして武力紛争に応用できますか？
- ▶ このような精神を述べた何か他の発言や格言を知っていますか？



ディスカッションの導入となる質問

人間の尊厳

人間の尊厳とは何でしょうか？ これをどのように定義しますか？

戦争

「戦争」あるいは「武力紛争」という言葉を聞いてどんなイメージを思い浮かべますか？

いま世界ではどのような戦争や武力紛争が行われていますか？

過去のどの戦争について知っていますか？

戦争とは何でしょうか？

戦争の手段*

武力紛争時はどのようなことでも許されますか？

武力紛争の際、使用を禁止しなければならない兵器が何かあるのでしょうか？

どの兵器を禁止すべきでしょうか、それはなぜですか？

「敵」という概念

「敵」とはどのように定義しますか？

武力紛争の間、果たして敵は保護に値するものでしょうか？

民間人

民間人とは何ですか？

武力紛争の間、民間人はどのように取り扱われるべきですか、それはなぜですか？

民間人は果たして攻撃を受けるのでしょうか？

民間人への攻撃は果たして正当なものと認められるのでしょうか？ どのようにしてですか？

民間人が敵の兵士に食料を運んでいるとすればどうですか？

民間人が敵に兵器を提供しているとすればどうですか？

子どもたち

時々子どもが武力紛争に加わることがあるのはなぜでしょうか？

戦闘に加わる者の最低年齢を設けるべきでしょうか？

もしそうすべきなら何歳であるべきですか、それはなぜですか？

そもそも戦争行為への子どもの参加は正当なものと認められるべきでしょうか？

* 注:特定の兵器（地雷、生物・化学・核兵器など）をなぜ禁止すべきか、その理由を調べることは重要である。なぜならこれにより人道法の2つの根本原則——（1）不必要な苦しみを回避する必要性、（2）無差別兵器（戦闘員と非戦闘員、民間目標と軍事目標の区別なしに攻撃する）の禁止——が明らかになるからである。地雷、生物・化学・核兵器などの兵器が禁止されているのは、民間人と軍隊を区別なく攻撃し、不必要に大きな苦しみをもたらすからに他なりません。



負傷した戦闘員

負傷した敵の戦闘員はどのように扱われるべきだと思いますか？

捕虜

敵の捕虜はどのように扱われるべきですか、それはなぜですか？

この敵の捕虜が、もしあなたの家族を負傷させていたとすればどうですか？

情報を引き出すため捕虜を拷問にかけてもよいのでしょうか？

よいならばそれはどのような状況で許されますか？

女性

そもそも女性が戦闘に直接加わることがありますか？

女性の戦闘参加についてどう思いますか？

戦時に民間人の女性は特別な保護が必要だと思いますか？ それはどんな種類の保護でしょうか？

その他の保護される人々

戦時に特別な保護を必要とする人が他にいますか？

それはどんな人ですか？ またそれはなぜですか？

戦時に保護される場所

攻撃すべきではないと思う場所がありますか？

それはどんな場所ですか？ なぜですか？

病院や医療施設への攻撃はそもそも認めてよいものなのでしょうか？

なぜ認めてよいのでしょうか、あるいはよくないのでしょうか？

(もし認めてよいとすれば、どんな状況で認められるのでしょうか？)

宗教にかかわる場所への攻撃はそもそも認めてよいものなのでしょうか？

なぜ認めてよいのでしょうか、あるいはよくないのでしょうか？

(もし認めてよいとすれば、どんな状況で認められるのでしょうか？)

市民の住宅や町、施設や設備を破壊することはそもそも認めてよいものなのでしょうか？

なぜ認めてよいのでしょうか、あるいはよくないのでしょうか？

(もし認めてよいとすれば、どんな状況で認められるのでしょうか？)

法律

法律とは何ですか？

法律はどこから生まれてくるのでしょうか？

武力紛争での苦しみを軽減するために法律を制定することには意味があると思いますか？

なぜあると思いますか、あるいはないと思うのでしょうか？

そのような法律は存在していますか？

(もし存在するなら) その法律は何を規定していますか？

人道的な機関

戦時に人々を保護し支援するために活動する組織をなにか知っていますか？

どのような組織ですか？ どのようなことをしていますか？

人間の尊厳

武力紛争時に、人間の尊厳とはどのような意味を持つのでしょうか？



戦争を不法とする努力について

有史以来の3400年間でこの世界が平和だったのはわずか250年に過ぎない。
1945年以降だけでも世界で400回以上の武力紛争が起きている。

出典: ニュージーランド赤十字社カリキュラム

第一次世界大戦以後

国際連盟規約、1919年

締約国は、国際協力を促進し、国際平和安泰を樹立するために、

- ▲ 戦争に訴えることはしないという責務を承諾し、
- ▲ 各国間における公明正大で高貴な関係を規定し、
- ▲ 各国政府間の行為を律する現実の規準として国際法の理解を確立し、
- ▲ 組織された国民相互間の交渉において、正義と条約上の全ての義務を尊重することを保持し、

ここに国際連盟規約を協定する。

第11条

戦争又は戦争の脅威は、総て連盟全体の利害関係事項であることをここに声明する。したがって連盟は、各国の平和を擁護するため適当且つ有効と認められる措置を執るべきものとする。

第12条

加盟国は、加盟国間に国交断絶に至るおそれのある紛争が発生するときは、当該事件を仲裁裁判所若しくは司法的解決又は理事会の審査に付し、且つ仲裁裁判官の判決若しくは司法裁判の判決後又は理事会の報告後三ヶ月を経過するまで、いかなる場合においても、戦争に訴えないことに合意する。

第15条

連盟理事会の報告書が連盟理事会員全部の同意を得たときは、加盟国は、当該報告書の勧告に応ずる紛争当事国に対し戦争に訴えないことを約する。

連盟理事会において、連盟理事会員全部の同意ある報告書を得るに至らなかったときは、加盟国は、正義公道を維持するために必要と認められる措置を執る権利を留保する。

[注意すべきは、規約は戦争や武力行使を禁じているのではなく、戦争を許容水準に制限するための手順を設けた、ということである。戦争を不法とした最初の国際的文書は、実際には1928年のケロッグ・ブリアン条約である。]



戦争を不法とする努力について－2

第二次世界大戦以後

国際連合憲章、1945年

前文

われら連合国の人民は、

- ▲ われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、
- ▲ 基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び国の大小に関わらない同権とに関する信念をあらためて確認し、
- ▲ 正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、
- ▲ 一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

そして、このために、

- ▲ 寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、
- ▲ 国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、
- ▲ 共同の利益の場合を除く他は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し…

第2条

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも…慎まなければならない。

第42条

安全保障理事会は、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。

単元1

人道についての 考察

(5セッション)

第三者とはどういう人か？

第三者はどのようなジレンマに陥るか？

第三者はどのような影響を
及ぼすことができるか？

人道的な行動とはどのような性質のものか？

探究

- 1A. 第三者は何ができるか？ (3セッション) …23
- 1B. 人道的な行動を考える (1セッション) …47
- 1C. 第三者のジレンマ (1セッション) …55

概念

第三者

ジレンマ

人道的な行為

社会的な圧力

全単元共通：

人間の尊厳

人道的な行為に対する障害

ジレンマ

結果

さまざまな視点

スキルの訓練

ある観点に立って見る

ロールプレイ

事例の分析

事例を伝える

ジレンマの分析

結果の特定

探究1A：第三者は何ができるか？

1Aでは、普段の生活では保護する対象とならない人であっても、戦争や暴行が起こった際にはその人の生命と尊厳を守るために、自らの危険や個人的な損失を省みず自身の責任で行動した一般の人々に焦点を当てます。

これらの事例は現実にあった事柄であり、そのパターンは一つに限りません。どの事例も、歴史上の時と場所、暴力の種類（武力紛争、人種間の暴力、若年層のギャング…）、保護した人の国籍等、何らかの点で異なります。各事例にはそれぞれ特有な点について注釈が付けられています。質問事項は全事例についてステップ3「いくつかの事例の探究」で示されています。

生徒のグループのためにいくつかの事例を選択して下さい。事例の探究は少なくとも2セッションを充てることをお勧めします。そうすれば、生徒は行動する勇気がどのようにして生まれたかに焦点を当てながら、いくつかの教育的アプローチ（ロールプレイ、小グループでの討論、分析、プレゼンテーション）を通じてさまざまな第三者の行動と影響を経験することができるからです。



目的

- ▲ 第三者が他者の行動に及ぼすことのできる影響を理解する。
- ▲ 生命と人間の尊厳を守るため暴力的状況の中で行動した第三者の事例を知る。

資料

- ▲ 事例
- ▲ （もし可能ならば）さまざまな事例の場所を知るための世界地図

教師のために

- ▲ 事例の背景についての情報

準備

使用する事例と順序を選ぶ。

「方法論についてのガイド」で事例の使用、ロールプレイ、小グループ（関連するワークショップも含む）に関する注釈を読み直す。

できれば教師用ビデオの関連部分を観る。

時間

1セッション45～60分を2～3セッション

倫理的な選択を迫られる瞬間は常に存在する。われわれが何か異なった選択や、人道のための選択、生命のための選択を行うことができるのは、一つの事例、一冊の本、あるいは一人の人物に巡り合ったからであることが多い。

—Elie Wiesel (エリー・ウィーゼル)
Courage to Care

1.ブレインストーミング（5分）

- ▶ 生命や人間の尊厳が危機に直面している人を助けるために危険な、あるいは特別な行動を取るには何が必要か？

2.第三者を定義する（5分）

第三者を、「事件に関与していないが、他人の生命と人間の尊厳が危険に曝された際にその場にいた者。第三者はその出来事への介入を（直接的にしる間接的にしる）決断できる人」と定義する。

探究1A：第三者は何ができるか？

3.いくつかの事例を探究する（時間は選択した事例と使用するアプローチによって異なる）

アプローチの例

- ▲ 複数の小グループに分かれてそれぞれ別の事例を読んで討議し、その事例につき他のグループに伝える。
- ▲ 生徒が事例をドラマ化し、事例中の各人物を演じることで、各自その動機を探究する。
- ▲ グループに事例を声に出して読んできかせ、マークの付いた決断の時点（↔）で音読を中断し、関係している人が次に何をすべきだと思うかについて考えたことをグループで討論する。

[続いて考える事例の動きについての示唆は1A-5ページ以降に掲載。]

事例につき報告し、討論するための質問

- ▶ いつ、どこでその事例は起きたか？
- ▶ その状況下で生命または人間の尊厳がどのような危険に遭遇していたか？
- ▶ 救った人はどのような障害に直面したか？
- ▶ だれが第三者でありどのような選択をしたか？ それはなぜか？ どのようなプレッシャーと危険があったか？
- ▶ 第三者の行動の結果はどうだったか？ 直後はどうか？ しばらくするとどうなったか？

まとめ—事例に関する最終セッションが終わってから（15分）

このような行為は、常に世間の知るところとなるわけではないが、世界中のいたるところで起きていることを生徒に想起させます。

生徒に次の課題を与えます。

- ▲ グループで探した現実の事例をまとめる。
- ▲ 第三者が克服しなければならなかった障害や、敢えて冒した危険、他者を守る努力が与えた影響について再検討する。

設問例

- ▶ 第三者が他者の生命や人間の尊厳を守るために行動した例を、学校や近隣の、または家族の生活の中から挙げるができるか？

第三者が他者の行動に及ぼした影響について学者Ervin Staub（アーヴィン・ストーブ）が書いた次の文章を読んでみましょう。各文章の意味するところを裏証している部分を事例の中から指摘するよう生徒に尋ねてみましょう。



悪に無関心でいることは
罪に与することになる。

—Egil Aarvik（エジル・アーヴィック）、
1986年ノーベル平和賞授与に当たって

探究1A：第三者は何ができるか？

「第三者は強い影響力を及ぼすことができる。第三者は出来事のもつ意味をはっきりとさせ、他人を共感あるいは無関心のどちらかへ衝き動かすことができる。」



「心理学的研究によれば、集団行動からたった一人が逸脱するだけでも、画一的な行動を取る可能性が大きく削減される。緊急事態では、もしある第三者が状況は深刻だと言い、あるいは他者に行動しようと呼びかけるなら、救助の可能性が大きく高まる。」



「政府の行動ですら、第三者や個人、団体、あるいは他国政府によって大きく影響されることがある。」

—Ervin Staub (アーヴィン・ストーブ)、*The roots of evil* 「悪の根」より

要点

- ◆ 第三者とは、暴力的な場面で見ず知らずの人の生命と人間の尊厳を守るために行動できる普通の人々である。
- ◆ 第三者はしばしば、自分に危険や損失が生ずる可能性があっても行動している。
- ◆ これまで普通の人々が場所を問わず、弱者を守るため非人道的行為に反対して立ち上がってきた。

探究1A：第三者は何ができるか？

事例

ここでは、世界各地の実例を選び集めました。どれも武力紛争やその他の暴力のために、生命や人間の尊厳が脅威に曝されたという事例です。

どの事例でも第三者は、

- ▲ 普通の人で、
- ▲ 自分の生命や安全を危険に曝すことをいとわず、
- ▲ その人が普段は保護する相手でない人を守りました。

これらの事例を使っても、代わりに生徒が知っている類似の事例を使っても構いません。

他にもICRCのウェブサイトの「人道法の探究（EHL）」のページに事例が掲載されています。

人道的な観点について学ぶにあたり、各事例はそれぞれ異なった材料を提供しています。下表は各事例のいくつかの特徴と使い方のヒントを示したものです。これは、推奨される手順と学習活動に沿っていますので、生徒が事例を追体験し分析する手助けとなります。

「どの問題も私に直接関わっているように思える。数人がどこかの村で裁判なしに拘束されたと聞くと、私は自分自身それとにかく責任があるような気がする。何もしないでいてはいけない。余計なお世話、ということはありません。」

—Unity Dow (ユニティ・ダウ) とのインタビュー、Amnesty action, Winter 1999 アムネスティ アクション 1999年 冬

事例の特徴	事例のタイトル	使用目的例
市民暴動で危険な状況に陥った青年	一人ベンチで	学校関連の環境にいる犠牲者については容易にわかるため、一部の生徒にとってはよい出発点
若年層の暴力	勇敢な店主	自己の利益よりも大切な人道的な対処
第三者がたった一人でも与えた大きな影響	戦闘の余波 名乗り出た目撃者	たった一人の第三者が与えた即時的で長期間にわたる影響によってもたらされた一連の結果を追跡するのに適切
人道的行動の発展	一步一步	救助する人の人道的な行動が、次第に大きな変化をもたらす例を分析する機会。4人の対照的な参加者によるロールプレイに好適な事例
人種隔離	強制収容所で苦痛を和らげる村人たち	危険に曝されている人々を助けるために、武力紛争の原因となる人種的な障壁を乗り越える人々について

各事例の背景となる資料は提供されます。一部の事例については、決断時点が ↔ のシンボルで表されます。

探究1A：第三者は何ができるか？

「抗議しないなら、自分の行為が正しいという犯罪者の信念を認めることになる。」

—Ervin Staub (アーヴィン・ストーフ)、
The roots of evil 「悪の根」より

「牢獄に入れられ、私の同志たちも私も限界まで追い詰められたこの上なく暗澹たる時期でさえも、看守の一人には人間性のかすかな光が見て取れるのだった。ほんの一瞬だったかも知れない。しかし私を勇気づけ前進させるにはそれで十分だった。」

—Nelson Mandela (ネルソン・マンデラ)、
Long walk to freedom 「自由への長い道」

手順と学習活動

人間の尊厳への脅威を経験する

「一人ベンチで」または「勇敢な店主」を使用 (35～45分)

まず、生活の中で事例の状況に似た経験 (入学の日や初めて新しい学校に行った日のこと、よく知らない、あるいは歓迎されない隣人の中で暮らす状況など) について考えるよう生徒に指示します。そのような状況で考え感じたこと、そしてその理由を書いたリストを提出させます。

事例を読みます。事例の討論に入る前に、危険に陥った事例の青年が事件の進展とともに何を考えたと思うかについて書かせます。

事例についてどのように思ったのかを討論させます。状況の危険性や人間の尊厳への脅威に焦点を合わせて討論するよう指導します。

救助した人がどう考えていたのかについて、生徒の考えを書かせます。店主あるいはGrace Lorch (グレース・ローチ) にとって状況はどのようなものだったのでしょうか？ 主人公はどのような危険あるいは圧力に直面しましたか？ 何が彼らを行動に駆り立てたのでしょうか？

設問例

- ▶ 救助した人はどんな障害に直面したか？
- ▶ 各人はどんな決断をしたと思うか？
- ▶ 危険をもたらした人は何を考えていたと思うか？
- ▶ 人道的な行為はどんな影響をもたらしたか？ (攻撃した者たちは将来何をするとするか？ Grace Lorch (グレース・ローチ) がElizabeth Eckford (エリザベス・エックフォード) を守るのを群衆はなぜ止めなかったと思うか？)

店主やGrace Lorch (グレース・ローチ) が危険に陥った青年を守るために介入したのはどんなきっかけによるのかについて討論させます。

事例を自分たちの生活に関連付けてみるよう生徒に促します。似た経験を持つ人はいないでしょうか？ 何を考え感じた記憶があるのでしょうか？ かつて弱者を助ける立場にいた人がいるのでしょうか？ 何をしようと考えたのでしょうか？ 実際には何をしましたでしょうか？

一連の結果を追跡する

「戦闘の余波」(30～45分)

1859年のソルフェリーノの戦闘の後、広範囲にわたる受難を偶然目にしたある人物の反応に関する話として、この事例を紹介します。事例の討論では、自分が当時戦場を目撃した第三者であると想定するよう、生徒を誘導します。

事件のどのようなところに驚いたか、それはなぜか、生徒に尋ねます。

[たとえば、負傷したり死に瀕した兵士を助ける者が皆無だった、あるいは現地の人々はだれも救助に来なかった、など。]

「たった一人」の行動が他者の行動に及ぼす影響について生徒に考えさせます。

探究1A：第三者は何ができるか？

設問例

- ▶ 一人の第三者の行動は他の人々の行動にどのような影響を及ぼしたか？
- ▶ 第三者が非人道的な行動を取った場合、たとえば救助の頼みを無視したり、死に瀕した兵士から盗みさえ働くなどした場合、引き続いてどのような結果を招くだろうか？

生徒は事例から人道的な行動を書き、次いでそれから生まれる他のいくつかの行動を書き、それぞれの行動をその後の行動に関連付けて、「連鎖反応」の一覧を描くことができます。事例でこのような連鎖を発見させ説明させます。

究極の結果として世界中の赤十字社・赤新月社の活動を生み出すに至った連鎖反応の結びつきを考えてみるよう、生徒に指示します。

一つ一つの行動の積み重ねがどのようにして人道的対応力を強くするのか

「一步一步」（小グループに分かれた活動とロールプレイ）（45分）

まず、何が人々に人道的な対応をとらせているのかについて討論します。

- ▶ 生命や人間の尊厳が危機に瀕した人を守るため困難な、危険なあるいは異例な行動を取る必要はあるのか？

[たとえば、個人的勇気、強い倫理的または宗教的信念、起こりうる危険についての無知、同様の苦しみの経験など]

生徒に自身の経験した例や学んだ事例を書くよう促します。

「一步一步」を提示します。4人の役割を生徒内で割り当て、各人に自分が割り当てられた人物であると想定するよう指示し、事例の発生した時にその人物が何を考え感じたと思うかを書かせます。

5～10分後、考えや感じ方などを考えた人物によって生徒をグループに分け、グループごとに次の質問について討論させます。

- ▶ 自分がその人だったら何をやろうとするか、それはなぜか？
- ▶ 自分がその人だったら事例の各時点でどんな希望や恐怖を抱くか？

生徒に状況を演じさせます。

次のようにロールプレイを設定することもできます。

1942年、占領下のポーランドという状況で、Jerezy（ジェレジー）と Stefa（ステファ）は自分たちの一室のアパートにIrena（イレーナ）をもう数ヶ月間かくまっている。夕方ジェレジーは仕事から帰ってくる。ジェレジーにとって危険はもはや大きすぎる程までになっている。

「悪と同様、善は小さな歩みから始まる。英雄はそのように成長するのであり、英雄として生まれてくるのではない。殆どの場合救助する人の最初の関わりは、だれかを1日か2日かくまうなど、ごく小さなものである。しかし、いったんこの一歩を踏み出したならば、この人たちは自分自身を別の人間として自覚し始める——助ける人として。」

—Ervin Staub (アーヴィン・ストーブ)、
The roots of evil 「悪の根」より

探究1A：第三者は何ができるか？

ロールプレイの後、人々の経験と選択について熟考するよう、討論を誘導します。

「人が自分より不幸な人たちのために弁護する時、この抗議は必ず効果を挙げずにはおかない…このことをわれわれは過去の経験から学んだ。しかしたとえ我々の努力が苦しめる者にとっては気にもとめないことであっても、それでもこの努力は実りあるものである。なぜならそれは犠牲者に安らぎと慰めをもたらすからだ。」

—Elie Wiesel (エリー・ウィーゼル)、
Newsday

設問例

- ▶ 自分の選択についてどう思うか？ それはなぜか？
- ▶ 他の3名の選択についてどう思うか？

救助した人の関与の歩みをたどります。個人の違い（たとえば気質）の認識、つまり危険に陥ったときの人々の対処の違いを認識させるため、生徒に次のことを討論させます。

- ▶ それぞれイレーナが生き残るためにどのように貢献したか？
- ▶ 一人の救助活動は他の人の救助活動にどのように影響するか？
- ▶ 必要なことをだれもが同じようにできないのはなぜか？
- ▶ 事例のタイトルはどのような意味だと思うか？

探究1A：第三者は何ができるか？

世界中の人道的活動を見出す

生徒に学んだことを他の事例に当てはめさせます。この事例は、さまざまな種類の暴力的状況の中で、生命や人間の尊厳を守るため行動したさまざまな地域の普通の人々を描いたものです。これらの例は、著者、地域、状況の点でさまざまに異なっています。

事例	状況	地域	著者
強制収容所で苦痛を和らげる村人 たち	戦争	ボスニア	ジャーナリスト
名乗り出た目撃者	民間の不安	南アフリカ	Nelson Mandela (ネルソン・マンデラ) の自伝
勇敢な店主 (以前に使用していない場合)	市街地での 暴力行為	タイ	教師

自身の過去の経験や住んでいる地域のニュース、あるいはEHLのページ (www.ICRC.org) から追加の事例を手に入れることもできる。

探究1A：第三者は何ができるか？

発展的な学習

事例の調査と収集

自分の過去、言い伝え、宗教から得た事例を調べ、守れるとは思えなかった人を守るために行動した第三者の話を見つけます。

- ▶ 何がその第三者たちを行動にかりたさせたのか？ その結果はどうであったか？

集めた事例にイラストを入れたり、一冊の本にまとめたり、公開してみたりします。

格言

14世紀のイスラム教神秘主義詩人Jelaluddin Rumi（ジェラールウッディン・ルーミー）による次の一言について自分なりに解釈しましょう。

「ランプ、救命ボート、あるいは梯子となれ」

この格言を絵に表して解釈を試みてもよいですし、これについて文章を書いてみたり、これをもとに作曲してみることもできます。

ブレインストーミングにより、聞いたことのある人道的な観点を反映した詩や格言を集めます。それぞれの格言がどのように人道的な観点に関連しているかを説明します。たとえばある生徒が「真似は上達への近道」という格言を提示したならば、他の生徒は、人は他人の例に倣うものであり、それは人道的な行動にも他のどんな種類の行動にも当てはまるという根拠から、この格言を収集するのが適切だと主張できます。

人道的な観点を反映した昔からの言い伝えを集めます（家族やその他の情報源を探して）。これらを集めたブックレットやコラージュ（写真などを編集した資料）を協力して作成します。

復讐を求める代わりに良い前例を作れ。

—ジブチ出身の生徒

慈悲は世界を一つにする。

—タイ出身の生徒

預言者の伝承にはこうある——「諸君のうちだれでも不正な行為を目にした者は、それを手で、手でできないならば言葉で、言葉でできないならば心で変えさせるために介入しなければならない。これは最低限為すべき事柄といえる。」

—エジプト出身の生徒

窮鳥懐に入れば獵師もこれを殺さず

—日本の諺

結果を追跡する

生命と人間の尊厳の保護に及ぼした第三者の影響を分析します。

次の中から一つを選び、連鎖反応を示した一覧図を作成します。

- ▶ 自分が他者のために第三者として取った行動
- ▶ 誰か他の者が第三者として取った行動

図の中心に第三者の行動を円で囲んで記入します。次いでその行動の影響を示すため、思い浮かぶ限りできるだけ多くの人や出来事に円を結び付けます。



「戦闘の余波」の背景説明



ソルフェリーノは現在のイタリア北部にある小さな町である。イタリア半島の人々は共通の言語と文化を共有しているが、ローマ帝国の崩壊から1860年代までイタリアは統一国家ではなかった。半島には多数の公国があり、これらはしばしばさらに強力な隣国、主としてフランスとオーストリアに支配されていた。フランスとオーストリアはイタリア北部の支配を試みたが、町や周辺の村々の住民はフランス系でもオーストリア系でもなかった。

フランス革命とフランスによるイタリア北部の支配は、イタリア北部で外国の支配から自由になり統一イタリア国家を樹立する運動に火をつけた。運動は1848年の多くの革命で終わった。革命はすべて失敗し、オーストリアの軍隊がイタリア北部と中部の大部分を占領した。イタリア半島である程度の独立を保っていた一地域は国王Victor Emmanuel（ヴィクトル・エマニュエル）Ⅱ世が統治するピエモンテ（サルディニア）王国であった。

事例をもたらした出来事：ピエモンテとフランスは1850年代に軍事同盟を結んだ。両国の計画は、オーストリアにピエモンテへの宣戦布告を行わせ、フランスがピエモンテを支援する、ということであった。この計画は功を奏し、オーストリアは1859年に宣戦布告した。ソルフェリーノでの闘いでフランスとサルディニアの軍隊はナポレオンⅢ世の下、皇帝Francis Joseph（フランシス・ヨゼフ）Ⅰ世のオーストリア軍と戦った。1859年6月24日、何日もの行軍を強いられて疲れ果て飢えた約30万の兵士はソルフェリーノの町とその周辺で一日中戦闘を交わし、オーストリア側はちりじりになって敗退した。戦場となった平原は豪雨のため泥の海と化して、人馬は足を取られ動くのに難渋した。翌朝好奇心の強い人が惨状を見にきてみると、地面は数千の死人と瀕死の兵士で被われていた。

出典：

<http://www.infoplease.com>

<http://www.funkandwagnalls.com>

Encyclopedia Britannica

Caroline Moorehead, *Dunant's dream: War, Switzerland and the history of the Red Cross*, Carrol & Graf Publishers, Inc., New York, 1998

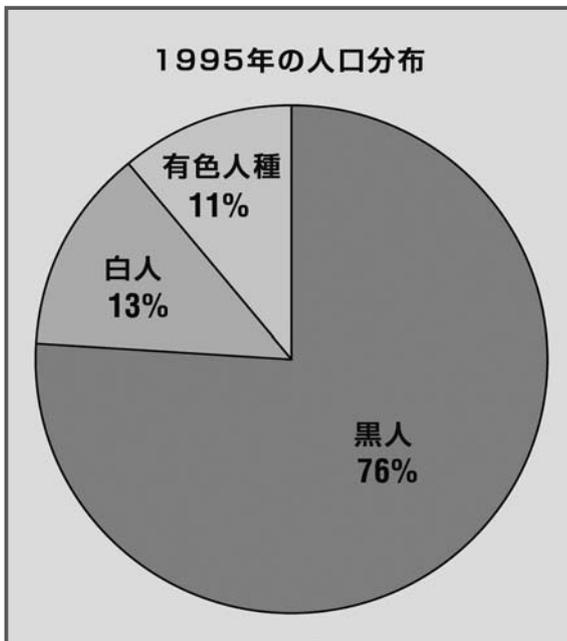


「名乗り出た目撃者」の背景説明



アフリカ南端に位置する南アフリカには4350万の人々が住んでいる。

1652年にオランダがアフリカ南端に植民地を設けるまで、この地域にはすべて多くのアフリカの部族が住んでいた。1814年、イギリスはオランダを敗り、この地域の支配権を手に入れた。19世紀末までにはイギリスの支配は北と東に向かって現在の国境まで及んでいた。1910年、イギリス連邦の一構成国として南アフリカ連邦が成立した。白人による政治・経済の支配が計画された。政府は白人による支配を強化する法律を定期的に起草し、その多くは1948年から1994年まで南アフリカを支配した国民党によって成立した。このような人種差別の制度は「アパルトヘイト」と呼ばれ、人種に応じて居住地、職業、教育、政治への関与が制限された。



事例をもたらした出来事：1912年、アフリカ民族会議（ANC）が南アフリカの非白人の平等達成を目的として結成された。1960年、南アフリカ政府はイギリス連邦を脱退しアパルトヘイトをさらに強化する措置を取った。1970年代から1980年代にかけて、政府は多くの国際的支援を失った。暴力に訴える政府を報道したメディアに反応して、世界の世論はアパルトヘイト反対に転じた。

1990年までにはアパルトヘイトの将来が絶望的であることが明白になった。ANCのような大規模な反アパルトヘイト組織が合法化され、そのリーダーたちが刑務所から釈放されあるいは国外追放生活を終えて帰国することが許された。アパルトヘイトを確立した法制の多くが廃止された。政府と主要政党は新憲法制定の作業に入り、多数派による支配を制度化するためのプロセスについて交渉を行った。1992年6月、ANCは支持者に対する攻撃に政府が関与したことを非難し、交渉は決裂した。政府はANCメンバーを保護する警察の責任を認め、1993年3月、交渉プロセスは再開された。アパルトヘイトは廃止され、初めての自由選挙が1994年に実施された。

出典:

Rita M. Byrnes., editor, South Africa: A country study, Federal Research Division, Library of Congress, Washington DC: May 1996

Online edition: <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/zatoc.html>



「一人ベンチで」の背景説明



アーカンソーはアメリカ合衆国南部の州である。リトルロックが最大の都市であり、州都である。1950年代末、州の人口は77%が白人、22%がアフリカ系アメリカ人であった。

1954年以前、南部諸州にある殆どのアメリカ人学校では人種隔離が行われていた。アフリカ系アメリカ人の子どもは白人の子どもと同じ学校に通うことが許されなかった。アフリカ系アメリカ人の学校には概して白人の子どもの学校より助成金の額が少なかった。学校は修繕が必要で基本的な補給品にも事欠くことが多かった。1954年、連邦最高裁判所は人種による学校の隔離は違法であると判決し、「白人専用の」学校を「考えられる限り最も早い時期に」アフリカ系アメリカ人の学生にも開放するよう命じた。

事例をもたらした出来事：最高裁判所の命令に従うためリトルロック市の学校委員会は、市内の白人専用の中高等学校は今後黒人の生徒を受け入れてよい、と発表した。1957年9月、学校の始業日、9人のアフリカ系アメリカ人の子弟が市のセントラル高校に入学しようとした。学長は前日の会合でこれら子弟の親に、もし親が付き添って学校に来たなら親の保護はできない、と伝えた。州知事は暴力が行使される危険があると主張して州兵（州政府の支配下にある軍隊）をリトルロックに派遣した。州兵はこれら子弟の学校立ち入りを阻止した。白人の大群衆もまた学校の周りに集まり、これら子弟の学校立ち入りを阻止した。

出典：

<http://www.funkandwagnalls.com>

Daniel Boorstin and Brooks Kelley with Ruth Boorstin, A history of the United States, Ginn and Company, Lexington, MA 1981

<http://www.infoplease.com>

Daisy Bates, The long shadow of Little Rock, David McKay, New York 1962



「一歩一歩」の背景説明



第二次世界大戦が始まった時、ポーランドの領土は約375,000km²であった。ナチス・ドイツとソ連はそれぞれポーランドの一部が自国のものと主張した。

大戦前ポーランドには、ドイツ系、ロシア系、ウクライナ系の少数民族の人口がかなり多かった。歴史的にはヨーロッパの多くの所で迫害され追放されたユダヤ人はポーランドに迎え入れられていた。かれらはそこで自分たちの宗教行事を行い、自分たちの学校を作っていた。国内のユダヤ人は国の支配者と特別な関係を維持した。ポーランドでユダヤ人の大きな社会が栄えた一つの理由はここにある。第二次世界大戦が始まった時

335万人に近いユダヤ人が国内に住んでいた。しかし生き残ったのは僅か9万人にすぎなかった。

1939年9月1日、ドイツによるポーランド侵攻で第二次世界大戦が始まった。3週間経たないうちにソ連もポーランドに侵入した。ポーランド政府はロンドンに避難した。軍隊の多くは他のヨーロッパ諸国に退避してドイツとの戦いを続けた。ワルシャワでは全組織をあげてドイツと闘うポーランド人の地下組織がとりわけ活発に活動した。1941年6月、ナチス・ドイツはソ連とソ連占領下のポーランドに侵攻した。その月末までにポーランド全土がドイツに征服された。

事例をもたらした出来事：ナチスはポーランドに多くの強制収容所を設けた。これらの収容所は、ポーランド系ユダヤ人やドイツの占領に反対したポーランド人、他国から連れて来られたユダヤ人を抹殺するために使用された。ワルシャワにいた45万のユダヤ人はまず「ゲットー」と呼ばれる市内の隔離された場所に集められ、その後強制収容所に送られた。

1944年8月1日、ポーランドの地下組織は戦術を変更し、ナチスに対して公然の武装闘争を始めた。10月2日、ポーランドの戦士のリーダーが降伏した。降伏後ナチスはワルシャワの住民の大部分をドイツの収容所に送り、あるいはポーランド国内の他の市や町に強制的に移住させた。

出典：

<http://www.infoplease.com/index.html>

<http://www.FunkandWagnalls.com>

Encyclopedia Britannica



「勇敢な店主」の背景説明



タイは東南アジアの国で、北と西にミャンマー（旧ビルマ）、北と東にラオス、東にカンボジア、西にマレーシアとタイ湾に国境を接している。バンコクがこの国の最大の都市で、首都でもある。

第二次世界大戦前、タイの経済は農業を基礎としていた。最近になってはタイ経済は工業化、都市化が進んだ。この変化により国全体の富は増大した一方、社会的問題も生じた。環境問題のため、また利用できる土地が十分なかったため多くの国民は農村地帯から都会への移住を余儀なくされた。かれらの一部は職が得られたが、多くの者は職が得られず、このため都市ではホームレスと犯罪が増加した。タイではまた、バンコクやその他都市区域で青少年のギャング問題も増えている。

出典:

Thailand: A country study - edited by Barbara Leitch LePoer. Washington DC: Federal Research Division, Library of Congress, September 1987

Online edition: <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/thtoc.html#th0046>

Infoplease.com(Almanac) <http://www.infoplease.com/index.html>

Funk and Wagnalls.com <http://www.funckandwagnalls.com/>



「強制収容所で苦痛を和らげる村人たち」の背景説明



ボスニア・ヘルツェゴビナはクロアチアとユーゴスラビア連邦と国境を接する。パトコヴィッチ村はサラエボの北東にあり、ユーゴスラビア連邦のセルビア共和国に近い。

1991年の国勢調査時点でボスニア・ヘルツェゴビナの人口は436万5千人であり、その31%はセルビア系でセルビア正教に属し、49%はイスラム系で、その祖先はこの地域がオスマン帝国の支配下にあった時にイスラム教に改宗した。残りは殆どがクロアチア・ローマ・カトリック教徒である。

ボスニアとヘルツェゴビナは15世紀半ばから1908年までオスマン帝国の支配下にあった。1908年に帝国は崩壊し、両地域はオーストリア・ハンガリー帝国に編入された。第一次世界大戦の終結とともに、オーストリア・ハンガリー帝国は崩壊した。ボスニアとヘルツェゴビナは統合されてセルビア・クロアチア・スロベニア王国（後のユーゴスラビア王国）の中の一州となった。1945年、ボスニア・ヘルツェゴビナはユーゴスラビア社会主義連邦共和国を構成する一共和国となった。ユーゴスラビアは「パルチザン」——第二次世界大戦の時この国を

占領したドイツと闘った大規模な武装抵抗運動——のリーダー、Josip Broz Tito（ヨシップ・ブロズ・チトー）により率いられることになった。

1980年にチトーが亡くなり、これとソ連の弱体化があいまって民族主義が再び台頭し緊張が高まった。1991年、スロベニアとクロアチアはユーゴスラビアからの独立を宣言した。

事例をもたらした出来事：1992年春、ボスニア・ヘルツェゴビナのイスラム系とクロアチア系の住民双方がユーゴスラビアからの独立を求めて国民投票に参加した。ボスニア系セルビア人は国民投票をボイコットし、独自の政府を樹立した。かれらはセルビアの軍隊組織の支援を受けボスニアのイスラム系、クロアチア系住民と闘った。民間人は「民族浄化」と呼ばれる戦術の下でテロ攻撃に曝され、殺戮され、強制収容所に入れられ、自分たちの地域から追放された。三当事者が関与した複雑な内乱が続き、1995年の Dayton 平和協定で内乱は終息した。

出典：

[http://www.FunkandWagnalls.com\(1991 Census Data\)](http://www.FunkandWagnalls.com(1991 Census Data))

<http://www.Infoplease.com/>

Columbia Encyclopedia

戦闘の余波

1859年6月24日、オーストリアとフランスの軍隊がイタリア北部の町ソルフェリーノで衝突した。それから16時間後3万6千人の死傷した兵士が地面をおおっていた。当時兵器の殺傷能力は大きくなくなっていたが、負傷した兵士を介護する能力は進歩していなかった。

闘いが終わった日の夕方、スイスの青年Henry Dunant（アンリー・デュナン）が戦闘とは無関係の用事でソルフェリーノにやってきました。彼の事業はつぶれかけており、デュナンはフランスの皇帝は助けてくれると信じていた。戦争で皇帝がこの地に来ることを知り、デュナンは皇帝に会えることを期待した。しかしかれが実際に出会ったのは戦闘の終結後であった。かれの回想記の一部を次に示そう。

「夜の静けさは、うめき声、苦痛や苦しみの吐息によって破られた。胸を引き裂くような声が助けを求めて叫んでいた。

日が昇ると、兵士や馬の死骸が戦場を埋めつくしていた。気の毒な負傷兵たちは血の気がなく青ざめ、疲れ切っていた。大きく口を開きすでに感染の徴候を示し始めている傷を負った者は苦痛で殆ど狂っているかのようだった。かれらはこの衰れな状態から救い出してくれと乞うた。喉の渇きはまだまずまずげしくなり残酷さそのものであった。細い水路は干上がりつつあり、殆どの兵士は汚い黒い氷しか飲めなかった。」



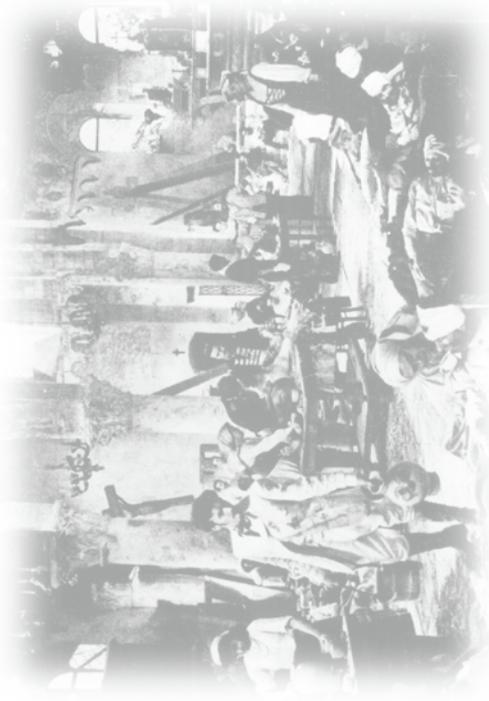
デュナンは水をくれと叫び続ける兵士たちの間をさまよい歩いた時、かれらに殆ど誰も注意を払っていないこ

とを知った。かれは何人もの現地の女性を集めて負傷兵に食料と水を運ぶチームを編成した。出血し害虫で被われた体を洗い、傷口が処置できるようにした。教会に初歩的な野戦病院を作り、包帯用にリネンを集め、隣町から食料や医薬品を買い、男の子にもバケツで水を汲んで来るように命じた。旅行者や、報道関係者（一名）、伯爵（一名）、チョコレート職人（一名）なども集めた。これらの人々はすぐに傷の手当てをし、水を運び、死に瀕した兵士から家族への別れの手紙を代筆した。デュナンは救助に当たった人々が自分がケアしている兵士の国籍を問わず働くのを見た。そこではみんな兄弟（tutti fratelli）であった。

デュナンは体の左側に弾丸を受けその傷のため間もなく死ぬと悟っている20才の伍長と出会った。水を飲ませてやっていたデュナンにその伍長は目に涙をためて感謝し、「父に宛てて母を慰める手紙を書いて頂けないでしょうか」と頼んだ。デュナンはかれの両親に手紙を書いた。それは両親が息子から受け取った唯一の知らせとなった。

デュナンの事業は事実にうまくいってはいなかった。しかしこの日は皇帝に会うどころではなかった。だがデュナンは「ソルフェリーノの思い出」という小さな本を著し、そこで見たことを書いて簡潔な提案を行った。

「献身的で十分な資格のあるボランティアにのみ戦時の負傷



質問：デュナンの対応はその当時どのような影響を及ぼしたか？長期的にはどうか？

者を介護する目的で、救護団体を平和時に編成することはできないものだろうか？」

この本をきっかけとして「国際負傷軍人救護常置委員会」（5人委員会）が結成された。この委員会は発展して赤十字国際委員会となった。デュナンの先を見たらまた、世界中に赤十字社、赤新月社の生育をもたらすこととなった。

探究1A：第三者は何ができるか？

資料1
2/6

名乗り出た目撃者

1993年4月、南アフリカの反アパルトヘイト闘争は、懸念され予想された流血の事態を生ずることなく勝利のうちに終息しつつあった。この闘争の精神的指導者として広く称賛されているアフリカ民族会議(ANC)のNelson Mandela (ネルソン・マンデラ) 議長は27年間の牢獄生活から解放され、F.W. de Klerk (F.W. デ・クラーク) 大統領と多数派支配への移行プロセスについて交渉を行っていた。

4月10日、尊敬を集めていたANCの指導者Chris Hani (クリス・ハニ) が暗殺された。かれはヨハネスブルクのボクスブルクにある自宅前で至近距離から撃たれた。かれが死ぬば国は殆ど間違いなく混乱に陥り、右派の権力掌握が可能となるのでハニを標的に選んだことを犯人たちは認めた。

次に示すのは、マンデラの自叙伝に述べられたマンデラ自身による事件の説明である。

「クリスの死は私自身にとっても運動にとっても打撃だった。かれは南アフリカの青年にとっても偉大な英雄であり、これら青年の代弁者であり、これら青年はクリスの言葉に耳を傾けた。もし交渉の結着にも関わらずこれに反対する青年たちを動かせる人がいるとすれば、それはクリスだった。」

「国はもろい状態にあった。クリス・ハニの死が人権闘争の引き金となり、青年たちが自分たちの英雄を自分の命をかけても殉教者にしてその後継者と決断するのではないか、との懸念があった…この殺人は狂った自暴自棄の行為であり、交渉プロセスを失敗させる試みであった。」

しかしある日、一人の女性が警察に電話して殺人犯の車のプレートナンバーを知らせた。たまたまこの女性は白人だった。

マンデラはその夜ラジオで国民に演説するよう求められた。自叙伝でマンデラはその演説についてこのように述べている。

「和平プロセスと交渉は中断できない、と私は言った。できる限りの権威をもって私はこのように語った…」

「私は国民すべてに対し、平静を保ち、平和のための規律ある部隊であり続けることにより、クリス・ハニを回想し、ほめたたえるように訴える…今晚私は白人か黒人かを問わずすべての南アフリカ国民一人一人に私の心の奥底から語りかけている。偏見と憎しみに満ちた一人の白人の男がこの国にやってきて汚れた行為に手を染めた。このため、今わが国全体がぐらつき大惨禍に陥る瀬戸際に立たされている。一人の白人女性が (…) われわれが暗殺者が誰かを知り彼を法廷に引き出すことが出来るように命をかけてくれた。」

暗殺は混乱と人権闘争を引き起こすのに失敗し、和平と交渉のプロセスが続けられた。

質問：電話をしてきた女性が冒した危険はどのようなものでしたか？



写真：Adil Bradlow/AP

Nelson Mandela, *Long walk to freedom: The autobiography of Nelson Mandela*, Back Bay Books, Little, Brown and Company, Boston, 1994にもとづく。

探究1A：第三者は何ができるか？

一人ベンチで

1954年までアメリカ合衆国の一部の州では人種差別法のため黒人学生は白人が通うのと同じ学校に通うことが禁じられていた。連邦最高裁判所が全土の人種隔離を違法と判決した時、アーカンソー州知事はこの命令を拒否することを誓った。「もしニグロの生徒がセントラル高校に入学しようとするなら、試みるなら街路に血が流れるだろう」——知事はこのように述べた。

アーカンソー州リトルロック市の学校委員会の計画はこれとは別だった。1957年の学年の初め、白人生徒ばかりのセントラル高校は9名の黒人生徒を入学させることに同意した。Elizabeth Eckford (エリザベス・エックフォード) はその9名のうちの1人だった。

リトルロックの学校委員会は9名の生徒の親に、アフリカ系アメリカ人の親がいると群衆を扇動する恐れがあるから、学校に付き添って来ないよう求めた。9名の生徒全員が1人の弁護士と会って、付き添ってもらわずに手替が整えられた。しかしエリザベスはそれを知らず、一人で登校した。

エリザベスがセントラル高校近くでバスを降りた時目にしたものは、憤激した白人の群衆と数百の武装した兵士だった。兵士は知事が9名の生徒の入学を阻止しようとして派遣したものだ。エリザベスは州兵の後ろを歩いて学校の入り口まで行けば安全かもしれないと考えた。しかし兵士たちはエリザベスを追い返した。

「群衆は私の名前を呼びながら後をついてきはじめた。私は突然膝が震えだし、学校までたどりつけるかどうか不安になった。私がこれまでの一生涯で歩いた一番長いブロックだった。それでも私はそれほど恐れてはいなかった。州兵たちが私を

守ってくれれると思っていたから。」

「学校の前に着いたとき、私は再びガードの州兵の近くに寄って行った。しかし州兵はまっすぐ前を見たまま動かず、私を通してくれよとはしなかつた。私はどうしよういかわからなかつた。ちようどそのとき、別の州兵が数人の白人生徒を通した。私もその州兵のそばをすり抜けようとする」と、兵士は銃剣を持ち上げた。」

「誰かが叫びだした——『その子をリンチにかけろ！ その子をリンチにかけろ！』私は親切そうな顔がないか探した。そしてある老婦人と目が合った。しかしその老婦人は私に唾を吐きかけた。ブロックをずっと先まで見通すとバス停のベンチが目に入った。私はそこに走って行き、ベンチに座った。」

群衆の一部がベンチまでエリザベスに付いて来て、「その子を引きずって木にかけろ」と叫んだ。つまりエリザベスを（吊るして）リンチにかけよう、と言っているのだった。

永遠にも思える長い時間エリザベスはベンチに座っていた。そのときGrace Lorch (グレース・ローチ) という白人女性が群衆をかき分けてエリザベスに近づき、語りかけた。エリザベスはゆっくりと顔を上げてその見知らぬ人を見上げ、そして立ち上がった。その女

性はエリザベスにびびったりと寄り添って近くのバス停まで導いてくれた。エリザベスはバスに乗り、暴徒の群から逃れた。

質問：群衆はなぜGrace Lorch (グレース・ローチ) がエリザベスを安全なところまで護衛するのを止めなかつたのでしょうか？



写真：Will Counts/Arkansas Democrat

探究1A：第三者は何ができるか？

一歩一歩

第二次世界大戦でナチス・ドイツがポーランドを制圧したとき、占領軍はユダヤ人を奴隷とし殺すという軍の方針を実行した。ポーランドではユダヤ人をかくまうて捕えられた人は死刑となった。見せしめとして公共の広場で絞首刑にされたまま曝された人さえいた。それにもかかわらずユダヤ人を助けることを選択した人々もいた。カトリック教徒の工場労働者であるStefa (ステファ) は、見知らぬ人を救うために信じられないような動きをした。

1942年、ポーランドの地下組織にかかわっていた警官Laminski (ラミンスキー) はユダヤ人の女性Irena (イレナ) を2、3日かくまうようステファの夫Jerzy (ジェレジー) に頼んだ。夫妻はイレナをかくまう場所を自分たちの一室のアパートの中に作った。12、3日は1週間に延び、1週間は1カ月に延びた。数か月後、ジェレジーはイレナに出て行くよう求めたが、ステファはイレナをかくまひ続けると主張した。怒ったジェレジーはアパートからの出がけに、イレナをかくまうているとナチスに伝えるぞ、とステファに捨てざりふを残した。

ステファはどうしたか？

「私はラミンスキーを呼び、ラミンスキーは夫に話しに行った。そして夫に『ここに私のピストルがある。もしステファとイレナのことを密告するのなら、お前は5分とは生きておれないぞ。最初の弾はお前の頭に打ち込む』と言った。その後夫は戻って来なかった。これで私の結婚は終わりになったが、警官ラミンスキーは私たちへの援助を続けてくれた。』

ステファは自分の危険を知っていたか？

「もちろん知っていた。ユダヤ人をかくまうた者がどうなるか、だれでも知っていた。イレナはいつも『あなたに大きな負担をかけているので出て行きます』と言うのだった。しかし私は『これまでここにいようまくいったのだから、多分最後までうまくいくでしょう。諦めてはだめ』と言った。私にはイレナを出ていかせられないことが分かっていた。』

1944年、ワルシャワ市民はナチスの占領に抗議して立ち上がったが、失敗に終わった。ナチスは仕返しに小さな子どもを持つ母親を除く全市民を強制的に疎開させ始めた。いつも顔に包帯をしていてもユダヤ人と分かるイレナにとって、強制疎開はほとん

強制疎開：人々をその家庭から連れ去り抑留キャンプに送り込むこと。
地下組織：ナチスの支配者に反対し彼らを国外に追放する運動を秘密裏に進めていた組織。

Nechama Tec. When light pierced the darkness, Oxford University, New York, 1986にもとづく。



ど死を意味していた。危険を察知したステファは厳しい決断を下した。ステファは泣きながらここから後の話をする。



「いよいよ疎開が迫ってきたとき、私はイレナに私の赤ん坊を連れて行くよう頼んだ。そしてこう言った。『あなたと離れないようにするけれど、もし別れ別れになったら、赤ちゃんのことをお願いします。自分の子どものように面倒を見てね。』ドイツ人の役人はイレナと赤ん坊を見て、アパートに戻るよう命じた。私もなんとかイレナと一緒に戻ることを許された。』

ステファはどうして自分の赤ん坊を失う危険を冒すことができたのか？

「私はイレナが赤ん坊の面倒をよく見てくれることが分かっていた。それに私がどうなる運命にあったか、だれにも分からなかった。私も死んでいかなくても良かった。』

質問：登場した人はそれぞれイレナが生き残るためにどのように貢献したのでしょうか？





勇敢な店主

バンコクに少年集団が時々争いを起こす街角がある。ある日、少年グループのひとりが別の学校の一人の少年をいじめ、通りを逃げるその子の後を追いかけた。気の毒な少年は生き残るために走った。そしてその街角にある小さな店のところに来た。追いかけて来た少年らはその店の常連客だった。

店主は事態を察知した。少年が店のドアを叩いた。



店主はすぐさま店の裏口を開き、少年をこっそりと店内に入れた。そして店の中に少

年をかくまった。

この勇敢な店主は、もし襲ってくる少年グループが店に入り敵を見つけたらどうなるか、それを考えたにも拘わらずこのような行動を取った。もし店主が犠牲者を救ったと少年らに知れたら将来商売がどうなるか、それを考えたにもかかわらずこのような行動を取った。

質問：ドアを叩く少年を見たとき店主にはどんな選択肢が考えられたでしょうか？
それぞれの選択肢の結果はどうだったでしょうか？

強制収容所で の苦痛を和ら げる村人たち



写真：Michel Comte/ICRC

バトコヴィッチ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、
1993年1月24日

この夏は初めから終わりまでイスラム系、クロアチア系の捕虜を満載したバスやトラックがIlija Gajic（イリヤ・ガジッチ）の菜園横の狭い農道をころがるように走り去った。軍は村人たちに一言の相談もなく、国営の穀物倉庫に強制収容所を設営した。ガジッチはバルカンの歴史で最悪の事態が繰り返されるのではないかと恐れた。

「強制収容所は誰にとっても何の益もない。それができるのを見て私は気持ちが悪くなった」とガジッチは語った。ガジッチは4千人の村民をかかえるこの村の村議会の議長を務める62才のセルビア人である。



殴打や死亡の話が伝えられるにつれ、ガジッチや村の他のリーダーたちは抗議することに決めた。この議長の事例は、あくどい残虐に満ちたこの戦争の中で語られなかった事例の一つで、危険を冒してまで同胞市民の置かれた状態を改善しようとしたセルビア人の話である。

「われわれは善意を目に見える形で示したいと思った。相手がこちらの捕虜をこう扱ってほしいと思うように、彼らが相手側の捕虜を取り扱ってほしいものだと願った。」とガジッチは語る。

9月初め、ガジッチは代表団を率いて近くにあるビジエリーナの軍本部に出かけ、捕虜を殴打していた看守を交替させるよう要求した。「あの看守たちはこの辺りの者ではない。家族に犠牲者が出ており、その復讐を必要としていたのだ。そこでわれわれは地元住民を収容所に配置するよう、当局に要求した。」とガジッチは言った。

軍司令部は最初だれが収容所の責任者かさえ明かすのを拒んだ、とガジッチは回想する。語気が荒くなってきた。代表団の一人は軍司令官に向かって「ジャセノヴァ

ックはいらないのだ」と言った。ジャセノヴァックは第二次世界大戦当時クロアチア・ファシストが作った強制収容所で、そこでは数万のセルビア人、ユダヤ人、ジプシーが殺された。「善良な人ならだれでもそう言うだろう。あそこで起きたことのために村が責められたいはなかった。われわれは村の評判を大切にしたいのだ。」とガジッチも訴えた。

看守の前では、捕虜たちはまだ最初の頃の残虐な事件を話したがらなかった。しかしかれらは、釈放された拘留者が語ったこと——ツープイフォーで殴られたこと、劣悪極まる衛生状態のため猛威を振るった赤痢のこと、18才以下か60才以上の者は収容されていないと代表団を欺いて、そう思わせるために入念な策略を講じたことは本当だ、と述べた。

拘留者によれば、9月までに少なくとも20人が殴打や虐待のため死亡したが、村人の介入後は状態が大きく改善されたという。

状況はいまだ初期の段階に止まっている。しかし数百人の拘留者はいまだ近くの工場に1週間に6日働かに行き、そこでは給料を支払ってもらえないものの収容所よりはましな食事が支給される。拘留者は看守を誉め、看守はそれを喜びをもって受け入れている。「捕虜を殴打する必要はないと思う。話せば分かる。」と地元出身の新任看守Dragolic（ドラゴリッチ）は言う。いまではそれぞれれの舎屋にテレビさえ置かれ、新年の祝日には看守たちは拘留者のためにブラム・ブランデーの「スリヴォヴィツ」のボトルを持ってくるまでになった。

「だれしもセルビア人は悪い人間だと思いたいようだが、それほど悪い人間ではないと私は思う。バトコヴィッチだけでなく、こんな例はおそらく他にもあるだろう。」とガジッチは語った。

質問：第三者はどのような選択をどのような社会的な圧力行使したのでしょうか？

* 「ツープイフォー」：厚い材木片
出典：Roy Gutman, *A Witness to Genocide*, Macmillan, London, 1993

探究1B: 人道的な行動を考える

探究1Aでは学習者は第三者に関する多くの事例を読み、その中の役割を演じ、分析してきました。探究1Bの目的は、彼らが振り返って人道的な行動、つまりすべての事例の中心にある行動の概念を定義する手助けをすることです。

この探究では、人道的な行動を「生命または人間の尊厳が危険に曝された、通常は保護しない人を保護する普通の人の行動」と定義します。

人道的な行動を定義し、どのような危険や障害があるのか、その範囲を検討した後、武力紛争中の人道的な行動の実例を検討し、そこでどのような種類の危険や障害が生じたかについて論じます。

目的

- ▲ 人道的な行動の概念を理解する。
- ▲ 他人の生命や人間の尊厳が危機的な状況におかれたときに、なすべきことに対して社会的な圧力が及ぼす影響を理解する。
- ▲ 日常生活や日々のニュースの中で人道的な行動を認識することができるようになる。

資料

- ▲ 戦争からの声 1

準備

「教師のための注釈10：事例とニュースの収集について」を読む。

この学習で用いるため2つのディスプレイを用意する。

[1.人道的な行動の特徴、2.社会的な圧力]

時間

45～60分の1セッション

1.人道的な行動の概念（15分）

人道的な行動の3つの特徴を示し、それぞれを説明するために探究1Aの事例から例を生徒に示させます。

人道的な行動の特徴

- ▲ 生命と人間の尊厳を守る。
- ▲ 通常は保護しないだれかのために行われるのが普通である。
- ▲ 個人的な危険または損失が含まれる恐れがある。

人道的な行動は、しばしば社会的な圧力に抗して犠牲者を保護するために行動することが求められます。人道的な行動に好意的なあるいは反対する社会的な圧力がどの程度強力かを示すため、次の社会的な圧力のグラフを使用します。

社会的な圧力

保護に反対

保護に好意的



探究1B: 人道的な行動を考える

学習した事例、あるいは生徒になじみのある出来事を使用し、以下の質問をします。

- ▶ その行動をグラフ上のどの位置に配置するか？ それはなぜか？
- ▶ 他人の生命または人間の尊厳を守るための介入は、社会的状況によってどのように影響を受けたか？

[たとえば、「他人のことに関わるな」という社会的な圧力、あるいは迫害に参加するよう求める社会的な圧力が加われば、犠牲者の救出は一層困難となる。]

設問例

- ▶ なぜ他の第三者はまだ助ける行動を始めていなかったのか？
- ▶ 第三者の行動は他の人々が救助に加わる見込みをどのように変化させたか？
- ▶ 事例中、第三者が助けるための行動にでると予想されなかったのはなぜか？ 第三者は助けるためにどのような社会的な圧力に反抗したのか？
- ▶ 人々が犠牲者を保護するかどうかに、文化、階級、あるいは宗教が影響を与えた例がかつてあったか？ それはどのような例か？
- ▶ 社会的な圧力の良い効果、悪い効果の両方の例を思い出せるか？

すでに分析した事例、あるいは知っている他の例を指摘するよう生徒に促します。

2. 最近の武力紛争での人道的な行動を考える (20分)

「戦争からの声1」を提示します。

その抜粋を生徒に配布し人道的な行動につき書き記すよう生徒に指示します。次に下記の質問を示し、出来事を簡単に述べさせます。

- ▲ なにが起きたか。
- ▲ その行動を「社会的な圧力」のグラフ上のどの位置に置くか、それはなぜか。

注: 必要ならば、まずグループ全体で抜粋の一つについて討論し、どのようにして戦争中の状況や考え方が人道的な行動に抗する圧力となるのかを明らかにします。

生徒の作業結果について討論します。

設問例

- ▶ 危険に曝された人が知らない人である場合と、敵と考えられる人である場合とでは、何らかの違いがあるか？

3. 行動の決断に伴う困難を評価する (10分)

人道的な行動の第3の特徴 - 「個人的な危険または損失が含まれる恐れがある」について討論します。



隣人たち、友人たちがなぜわれわれを助けてくれなかったのか、なぜ挨拶さえしてくれなかったのか、私には分からない。その人たちはそうすることが許されていなかったのだと言うが、その言い訳は受け入れられない。なぜなら、私ならそんな行動は取らなかつたろうから。私なら少なくとも何が起きているのか兵士たちに尋ね、その行動を止めさせるよう試みただろう。

— 民族浄化の犠牲者の言葉

探究1B: 人道的な行動を考える

私はフランス革命で死刑が宣告された人々を救った「紅はこべ」の本を読んだ。この人は好んで危険を冒す人のように見えた。このような個性をもっていたため、救う行為が容易になったと思う。

—アメリカの学生

- ▶ どんな種類の危険に出会う可能性があるか？

[たとえば、感情的、社会的、心理学的、身体的危険]

生徒に人道的な行動を一つ選ばせ、その中にあるかもしれない困難または危険を列挙させます。

生活状況の違いだけでなく、個性の違いも人の人道的な対応に影響することを生徒に認識させます。

まとめ (5分)

人道的な行動の特徴を復習して締めくくります。できれば生徒の示した例により各特徴を例証します。

要点

- ◆ 人道的な行動とは、生命または人間の尊厳が危険に曝されている人、特に通常は保護を受けない人を保護する行動である。このような行動には個人的な危険を伴う恐れがある。
(この定義は、この探究で採用された多くの定義のうちの一つである。)
- ◆ 生命と人間の尊厳を守ることを目的とした人道的な行動は、何らかの社会的状況下では、特に「敵」グループの一員と見なされる人が関係する場合、困難となる可能性がある。

発展的な学習



歴史と文化

知っている人道的な行動について書きます（自分の経験、映画、ラジオ、テレビ、読みもの、自分の国の歴史や出来事から）。

生徒はリチャード獅子親王の治療をした Salah El Din（サラ・エル・ディン）の例や 20世紀のOskar Schindler（オスカー・シンドラー）の例を挙げた。

メディア

メディアの中から人道的な行動の事例を探します。集めた結果を編集してスクラップブックや壁新聞にします。

見つけた事例の概要を書き、人道的な行動の時と場所、そしてどのメディアから取ったかを記します。

人道的な行動の3つの特徴にもとづいてその行動を分析します。

- ▲ 生命と人間の尊厳を守る。
- ▲ 通常は保護しないだれかのために行われるのが普通である。
- ▲ 個人的な危険または損失が含まれる恐れがある。



最近戦争に巻き込まれた人たちが述べた、自ら経験し、目撃しあるいは聞いたことのある人道的な行動

- 1 私の夫が敵に連れ去られ強制収容所に入れられた時、敵側の一人が密かに夫に食料や衣類を手渡してくれました。誰一人この事を知らなかった。その人は夫が連れ去られるのを止めることができなかったが、できるだけことをして夫を助けてくれた。私はこの人に会いたい。
—戦争で夫が行方不明になったある女性
- 2 私の村のある家に敵側の人たちが1家族——が住んでいた。私の父はその家を守った。私はそれを誇りに思っている。人々はこの家族を殺したい、出て行かせたいと思った。しかし父はこの家族を守った。
—母
- 3 私は爆撃で家が破壊されたある人を助けに行った。その人は私の家族の一人を殺した人だった。しかし私はその人を助けた。私の道徳的価値観がそうさせた。その人は、自分が私の親戚を殺したことを私が知っているとは気付いていなかった。それでも私はその人を助けた。
—宗教指導者
- 4 われわれの所には年老いた人たち——敵側の捕虜と民間人——がいた。この人たちは年老いていたので人道的に取り扱った。この人々を解放することはできなかったが、よい待遇を与えた。われわれは処分を決定する権限を持たなかったが、われわれの所にいる限りこの人たちはいつも安全であり保護されていた。
—兵士
- 5 われわれは敵の負傷兵を多数捕虜にした。これらの捕虜はわれわれの知人や親戚の死に関わっていたが、それでも医者にかからせ世話をした。われわれが信じる宗教は捕虜を殺したり傷つけたりすることを許していない。
—元戦闘員だった大工
- 6 人道的物資の輸送に携わる運転手たちは、自分らが無事に戻れるかどうかは分からぬまま、知らない人のために自らの命をかけた。
—ジャーナリスト
- 7 そのとき私は14才で、検問所の一つで哨戒任務についていた。一台の車が止まった。私は乗員のIDを調べ始め、すぐにその一人がイスラム系であることに気がついた。私は急いでそのIDを返し、運転手に行くように命じた。もし私がその人がイスラム教徒であることを報告したなら、その人は死に直面する、と分かっていた。私がこのような行動をとったのは、私が立派な家族の娘であり道徳的価値観にもとづいて育てられたからである。
—元戦闘員
- 8 私は味方の兵士5人が500人の民間人を村から捕虜収容所に送り込むため連れ出して行くのを見た。私はそれが命令によるものではないと知っていたので止めさせようとした。しかし兵士たちは私のいうことをきかなかつた。それどころか私に銃を向けさせた。私は司令官の所に行き、そのことを話した。司令官は私に銃を渡し、これを使って止めさせるようにと言った。私は銃を持ち兵士たちの振る舞いを止めさせた。この民間人たちはいまも生存している。
—兵士
- 9 私は子どもを連れて逃げていた一人の女性に出会った。この女性は米の入っていないつぼを一つだけ持っていた。非常に気の毒だった。私は女性に、なぜ戦争地域に戻って行くのか、と尋ねた。女性は、自分の村に戻りたいからだ、と答えた。私は「つぼ一つだけで米を持っていないのだね、私の米袋から糧食を半分持って行きなさい」と言い、糧食を半分持たせてやった。女性はお礼を言い、それ以来私が決して忘れたことのない言葉をおこなした——貴方のような立派な兵士にはこれまで会ったことがない、と言ったのだ。
—兵士
- 10 敗走する兵士たちがわれわれの町を通った。敵側の兵士たちだったが、町の人たちは兵士たちに必要なあらゆる援助をした。兵士たちは心から感謝していた。われわれは兵士たちを国境まで連れて行ってやった。兵士たちは国境を越えた。テレビの撮影隊が情景を記録していた。兵士たちには医療、その他すべての援助が与えられた。
—戦争で夫を失った女性
- 11 私の息子が数人の人々を拘束した。道に迷った者たち7~8人を捕えたのだ。「殴ってやる」と息子と言った。父を失っていたからだ。しかし翌日息子は帰ってきて、捕えた者たちを釈放してやった、と言った。
—母

出典：ICRCの「戦争の中の人たち」キャンペーンのために行われた調査結果「戦争からの声」にもとづく。

探究1C: 第三者のジレンマ

探究1Aと1Bで生徒は実際の人道的な行動について、第三者が行動する前に直面した障害と危険の点から探究しました。また第三者が最終的に行ったことの即時的、長期的な影響または結果の点からも探究しました。探究1Cでは「人道法の探究 (EHL)」のジレンマ教育法が導入され、これを使用して人道的な行動のさらに深い探究が行われます。ここでは生徒が人道的な行動を取るか取らないかを考える一人の第三者の立場に置かれ、生徒は関係するすべての人々の観点を考慮し、目標と結果の可能性を徹底的に調べるよう求められます。

殆どの人道的な行動にはジレンマがありますが、ジレンマ教育法はこの単元の初めでは重点が置かれていません。それは生徒に人道的な行動に関する分析的考察が課される前に、このような行動に向かう真の衝動と行動の流れを評価できるようにするためです。事実、多くの人道的な行動は衝動的であるといえます。

目的

- ▲ 人間の尊厳が脅かされる場面を目撃した第三者が直面する複雑な立場を認識する。
- ▲ ジレンマの分析方法を学ぶ。

資料

「ジレンマ：看守は楽しんでいた」

「ジレンマ・ワークシート」

準備

「方法論についてのガイド」に述べられているジレンマの使用に関する注釈や、ワークショップの3番目を読み直す。

できれば研修ビデオの関連部分を観る。

時間

45～60分の1セッション

1.ジレンマの概念への導入 (10分)

よく知られた格言を使ってジレンマの概念を説明する。

「進むも地獄、退くも地獄」、「前に岩、後に泥沼」。[生徒の出身地方の文化から何かを取り上げる。]

ジレンマとは何であるか述べるよう生徒に促します。例を挙げさせ、なぜそれがジレンマとなるのか説明させます。

ジレンマの主要な特徴を特定します。

- ▲ 行動の二者択一が要求される状況（行動しないことも含む）。
- ▲ どの選択肢も利点と欠点を持つ。

ジレンマの状況下では「悪条件に善処する」ことさえ不可能に思えることを指摘します。そのように思える理由は、

- ▲ どの選択肢も問題を引き起こす可能性があると考えられるから。
- ▲ 選択肢の結果が不確定だから。

探究1C：第三者のジレンマ

この單元の中の事例の一つあるいは生徒が提示した事例を用い、ジレンマに対処する選択肢を生徒に提案させます。

選択肢それぞれについて次の探究を行います。

- ▶ あなたが提案した行動からどんな結果が望まれるか？
- ▶ その他の結果は生じないか？（結果の連鎖の探究）
- ▶ その状況でどのような未知または予想外の事柄が起こるか？
- ▶ 他にだれか関与する人がいるか？ あなたが提案した行動によってその人たちはどんな影響を受けるか？ その人たちはあなたの行動をどう思うだろうか？ そう思われることは結果にどんな影響を及ぼすだろうか？

2.Wendy（ウェンディ）の複雑な人道的ジレンマの探究（30分）

ジレンマ「看守は楽しんでいた」の中でウェンディが述べた説明を提示する。



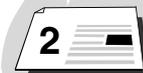
生徒を刑務所の外で待つウェンディの立場にあると想定させ、次の2つの事柄について書かせる。

- ▲ もし自分たちがウェンディだったらどうすると考えるか。
- ▲ 自分たちが選んだ行動の結果はどのようなものになるだろうか。

生徒一人一人に書かせた後、ウェンディの直面したジレンマ、第三者としての彼女の役割、取りうる行動について討論させます。

まず、ウェンディの目に写ったその囚人の状況はどのようなものか、ということに注目させます。

- ▶ ウェンディと看守は、それぞれに囚人の人間の尊厳についてどう考えていると思われるか？



次いで「ジレンマ・マークシート」を用い、ウェンディのジレンマの解決方法を探究します。生徒が提案する各選択肢について、起こりうる結果を述べさせます。

- ▲ 囚人に対する結果
- ▲ 収監された友人に会いたいというウェンディの希望に対する結果
- ▲ 看守の現在（と将来）の振る舞いに対する結果
- ▲ 収監されたウェンディの黒人の友人に対する結果

設問例

- ▶ その行動は、人道的観点から考えるとどのような肯定的な結果をもたらすだろうか？
- ▶ その選択肢を選ぶことにより事態が悪くなることがあるだろうか？ 誰にとってそうなるだろうか？

人道的観点から肯定的と考えられる結果には✓を、否定的と考えられる結果には✗印を付けます。

注：もし生徒にとって適切だと思えば、この実体験に対する理解を助けるため、ウェンディと看守が自分らの一つのグループに属し、囚人が別グループに属する人——前者のグループの政治的、経済的、軍事的支配下にある人——として想定するよう指示する。

討論の後、自分がウェンディであったならどう思うか、生徒に数分間の時間を与えて決断させます。決断を書かせ、それを選択した理由を説明させます。

次いで自分の決断とその理由を皆の前で発表させます。

「抗議しないなら、自分の行為が正しいという犯罪者の信念を認めることになる。」

—Ervin Staub (アーヴィン・ストーフ)、
The roots of evil 「悪の根」より

3.まとめ：内的力と外的力（5分）

締めくくりとして生徒に4つのリストを作成させます。

感情と認識

- 1 ウェンディの決断に影響を与えた感情と認識
- 2 看守の振る舞いに影響を与えた感情と認識

条件

（時間的制限、力の相違、場所の影響）

- 3 ウェンディの決断に影響を与えた条件
- 4 看守の振る舞いに影響を与えた条件

ジレンマのこのような側面について話すことにより、生徒は、他者のニーズを満たすための個人の努力には、個人の物の見方と外的条件がいかに影響を及ぼすかを理解するでしょう。

要点

- ◆ 人は多くの人道的な行動で、他人を守ろうとして他人や自分に危険や犠牲が生ずる場合、その行為をなすべきかどうか、というジレンマに陥る。
- ◆ どちらを選んだ場合でも、関わった人すべてに複雑で長期に亘って影響を及ぼす可能性がある。



看守は楽しんでいた

南アフリカのアパルトヘイト時代、白人であるWendy (ウェンディ) は、政治活動のため刑務所に入れられた黒人の友人と面会をしようとしていた。白人の刑務所管理者からの返事は、黒人の囚人を白人が訪問することは絶対に許されない、というものだった。ウェンディは刑務所の所長に会いに行った。所長はウェンディを自分の部屋に招き入れた。おそらくウェンディの夫がその町の新聞の編集長だったからか、所長は面会に同意した。ウェンディは刑務所の入口通路に戻り、面会を望んだ友人が出て来るのを待った。続いて何が起きたか、ウェンディは次のように説明する。

「待っているうちに私は、カーキ色のショーツとオーバーシャツを着た若い黒人の囚人が通路を少し行った所に立っているのに気がついた。その男は心配そうに徒然な様子——白人の「Baas* (ご主人様)」の気分と移り気をいつでも受け入れる態度——に見えた。男はあたかも立って待つよう命じられているかのように立っていた。白人の看守が現れ、男の側をゆっくり通り過ぎると、突然男に向かって突進し叫び始めた。この看守は怒ってはいなかった。ただ冗談でやっていたのだ。看守が殴りかかってくると思った囚人は身を守るためすぐに両腕を上げた。一方の腕は胃の上で曲げ、もう一方の腕は頭に置いて、囚人は投げつけられた問いかけと嘲りに吃りながら答えた。」

「それから看守はゆっくりと私の方にやってきた。看守はじっと睨んでいる私を見た。その時は緊

知した——看守は恥を感じていないばかりか、その目は白い皮膚のため私が当然のごとく自分のためた今の行為の共犯であると語っていた。」

「看守は黒人の側をゆっくりと通りすぎ、黒人に向かって行き、しばらくの間見えなくなり、そしてまた黒人のところに戻ってきた。看守が近づくと黒人は怯えた。その腕はまた防衛の姿勢を取った。看守は大いに楽しんでいて。観衆（私）がいたため、看守の楽しみはその分もっと大きかった。」

* Baas (ご主人様)：本来は「担当者」の意。
アパルトヘイトの状況で「抑圧者」を意味するようになった。

ウェンディはどうすべきだと思いますか？

考慮すべき他の点

- ▲ 看守
- ▲ 囚人
- ▲ 収監されているウェンディの友人
- ▲ 刑務所の所長

写真：映画「d'Homme _ Homme」より

出典：Biko by Donald Woods, Paddington Press, Ltd, London, 1978



ジレンマ・ワークシート

問題点	
行動	
肯定的結果	否定的結果
行動	
肯定的結果	否定的結果
行動	
肯定的結果	否定的結果
決断とその選択の理由	



メディア・ページ

目的：生徒が人の生命と尊厳を守る必要について学んでいることを日常の状況に適用するよう促す。

1. 人道的な行動について述べた記事をニュースの中から見つける。
2. その出来事を簡単に述べる。
 - ▶ だれの人間の尊厳が危険に曝されているか？
 - ▶ 救助の障害は何か？
 - ▶ 救助の手を差し伸べたのはだれか？ もしあれば、その人たちは助けた理由についてのどのように話しているか？



評価方法

▲ 継続中の評価

「人道法の探究 (EHL)」では、生徒が何を学び、どんな誤解をしているか、教師が毎日のように確認する機会がある。クラス討論、小グループ学習、ブレインストーミング、ロールプレイなどの実際的な教育方法は、みなそのような機会を提供するものです。

授業の終わりに5分ほど時間をとり、「今日は何を学んだか?」、「どんな疑問を持っているか?」という質問に対して1~2文で回答を生徒に書かせます。その回答を読み、それらを次回の授業で生徒の知識を増やし誤解を解くために利用します。

▲ 生徒の学習のポートフォリオ

1つの単元全体を通じ、生徒は人々にインタビューし、ある問題について一つの立場を取り、例を用いてその立場を守り、詩や寸劇、アートワークによって概念を例証し、あるいは特定のテーマについて掘り下げた研究論文を書くよう求められます。

各生徒のフォルダまたはポートフォリオを作り、生徒がクラスに提供した草稿、アートワーク、インタビュー、ニュース・クリップを保管します。生徒の作品を定期的に生徒とともに見返し、国際人道法の理解の進歩の跡をたどります。

作品は壁に展示します。

▲ 単元終了時の質問

単元1の終了後、生徒の学習成果を測るために最後の授業で文章を書かせてもよいでしょう。これは作文課題1つ(20~30分)と2~3の短答質問(各10分)という形式で実施できます。

1.作文課題：1つを選択しなさい

- ▶ 暴力状況を目撃した第三者の例を資料から選択せよ(または新たに作成せよ)。生徒が第三者の立場にあったと仮定して、どのような選択を行うか? その結果はどうなるか? どんな行動を取ると決断するか、それはなぜか?
- ▶ どのようにして人道的な行動を促進することができるか? その障害、障害の克服が困難な理由(または障害克服の方法)について述べよ。

2.短答質問：2つを選択しなさい

- ▶ 第三者、人道的な行動、ジレンマを定義せよ。
- ▶ ニュース・メディアで報じられた人道的な行動の例を示し、なぜそれが人道的な行動だと考えられるか説明せよ。
- ▶ 人道的な行動がもつ段階(ステップバイステップ)的な性質とはどのようなものか?



他の質問を作成しても構いません。このためには、小グループで質問を作成し、その一つをクラス全体の作文課題として選ぶよう生徒に求めます。あるいはその代わりに、各生徒に質問を提案させ、それに試験で回答させても構いません。生徒は質問の回答内容だけでなく質問の質によっても評価されます。教師が新聞記事、資料、またはその他の媒体の中の追加記事からの引用文を選んで構いません。重要な論点を指摘するよう生徒に求め、それに同意するか否かを生徒に質問します。

評価基準

次の条件を満たすものを効果が認められる生徒の回答とします。

- ▲ 第三者や戦闘員、ジレンマ、または連鎖反応などの概念、その他研修資料中の言葉を使用した回答。
- ▲ 論点を裏付ける具体的例を使用した回答。
- ▲ ニュース・メディア、インタビュー、クラス討論、教室外での読書など、さまざまなソースからの例証が含まれた回答。

上に述べた手法は単に教師がEHL資料に関する生徒の学習を評価する上で、その助けとなるヒントにすぎません。これらは必要に応じて自由に変更しても構いません。



人道的観点/一般

- ▲ –Library of Congress Country Studies series (議会図書館国土研究シリーズ)
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/cshome.html#toc>
- ▲ Encyclopedia Britannica (ブリタニカ百科事典)
<http://britannica.com/>
- ▲ Funk and Wagnalls (ファンク ワグナルズ)
<http://www.funkandwagnalls.com/>
- ▲ Yahoo! daily news and full coverage (Yahoo! 今日のニュース、全分野のニュース (米国版))
<http://dailynews.yahoo.com/>
- ▲ Amnesty International on-line (アムネスティ・インターナショナル)
<http://www.amnesty.org/>
アラビア語、英語、フランス語、スペイン語で記述
- ▲ Human Rights Watch (ヒューマン ライツ ウォッチ)
<http://www.hrw.org/>
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で記述

人道的行動

- ▲ The Albert Schweitzer Page (アルバート シュバイツァー ページ)
<http://www.pcisys.net/~jnf/>
- ▲ A Campaign for Forgiveness Research (赦しの研究キャンペーン)
<http://www.forgiving.org/>
- ▲ A Teacher's Guide to the Holocaust: Rescuers (教師用ホロコーストへの手引き:救助をした人々)
<http://fcit.coedu.usf.edu/holocaust/people/rescuer.htm>
- ▲ Jewish Student Online Research Center: Rescuers (ユダヤ人学生オンライン研究センター:救助をした人々)
<http://www.us-israel.org/jsource/Holocaust/rescuetoc.html>
- ▲ Peacemakers (平和に貢献した人々)
<http://www.myhero.com/peacemakers/>

子どもたちによる子どもたちのための子どもたちの英雄についてのサイト。これら英雄には世界、国内、民族の平和のために貢献した人々が含まれている。

- ▲ The Nobel Peace Prize (ノーベル平和賞)
<http://www.nobel.no/indexen.html>
英語とノルウェー語で記述。
- ▲ Yad Vashem: The Holocaust Martyrs' and Heroes' Remembrance Authority (Yad Vashem: ホロコーストの犠牲者と英雄の記念機関)
www.us-israel.org/jsource/Holocaust/rescuetoc.html

この単元で例として使用された個々の国、紛争、事例に関する詳細情報については、次のオンライン・ソースを参照。

戦闘の余波

- ▲ History of the International Committee of the Red Cross (赤十字国際委員会の歴史)
<http://www.icrc.org/eng/history>
英語、フランス語、スペイン語で記述。
- ▲ The Battle of Solferino (contemporary newspaper accounts) (ソルフェリーノの戦い(当時の新聞記事))
<http://www.hillsdale.edu/dept/History/Documents/War/19e/late/1859-Solferino.htm>



一人ベンチで

- ▲ Civil Rights Law and History (United States Department of Justice) (公民権法とその歴史 (アメリカ司法省))
<http://www.usdoj.gov/kidspage/crt/crtmenu.htm>
青年のために作られたサイト
- ▲ Little Rock High School 40th Anniversary Homepage (リトルロック高校40周年ホームページ)
<http://www.centralhigh57.org/>

名乗り出た目撃者

- ▲ Truth and Reconciliation Commission (真実と和解委員会)
<http://www.truth.org.za/>
- ▲ Yahoo! full coverage: South Africa (Yahoo! 全分野のニュース:南アフリカ)
http://asia.fullcoverage.yahoo.com/fc/Asia/South_Africa/
- ▲ Yahoo! full coverage: Truth and Reconciliation Commission (Yahoo! 全分野のニュース:Truth and Reconciliation Commission)
http://dailynews.yahoo.com/full_coverage/world/
- ▲ War Crimes in the Twentieth Century: Truth and Reconciliation in South Africa (audio) (20世紀の戦争犯罪:南アフリカにおける真実と和解 (オーディオ))
<http://www.npr.org/programs/specials/warcrimes/index.html>

一步一步

- ▲ Poland: Museum of Tolerance Multimedia Learning Center (ポーランド: 寛容マルチメディア学習センター博物館)
<http://motlc.wiesenthal.org/pages/t061/t06162.html>
- ▲ The Warsaw Ghetto Uprising (United States Holocaust Memorial Museum) (ワルシャワ・ゲットーでの暴動 (アメリカ・ホロコースト記念博物館))
<http://www.ushmm.org/outreach/wgupris.htm>
青年のために作られたサイト

強制収容所で苦しみを和らげる村人たち

- ▲ Coalition for International Justice (国際的正義のための連合)
<http://www.cij.org/icty/icty.html>
- ▲ ABC News: A Beginners Guide to the Balkans (ABCニュース:初心者用バルカン入門)
http://abcnews.go.com/sections/world/balkans_content/
- ▲ International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia (旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所)
<http://www.un.org/icty/>

単元2

武力紛争の制限 (7セッション)

どのような制限が必要か、それはなぜか？

この制限は何に由来するのか？

戦争を制限する法はどのように
発展しているのか？

探究

- 2A. 破壊の抑制 (2セッション) ……71
- 2B. 過去の行動規範 (1セッション) ……95
- 2C. 「少年兵」に着目して(2セッション) ……113
- 2D. 対人地雷に着目して (2セッション) ……133

概念

- 戦争の制限
- 文民、非戦闘員
- 人権
- 保護
- 子どもたちのニーズ
- 無差別兵器
- 波及効果
- 全単元共通：
 - 人間の尊厳
 - 人道的な行動の障害となるもの
 - ジレンマ
 - 結果
 - さまざまな視点

手法

- ある観点に立って見る
- 問題の分析
- 結果の追跡
- 実行する機会を考える
- 解決策を見出す

探究2A：破壊の抑制

単元1では普通の人々が他者の生命と人間の尊厳を守るために自らの意志で実行した人道的な行動について検討しました。探究2Aでは、犠牲者と弱者を守るために、武力紛争での行動規範に焦点を移します。まず生徒を武力紛争に巻き込まれた弱者と勝利者両方の立場に立たせるために、ある特定の状況——捕虜となった兵士——について考える写真を示すことから始めます。続いてレイアウト写真で、戦争状況の範囲を拡大します。生命と人間の尊厳の保護に必要な規則を提案するために必要な、武力紛争から生ずる条件を探究します。

国際人道法（IHL）は広範囲にわたる法律です。この探究では、青少年が状況を学ぶ上で最も身近なIHLの基本的規則が紹介されます。生徒はこれら規則の背後にある根拠を調べ、自分たちが提案した規則との比較を行います。またこの探究ではIHLと人権法との関係も明らかになります。言い換えれば、国際人道法と人権法のどちらにも共通な核心となる権利があり、それはあらゆる状況で——武力紛争の時でさえも——守られねばならないものであるということです。

目的

- ▲ 武力紛争になぜ規則が必要か、その理由のいくつかを理解する。
- ▲ 人権法と国際人道法との補完関係を理解する。
- ▲ 国際人道法の基本規則のいくつかを知る。

資料

- ▲ 写真：目隠しされた捕虜
- ▲ 写真：捕虜の行進（2枚）
- ▲ レイアウト写真2A（カバーポケットに挿入）
- ▲ 国際人道法の基本規則は何か？
- ▲ 国際連合の世界人権宣言
- ▲ 古代史からの2つの事例

**教師のために**

- ▲ IHLと人権法—内容と補完性
- ▲ もし生徒からこのように尋ねられたら…

準備

「方法論についてのガイド」—教師のための注6にある写真の使用に関する資料を読み直すこと。ワークショップ4-5を読み直し、できれば関連の教師用ビデオを観ること。

時間

45～60分の2セッション

1.導入（5分）

復習のための短い討論

- ▶ 人道的な行動の特徴はどのようなものだったか？ 思い出してみよう。

探究2A：破壊の抑制

- ▶ 何が人道的な行動の障害だったか？
- ▶ 武力紛争中に人道的な行動を困難にする障害は他にどんなものがあるか？
[たとえば、復讐への願望、情報の欠如、生活必需品の欠如、恐怖、強い憎しみ…]

この探究では武力紛争における規則の必要性と、それらの規則がどのようなものであればよいかについて検討することを生徒に伝えます。

2.戦争捕虜と捕虜を捕えた側の経験（15分）

「目隠しされた捕虜」の写真を見せます。自分が捕虜または看守の立場にあると想定するよう生徒に指示します。何を考えているかについて書かせます。

- ▶ 捕虜は何をを考えているでしょうか？ 看守の方はどうですか？
2人1組になって考えたことを話し合えます。
次のことを考えるよう指示します。指示は一つずつ行います。
- ▶ 捕虜が自分の兄弟だったと想定する。捕虜をどのように扱ってほしいと思うか？ それはなぜか？
- ▶ 捕虜が戦闘で自分の友人を殺したと想定する。その捕虜をどのように扱ってほしいと思うか？ それはなぜか？

「捕虜の行進」の写真のどちらか一方を使って上のプロセスを繰り返します。
グループ討論をします：

- ▶ 武力紛争での捕虜はどのように取り扱われるべきか？
- ▶ 捕虜が重要な情報をもっていたと仮定する。それはその捕虜の扱われ方に影響するだろうか？
- ▶ 捕虜の人間の尊厳はどのようにして危険に曝されるか？ 看守についてはどうか？

3.武力紛争で捕虜を保護するため

どのような規則が定められるべきか？（15分）

武力紛争の時、捕虜のために必要と思う規則と、その規則それぞれについて理由を書くよう生徒に指示します。

生徒が提案した規則をリストにします。

これら規則について討論します。賛成か？ 賛成できないか？ それはなぜか？

4.他に武力紛争に関するどのような規則が必要か？（10分）

レイアウト写真を示します。写真を調べ、他に必要な規則を提案するよう生徒に指示します。

次の質問を考えながらグループ全体の規則のリストについて討論します。



当惑の中での恐怖、相いれない環境、そして自分の最終的運命の不確実性——これらが最も支配的な感情である。このような喪失感（友人、家族の喪失）の中には時間に対する不明確さも具体的に示されている。いつまで？ 無限に続くのか？

—捕虜となった飛行機操縦士の意見



捕虜はあなたの兄弟である。捕虜があなたの手中にあり、あなたのために働いているのは神の恩寵によってである。捕虜はあなたのなすがままである。だから捕虜があなたと同様に食事や衣服を得られるように配慮せよ。捕虜の力を超えて労働を要求してはならない。

—預言者ムハンマド (570-632)



設問例

- ▶ 規則によって戦争の経験にはどのような違いが生ずるだろうか？
- ▶ 規則の実施にはどのような困難が生ずるだろうか？
- ▶ 戦闘外におかれた者 (hors de combat) にはどのような規則が当てはまるか？

"Hors de combat"は文字通り「戦闘外におかれた」と定義します。戦闘員が戦闘外におかれた場合は（捕虜となった、負傷、あるいは病気になったり、もはや戦う立場にいなくなった）、IHLの下で特別な保護を受ける権利を持ちます。

5.IHLの基本規則を調べる（15分）

「国際人道法とは何か」を提示します。

次のことについて討論します。

- ▶ 各IHL規則について、もしこれがなかったなら何が起きるか？
- ▶ これら規則のうち、生徒が書いた規則に類似しているのはどれか？

**6.IHLと人権（25分）**

国際人道法と人権法はどちらも人間の基本的な様々な保護を保障していることを説明します。

人権のリストを作成するよう生徒に指示し、生徒が人権について何を知っているかを調べます。

「国際連合の世界人権宣言」を提示します。

生徒を小グループに分け、宣言に述べられた人権とIHL規則を学習させます。

- ▶ どんな種類の保護が人権法と国際人道法に共通なのか？

グループの報告を集め、討論します。

2種類の規則群を表現するため、2つの楕円が一部重なった略図または図式を描きます。生徒に人権とIHL規則の例を楕円に書き込ませ、両方が重複する箇所を指示させます。（教師用資料「IHLと人権法－内容と補完性」を参照。）

**7.IHLの基本規則を記憶しやすくする（10分）**

生徒を小グループに分け、各基本規則を要約した短い語句またはスローガンを作成させます。たとえば「降伏する兵士は見逃せ」、「病人と負傷者を介護せよ」、「標章を尊重せよ」といったものです。

この作成作業をさらに発展させるには、生徒に発展的な学習にある「コミュニケーション/青少年活動」に取り組ませるとよいでしょう。

要点

- ◆ 人道法の目的は武力紛争時に生命と人間の尊厳を守ることにある。これは不必要な苦しみを軽減し、非戦闘員やとりわけもはや戦闘から離脱した者を守るように戦争の手段と方法を制限することで達成される。
- ◆ 人道法も人権法も共に生命と人間の尊厳の保護という同じ基本的な目標を持つ。人道法は特に武力紛争時に用いられる。なぜならば、これはそのような極限状況下での適用を意図しているからである。

武器を持っていない兵士を傷つけてはならない。

IHL!

血まみれになっている兵士を泥の中に放置してはならない。

IHL!

爆撃するとき、宗教施設は攻撃するな。

私が相手を助けようとする時、部下の兵士が突き刺そうとすると、私はこう言う——「待て、銃を下ろせ、落ち着け、撃つな!」

IHL!

民間人を保護しなければ、数百万という死者が出るだろう。

IHL!

慌てた時でも忘れるな——

IHL、IHL、IHL、生命のために!

IHL、IHL、IHL、生命のために!

—EHLを学ぶ学生が作ったラップソング

発展的な学習



歴史

「古代史からの二つの事例」を読んで遠い過去に注目します。生徒の祖国がある大陸の過去の文明に関する読み物を読み、次の質問に答えるレポートを書きます。

- ▶ 敗れた敵はどのように扱われたか？



メディアとの連携

「武力紛争を禁ずる法律が必要だ」と考えさせるような武力紛争の記事（新聞、雑誌またはテレビ）を集めます。それがどんな法律であるべきかについて書きます。

または、

規則が当てはまる状況に関するニュース記事を一つもって来ます。各状況について該当する規則と、それが守られたかどうか、説明を書きます。ニュース記事の壁新聞を作り、後からも追加できるようにします。

アート

「目隠しされた捕虜」の写真にもとづいて、生徒が写真の場面の人物を演じた集団像（又は静止画）をつくれます。参加者は1、2分不動のまま沈黙を保ちます。

各人物の後に他の生徒を立たせ、その人物（捕虜または捕虜を捕えた者）がどう思ったか考えさせます。これらの生徒に、その人物が何を考え感じたと思うか表現させます。

または、

戦争規則の違反または遵守を描いた美術の力作を使用します。これに対する反応を文章で、あるいはドラマの演出で表現させます。このような作品の例としては、Pablo Picasso（パブロ・ピカソ）の「ゲルニカ」、やJohn Singer Sargent（ジョン・シンガー・サージエント）の「ガス室送り」が挙げられます。

- ▶ 何が起きたのか？ 絵画では他に何が起きているのか？
- ▶ 作者のメッセージは何か？

絵画を、徴兵ポスターまたは徴兵広告の画像やテレビ・コマーシャルと対比させます。

または、

戦争中または戦争後兵士が書いた詩を読みます。

- ▶ 作者のメッセージは何か？ それは生徒が提案した規則あるいは絵画の作者のメッセージとどのように類似しているのか、あるいは異なっているのか？

コミュニケーション/青少年の活動

フレーズやスローガンをポスターにしたり、あるいはラジオ・スポット、歌またはラップにして、IHLの基本規則の普及方法を考案します。

これら「基本規則」を学校や地域社会に普及させる方法についてブレインストーミングを行います。その一つをプロジェクトとして選定します。[探究のまとめ「これからどこに向かうか」は生徒のプロジェクトに参考となります。]



写真：Raymond Depardon/Magnum Photos



目隠しされた捕虜－反乱軍に捕えられたマリからの兵士。トゥーケメムの攻撃でただ一人生き残った。この捕虜の運命は担当将校が部下の兵士に下す命令如何にかかっている。



写真：ICRC

捕虜の行進ーラオスの人民解放軍に捕えられた捕虜の列。これら捕虜の運命はこの兵士が受ける命令にかかっている。



写真：Robert Capa/Magnum Photos



捕虜の行進－1944年6～7月、フランスのノルマンディーでアメリカ軍の捕虜となったドイツ兵。これら捕虜の運命はこの兵士が受ける命令にかかっている。



国際人道法の基本原則は何か？

1 攻撃は戦闘員と軍事目標だけに限定しなければならない。

- 1.1 民間人を攻撃してはならない。
- 1.2 民間施設（住宅、病院、学校、礼拝所、文化的または歴史的建造物その他）を攻撃してはならない。
- 1.3 民間人を軍事目標の盾として利用してはならない。
- 1.4 戦闘員は民間人のふりをしてはならない。
- 1.5 戦闘方法として民間人を飢餓にさらしてはならない。
- 1.6 民間人の生存に不可欠なものを攻撃してはならない（食料、農地、飲料水施設その他）
- 1.7 ダム、堤防、あるいは原子力発電所の攻撃により民間人が深刻な損害を被る場合、これらを攻撃してはならない。

2 民間と軍との目標物や人を無差別におそい、そして過度の傷害または苦しみをもたらす攻撃と兵器使用は禁止する。

- 2.1 化学兵器と生物兵器、失明をもたらすレーザー兵器、X線探知不能な破片により傷害を与える兵器、毒、対地雷など、特定の兵器は禁止する。
- 2.2 全滅させるといふ命令または脅迫は禁止する。

3 民間人、負傷した戦闘員と捕虜は攻撃してはならず、これらは保護し人道的に扱われなければならない。

- 3.1 誰に対しても身体的または精神的拷問、肉体的懲罰、残酷あるいは屈辱的な取扱いを行ってはならない。
- 3.2 性的暴力は禁止する。
- 3.3 紛争のどちら側の当事者も、その支配下で相手側の傷病者を探し介護しなければならぬ。
- 3.4 降伏しまたは戦闘外におかれている敵を殺しまたは傷つけることを禁止する。
- 3.5 捕虜は尊重される権利を持ち、人道的に扱われなければならない。
- 3.6 人質を取ることが禁止する。
- 3.7 民間人の強制的な移住は禁止する。いわゆる「民族浄化」は禁止する。
- 3.8 敵の支配下にある人々は家族と連絡し人道支援（食料、医療、心理的支援その他）を受ける権利を持つ。
- 3.9 妊婦や乳幼児を持つ母親、孤児、老人など、弱者のグループには特別の保護が与えられなければならない。
- 3.10 IHLは15才に達しない子どもを戦争行為のために徴兵しこれに参加させることを禁止する。
- 3.11 だれしも公正な裁判（中立的裁判、正規の手続きその他）を受ける権利を持つ。集団的懲罰は禁止する。



国際人道法の基本原則は何か？

4 軍と民間の医療担当者および医療施設（病院、医院、救急車その他）は尊重され保護されねばならず、その任務遂行のためあらゆる可能な支援が与えられねばならない。

- 4.1 赤十字または赤新月の標章は、医療担当者と医療施設を保護する象徴である。この標章を付けた人または物に対する攻撃は禁止される。偽って標章を使用することは禁止される。
- 4.2 医療隊と医療輸送手段は敵を害する行為のために利用してはならない。
- 4.3 傷病者を取り扱う際の優先順位は医療以外の根拠によってはならない。

語義

付随的損害：民間人の死亡、民間人の負傷、民間施設の損害を防止するためあるいはそれが不可能ならば最小限に止めるために必要なすべての予防措置にも関わらず、攻撃により偶発的に生じたこれらの損害または死亡。

戦闘外におかれた(者)：捕虜となったり、負傷したり、罹患や船の難破によって、もはや闘う立場にない(戦闘員をさす言葉)。

民間人：戦闘員でないすべての人(疑わしい場合は民間人と見なされる)。

もし民間人が戦争行為に直接参加した場合、その人は戦闘員となり保護を失う。

民間施設：軍事目標でないすべての施設。

もし民間施設が軍事行動支援のため使用された場合、その施設は軍事目標とされ保護を失う。

戦闘員：戦争行為に直接加わっている人、または軍隊の構成員。

軍事目標：その性質、立地、使用目的の点で軍事行動に効果的に貢献し、その破壊が明確な軍事的利益をもたらすような戦闘員および施設。



国際連合の世界人権宣言

すべての人間が以下の権利を持つことを宣言する。

- ▶ 尊厳と権利とにおける平等
- ▶ 生命、自由及び身体の安全に対する権利
- ▶ 恣意的に逮捕、拘禁されない自由、各国の境界内において自由に移動及び居住する権利
- ▶ 奴隷、苦役からの自由
- ▶ 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰からの自由
- ▶ 自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉されない自由
- ▶ 婚姻し、家庭をつくる権利
- ▶ 思想、良心および宗教、表現の自由
- ▶ 平和的な集会及び結社の自由に対する権利
- ▶ 公正かつ有利な勤労条件を確保し、休息及び余暇を持つ権利
- ▶ 健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利
- ▶ 教育を受ける権利
- ▶ 自由に社会生活に参加する権利



古代史からの2つの事例

カルタゴの降伏（紀元前147年）

ついに人口が50万人から5万人に減少しカルタゴは降伏した…生き残った者たちは奴隷として売られ、町は略奪者の群のなすがままとなった。

町の壊滅を望まなかったScipio（スキピオ）[軍の護民官の一人]は、ローマに使者を送って最終命令を仰いだ。元老院の返事は、カルタゴのみならず近くの属領もすべてごとごとく破壊し、土には鋤を入れて塩を撒き、正式の呪いをかけよ、というものだった。そうして町は17日間にわたって燃え続けた。

出典：Durant, Will, *Caesar and Christ, The Story of Civilization, Volume 3*, Simon and Schuster, New York, 1944

都市国家の降伏（紀元前416年）

ここでミロス人たちは説得されて降伏した…そこで征服者は徴兵年齢だったすべての住民を殺し、女、子どもを奴隷にした。そしてミロス島を植民地にし、自国から500人の入植者を送り込んだ。

出典：Thucydides, *Peloponnesian War*, Book V

征服された地域社会を守る行動規範が出来る前、

- ▶ 征服された地域社会はどのような運命に直面したか？
- ▶ 征服された地域社会にはどのような選択肢があったか？



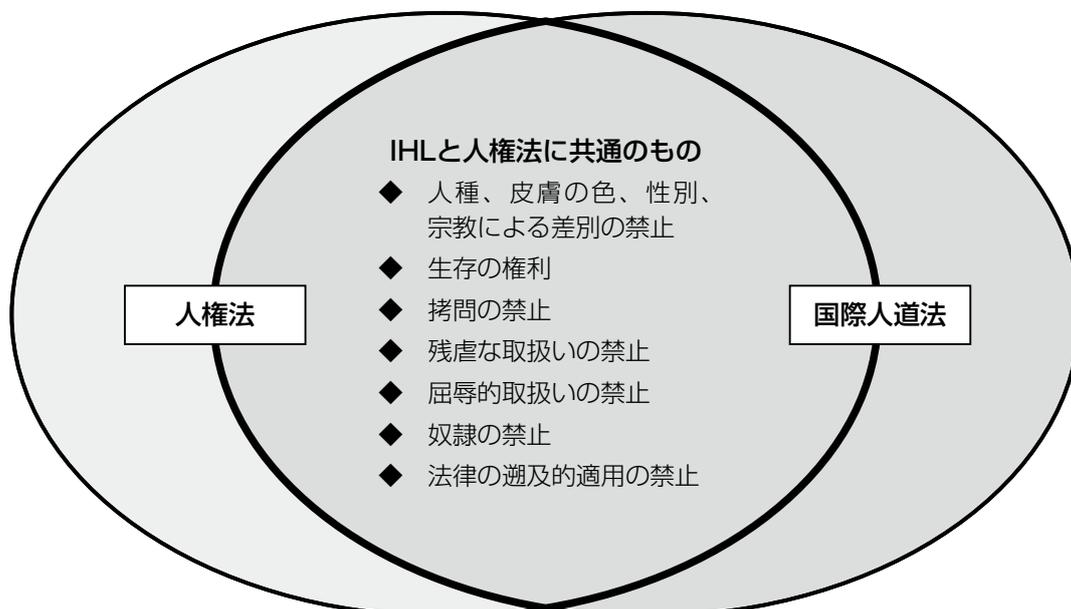
IHLと人権－内容と補完性

国際人道法（IHL）と人権法は互いに補完的です。両方とも人間の尊厳の確保を意図していますが、それぞれ異なった状況と方法でそれを達成しようとします。

人権法はいつでもあらゆる状況で、国家の支配下にあるすべての人に適用されます。その目的は国家の専制的な行為から個人を保護することにあります。したがって人権法は武力紛争の時でも変わらず適用されます。しかし、市民的および政治的権利に関する国際規約、欧州人権条約、米州人権条約などの人権条約は、逼迫した状況下において、「国民の生存を脅かす公の緊急事態」にあってはいくつかの権利について一部規制することを認めています。武力紛争はほぼ間違いなくこのような事態の例です。言い換えれば、公共の緊急事態においては多くの権利（移転の自由、自由と安全、結社の自由など）が制限されるか、あるいは、一時停止されるかも知れないが、それは「事態の緊急性が真に必要なとする限度」においてのみです（領域的にも、一時的にも）。しかしどんな時にもあるいはどんな状況でも決して停止されてはならない権利の「核」は依然として存在します。

他方、武力紛争時には特殊な法制であるIHLが効力を現します。これは武力紛争に適合するよう特に作成された規則の集合で、その目的は戦争犠牲者（民間人、傷病者、捕虜、避難民など）を保護し戦争行為を規制することにあります。これは例外的状況にのみ適用され、いかなる規制をすることも許されません。多くの条項は国際武力紛争を対象として規定されており、非国際的な武力紛争に適用される条項ははるかに少ないものです。人道法の主な目的は、非戦闘員または戦争行為に関与しなくなった戦闘員（捕虜、傷病兵）の生命、健康、人間の尊厳を確保し、紛争当事者が選択した戦闘方法を実施する権利を制限することにあります。人道法は武力紛争による苦しみと損害を制限することを意図しています。この制限によりIHLは武力紛争時における人権の「核」を保護するものである、ということができでしょう。これらの「核」を保護することには、生存の権利、奴隷の禁止、拷問と非人道的な取扱いの禁止、法律の遡及的適用を禁止することが含まれます。国家の緊急事態により一部停止されることがある他の諸権利（言論の自由、移転の自由、結社の自由など）と異なり、IHLによる権利の「核」の保護は決して停止されることがありません。

これらの全く規制を受けない諸権利を取り集めて見れば、本質的な基本的権利がIHLと人権法両方により保障されていることが分かります。





人権法

人権法の最初の足跡は18世紀に見い出されます。事実1789年のフランスの人間と市民の権利の宣言（フランス人権宣言）と1791年に採択されたアメリカの権利章典は、ともに人権の始まりを示しています。その後、国際連合（UN）と1948年世界人権宣言の影響の下で人権の発展が本格化します。1966年には2つの重要な規約が調印されました。市民のおよび政治的権利に関する人権の国際規約（第1世代の人権）と、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（第2世代の人権）です。

一つ目の規約はなおも基準として存続しています。これは他の多くの条約や、権利と自由に関する国家的憲章の模範としての役割を果たしてきました。他方二つ目の規約は、各国ごとのその展開の可能性や地域的性格のため、その影響は限られていました。

第3世代の人権は、発展、平和、健全な環境の権利など、新たな普遍的権利を包含します。しかし多くの法律家はこれらを真の権利とは考えていません。

人権はまた地域的な諸組織によっても認知されてきました。たとえば人権および基本的自由の保護のための欧州人権条約（1950年、ヨーロッパ評議会）、米州人権条約（1969年、米州機構）、アフリカ人権憲章（1981年、アフリカ統一機構）などです。カイロ人権宣言（1990年、イスラム諸国会議機構）も参照すべきです。

これら法的文書の殆どは、有効な司法組織（ヨーロッパ人権裁判所、米州人権裁判所）、あるいは疑似司法組織（国連自由権規約委員会、アフリカ人権委員会）、あるいは報告機関（国連人権委員会）などの形態で、実施の仕組みを提供しています。

人権に関する主な法的文書

- 1926年 奴隷禁止条約
- 1930年 強制労働に関する条約（ILO）
- 1948年 世界人権宣言
- 1948年 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）
- 1950年 欧州人権条約
- 1965年 人種差別撤廃条約
- 1966年 市民のおよび政治的権利に関する国際規約（UN）
- 1966年 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（UN）
- 1969年 米州人権条約
- 1979年 女子差別撤廃条約
- 1981年 アフリカ人権憲章
- 1984年 拷問禁止条約
- 1989年 児童（子ども）の権利条約
- 2002年 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の
選択議定書



国際人道法（IHL） （戦争法または武力紛争法）

- ▲ 条約または慣習によって確立され、武力紛争での暴力の使用を制限する国際的諸原則の体系で、下記を目的としています：

戦争行為の規制、とりわけ戦争の方法と手段に対する制限。

戦争行為に参加していない（あるいはもはや参加しなくなった）人、すなわち民間人の保護。

- ▲ 軍事的必要性と人道的諸原則との間での（現実的、実際の）均衡。

暴力に対して暴力で応ずることは禁止されています。

IHLに関する主要な法的文書

- 1868年 サンクト・ペテルブルク宣言
- 1899年 ハーグ諸条約
- 1949年 1949年のジュネーブ4条約
- 1954年 文化財保護に関する条約
- 1977年 ジュネーブ諸条約の2つの追加議定書
- 1980年 特定通常兵器使用禁止制限条約
- 1993年 化学兵器禁止条約
- 1995年 失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書
- 1997年 対人地雷禁止条約
- 1998年 国際刑事裁判所規程採択
- 2002年 初の常設国際刑事裁判所の設立となる1998年のローマ規程の発効



もし生徒が質問したら…

諸国がなぜ戦争規則を受け入れているのかという生徒の問いに対して次のように答えれば、生徒が自ら考え質問に回答する手助けになるでしょう。

1. 戦争で勝利しつつある側はなぜその行動を制限する規則に従わねばならないのか？
 - a. その国の長期的な利益を考えてみよう。世界から犯罪を犯した国として見られたくはないのではないか？
 - b. もしその国が敗北し始めたならどうだろうか？（敗北するはずはないと思っても敗北した過去の例を考えてみよう。）あなたの国民が保護を必要とするようになればどうなるだろうか？
 - c. 規則を遵守する理由の例——人間の尊厳の尊重、法的義務、プロ意識、平和への見通しを高めること、訴追のリスク、自国の軍隊内で規律を維持する価値、戦闘地域の人々と自国内の世論の支援を得ること、積極的な互恵性、他国の反応への考慮。
2. これら規則がいつも破られているなら、なぜそのようなものを設けるのか？ [単元3も参照]
 - a. いつも破られている訳ではない。殆どの場合に守られている。規則遵守はニュースになるだろうか？
ニュースになるのはいつもその違反である。
 - b. たとえ完全に尊重されていなくとも、これらの規則が多くの人々を保護することは確かである。
 - c. 規則が破られる場合、その多くは戦闘員が制裁を恐れていないためである。
諸国が確実にその軍隊と国民にIHLの十分な教育を施すこと、その施行を監視すること、そして法律を施行することが必要なのはそのためである。
 - d. そもそも誰かその規則違反で罰せられることがあり得るだろうか？
ジュネーブ条約は、条約違反を犯した、あるいは違反を命じた人に刑罰を課す国内法を制定するよう、各国に求めている。各国はまたこの違反を犯した、あるいは違反を命じた人を（その国籍に関わらず）探索し、裁判にかけようとする手続きを施行せねばならない。
3. なぜ敵の捕虜の面倒を見るために資源を無駄にするのか？
 - a. もしあなたが敵の捕虜を助けなかったら、敵に捕えられて捕虜となるあなたの国の人たちはどうなるだろうか？
 - b. 捕虜に基本的生活用品を支給してもあなた自身の戦闘能力に大きく影響しないのが普通である。
4. これらの規則をだれが施行するのか？
 - a. 規則を遵守させる主たる責任は戦争当事者（交戦状態にある国家または武装グループ）にある。
 - b. さらに、もし違反が生じた場合、違反を予防し重大な違反を犯した当事者を罰するための措置を取るのは、条約を守った他国の権利であり義務である。（上記2dを参照）
 - c. 国際社会の役割はますます大きくなっている。国連安全保障理事会は1993年と1994年、1990年代に旧ユーゴスラビアとルワンダで生じた重大なIHL違反の責任者を訴追するため国際刑事裁判所を設立した。1998年ローマで開かれた国連の会議で、常設の国際刑事裁判所を設ける規程が採択された。どの国家もこの規程をあらゆる条約と同様遵守せねばならない。この裁判所は60カ国の同意が得られたならば正式に設立される。[単元4も参照。]



- d. 遵守を「強制」するのはICRC（あるいは各国の赤十字社や赤新月社）の役割ではない。ICRCが違反を発見したなら、ICRCは機密報告書により担当機関に通報する。ICRCの役割は、外交手段になるべく頼ることなく戦争当事者に戦争規則を守るよう説得することである。世界中で広くICRCが尊敬されているのは、その慎重な中立性と公平性のためである。ICRCは、紛争全当事者の犠牲者に近づくためにはどんな場合にも慎重さと説得が最善の方法である、と考えている。[単元5も参照。]

出典：What's Fair - You Decide、カナダ赤十字社；Even Wars Have Limits、オーストラリア赤十字社

探究2B：過去の行動規範

探究2Bは、規範または規則集を作ることによって戦争による荒廃を抑止しようとした、過去数世紀にわたる人類の努力の普遍性を例証することを目的とします。学習順序としては探究2Aで生徒が規則の必要性について検討し、今日の規範——国際人道法——を考えるきっかけを得た後、ここで過去の規範が提示されることとなります。

目的

- ▲ 多くの場所で、多くの時代に武力紛争を規制する規範が作られてきたことを知る。
- ▲ 初期の規範で定められた禁止事項と要件についていくつかの事例を知る。
- ▲ 史実と人道規範の発展との因果関係を示す。

資料

- ▲ 動物の規範と戦士の規範
- ▲ 戦争規範例
- ▲ 国際人道法の基本的な原則は何か？
- ▲ 世界地図（可能であれば）

時間

45～60分の1セッション



1.武力紛争に対する規則制定の試みを示す最初の兆候は何か？（10分）

この質問の答えを考えるよう生徒に促し、その答えを論証し、討論します。
[正しい回答は一つではありません。回答を考えることにより過去に遡ることが目的です。]

生徒の考えに関連性があるならば、「動物の規範と戦士の規範」からの情報を付け加えます。



2.規範の歴史的変遷（25分）

「戦争規範例」を提示します。

設問例

- ▶ 複数の規範にどんな規則が含まれていることが分かったか？
[たとえば、戦闘に関与していない、あるいはもはや関与しなくなった人——「非戦闘員」——は保護される、ある種の兵器は禁止される、など。]
- ▶ 規則を説明している規範があるか？ どのような説明か？
[たとえば戦士の名誉に関する規範など]
- ▶ 規範の中の規則で自分が提案した規則に類似したものがあったか？
- ▶ これらの規範を人道法の基本規則と比較してみよう。



3. 全世界的な広がり注目する (10分)

規範の成立の元となった地域を、世界地図上で生徒に探させます。

捕虜を丁寧に治療しその
ケアをせよ。

—孔子 (BC551~BC479)

要点

- ◆ 戦争の残虐さを制限しようとする人間の努力は世界中で行われている。
- ◆ 不必要な苦しみを軽減し破壊を抑制するため、暴力の制限を目的とした規範は、歴史上に多くの例がある。

発展的な学習



メディアとの連携/文献

戦闘に加わった人について好んで語られる話——家族あるいは地域社会の人々が語る話を考えてみよう。それは映画、演劇、テレビなどで観た、あるいはラジオで聞いた一場面であってもよい。また動物の話、言い伝え、宗教伝説、歴史やフィクションから取られた話など、どんな種類の話でも構いません。

- ▶ 戦闘に関わったその人物は、戦闘でどんな行動が禁止されているかを示す何らかの規範を持っていたか？
- ▶ その人物は規範を守ったか？ 規範を守る（あるいは破る）ことからどんな結果が生じたか？

規範は文字に書かれたものである必要はないことに注意しましょう。規範の本質は、誰しも他の人がそれを守ると予想する規則または規則集だということです。それは誰でも知っている、しかし文字には書かれていない規則の集まりであることもあります。

歴史

さらに研究を深めるために「戦争規範例」から1つの例を選んでみよう。それが書かれた時と場所を調べてみよう。それを書いた人は誰か、どんな状況の下でそれが導入されたのかについて、分かったことを考えてみましょう。

あるいは、

「戦争規範例」からどれか1つの例を選び、その時代にその場所で起きていた武力紛争の状況を取り上げ、その状況を調べてみよう（本や、インターネット、映像等を使って）。規範を守った戦士たち、違反した戦士たちの例を探してみよう。その時期と場所に規範がどんな影響を及ぼしたか、自分なりに判断してみましょう。



動物の規範と戦士の規範



一対一で闘うオオカミは敗れた相手を見逃す

オオカミが集団のリーダーシップを賭けて闘う時、勝った方は敗れた方に止めを刺しません。敗れた方は服従的な姿勢を取って降伏の意を表します。

- The Wolf Education and Research Center, www.wolfcenter.orgにもとづく。



闘うサケは降伏の合図に黒旗を掲げます

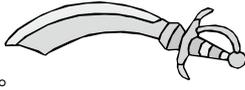
若いアトランティック・サーモンが河の中で縄張り争いをする時、負けた方は降伏の合図として皮膚と目の回りを黒くします。勝った方はそれを見て攻撃の手をゆるめめます。

「戦いの時合図を出す利点の一つは、色が変われば魚は体を傷つけることなく双方の優劣が決定することだ」とサケを研究する生物学者John E. Thorpe (ジョン・E・ソーブ)氏はいいます。

- Science News, S. Millius, 1999にもとづく。

剣の抑制

暴力、特に男性の暴力は人間社会にとって最も脅威的なものです。それは規則により抑制されねばなりません。それはこれまでに知られているあらゆる社会において、人類学が行きついた基本的な前提となってきました。通常、暴力の行使は戦士の階級に権利として与えられています。兵器を使用するには訓練が必要で、剣はわざわざ使用すべき一種の神聖な道具です。しかし、わざわざせずに剣を使う人は剣を汚してしまいます。これはキリスト教だけでなくイスラム教世界の伝統であり、日本の武士道の伝統でもあります。



言い換えれば、戦争についての法律は殆どすべての文明において、非常に古い時代にその基礎を置いていると思われまます。それは暴力は社会全体に対して極めて脅威的であるので、それを抑制する方法を見つげ出さねばならぬいからに他なりません。これら社会は剣による暴行の行使を抑制するためにその権利を戦士の階級に与えました。戦士は一定の規則を守らねばなりませんでした。

- Michael Ignatieff
The Warrior's Honor: Ethnic War and the Modern Conscience, Vintage, London, 1999にもとづく。

- ▶ 人間には降伏の合図があるだろうか？
- ▶ 殺されず傷つけられず敗者として降伏させることは種にとって何らかの価値があるだろうか？

- ▶ 「戦士の階級」とはどういう意味か？
- ▶ 社会は武器を持つ人を決めるべきだ、ということにあなたは賛成か？



戦争規範例

BC8世紀—古代ギリシヤ

レランチン平原の戦いの時、双方の戦争当事者は飛び道具の使用禁止で合意した。

BC7世紀—古代ギリシヤ

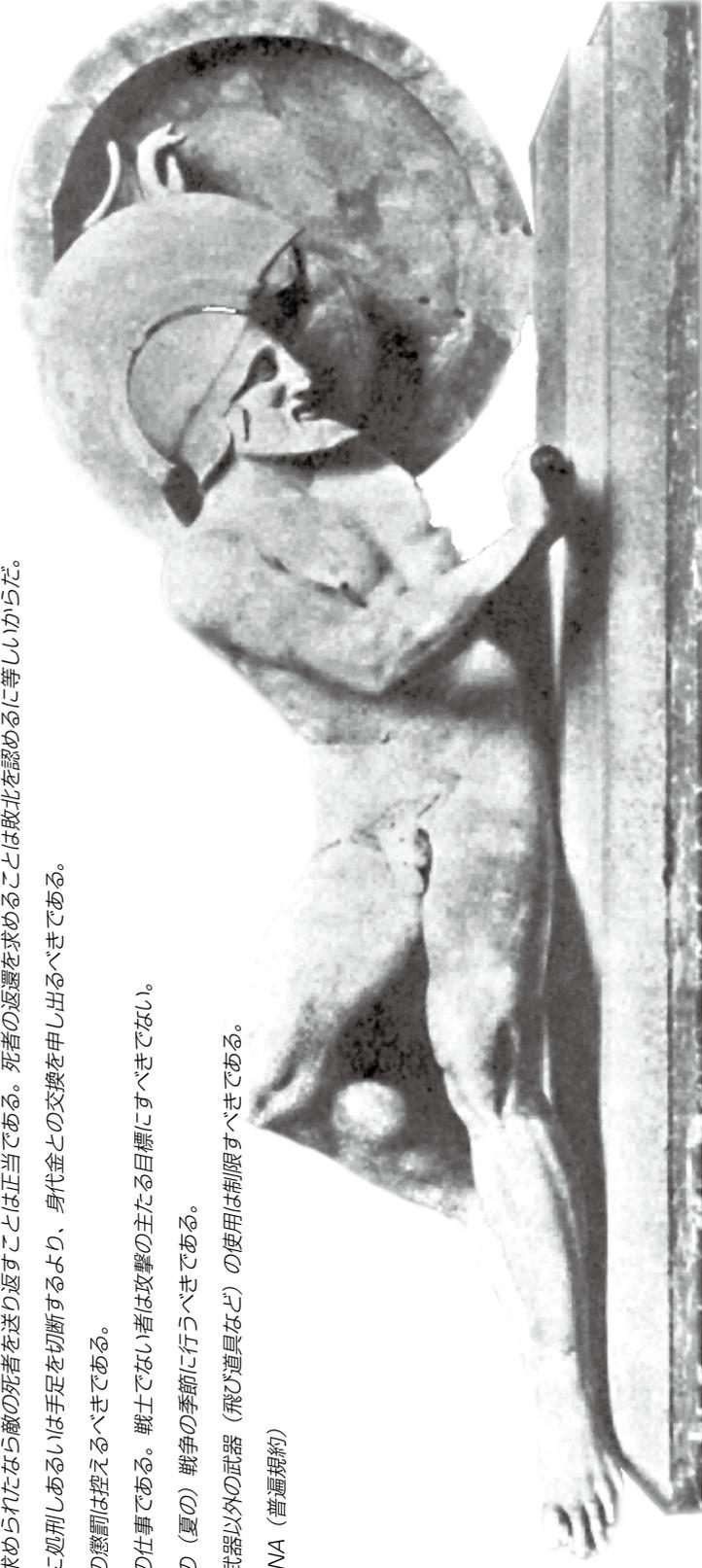
最初の宗教的な戦争の後、勝利した諸国は包囲した同胞ギリシヤ人の食料と水を今後二度と断たないことを誓った。

BC6世紀—古代ギリシヤ

国家間の紛争に関する規約は次のようなものである。

- 時には戦闘は不適切なことがある。聖なる休戦、とくにオリンピック競技の祝典のために宣言された休戦は守られねばならない。
- ある種の人々に対するある種の場所での戦闘は不適切である。神々の庇護の下にある神聖な場所と人、特に軍使と嘆願者の不可侵性は尊重されねばならない。
- 戦いの後、求められたなら敵の死者を送り返すことは正当である。死者の返還を求めることは敗北を認めるに等しいからだ。
- 捕虜は即座に処刑あるいは手足を切断するより、身代金との交換を申し出るべきである。
- 降伏した敵の懲罰は控えるべきである。
- 戦いは戦士の仕事である。戦士でない者は攻撃の主たる目標にすべきでない。
- 戦いは通常の（夏の）戦争の季節に行うべきである。
- 重装歩兵の武器以外の武器（飛び道具など）の使用は制限すべきである。

—KOINA NOMINA（普遍規約）



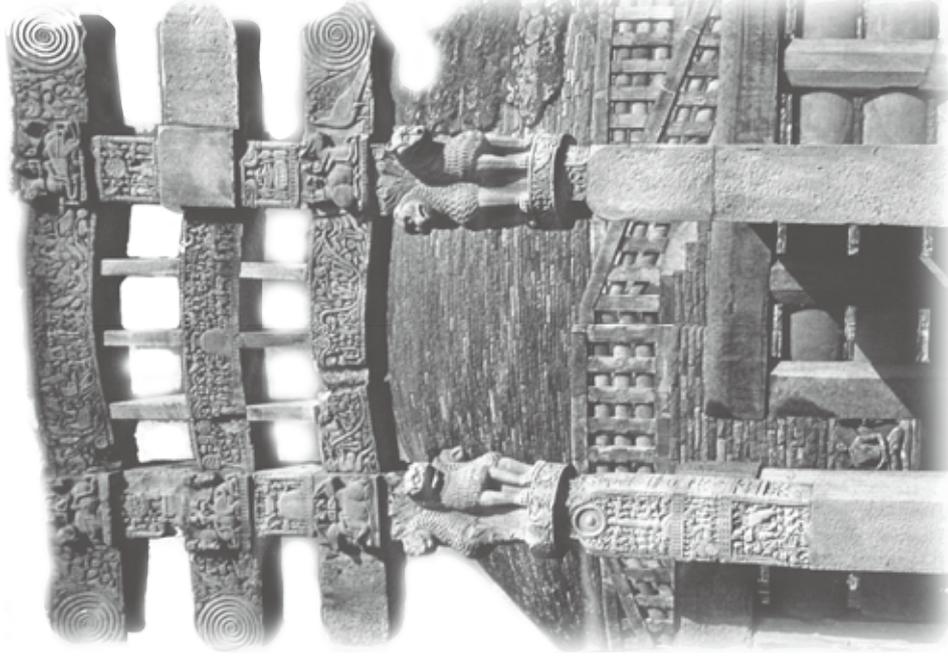


戦争規範例

BC1世紀－インド

90. 戦士が敵と闘う時、彼らに森に隠してある兵器や、とげや毒のついた兵器、とげや毒のついた兵器、または先端が燃えている兵器で攻撃させてはならない。
91. 逃げて高みに登った者、臆病者、手を合わせて懇願する者、髪をなびかせて逃げる者、座り込んだ者、「降参」と言った者を攻撃させてはならない。
92. 寝ている者、鎧を失った者、裸の者、武器を持たない者、闘いに加わらず傍観している者、別の敵と闘っている者を攻撃させてはならない。
93. 武器が壊れた者、悲嘆にくれている者、深手を負った者、恐れおののく者、逃げ出した者を攻撃させてはならない。これらすべての場合において、名譽ある戦士としての任務を戦士に思い起こさせよ。

－マヌの法典





戦争規範例

7世紀－中東

闘いに勝った時、逃亡する兵士、傷を負った者を殺してはならない。異教徒であることを曝露したり私生活を冒したりしてはならない。死者の身体を傷つけてはならない。許しを得ることなく家に入ってはならない。かれらの財産を没収してはならない。たとえ自分や支配者が侮辱されようとも女を拷問し傷つけてはならない。神の慈悲を得られるように常に神を覚えておれ。

－KHALIF ALI IBN ABITALEB (カリフ、アリ・イブン・アビ・タリブ)

裏切り、浪費、不誠実、四肢の切断を控えよ。小さな子ども、老人、女を決して殺すな。決して椰子の木を切らず火も放つな。決して実った果実をつけた木を切るな。決して山羊、雌牛、駱駝は食料にする時の他は殺すな。礼拝中の人の側を通る時にはそのままにさせよ。

－KHALIF ABU BAKR AL-SIDDIQ (カリフ、アブー・バクル・アルシッディク)



12～16世紀－ヨーロッパ

騎士道時代の騎士の行動について定められた正確な規則を見出すことは困難だが、明らかにある規範が認められ、その規則に由来して完璧な者だけが守れる勇氣、優雅、理解、慈悲の例が見い出される。騎士は弱者（封建社会では病人もこれに含まれると理解された）や、虐げられた者、夫を失った者の面倒を見るべきであるとされた。



戦争規範例

13世紀-ヨーロッパ

戦争法 (*ius in bello*) の下では、教会は石弓の使用を禁じた。なぜなら、民衆の中にいる射手によって馬上の騎士が遠くから倒されるのは「恥すべきこと」であったからである。

軍法 (*ius militare*) の下では、戦闘法 (*laws of arms*) に関する語彙は特別の軍事裁判所または王立裁判所 (イングランドの騎士道裁判所、フランスのパリ高等法院) に付託され、正式な訴訟手続きで法律家が法の捉を詳述し解説した。騎士と、もちろん軍使も常に戦闘法の専門家であった。これら双方から法律の定義や特定の場合への適用について証言が求められた。これは軍法が騎士の国際的な慣習体系の地位にあったことを反映する。

神の平安 (*Peace of God*) の下では、教会は、神聖な場所や聖職者、農民、女性、子ども、旅行者、巡礼者を攻撃することを禁じた。

神の休戦 (*Truce of God*) の下では、教会は、日曜日や祭日など、特定の日に戦うことを禁じた。

15世紀-イングランド

...教会のものである財貨や装飾品を神聖な教会を襲って略奪したり、神聖な教会の人間や、信心深いあるいはその他の人間 (武装していない限り) に死の苦しみを与えて殺すほど残忍であってはならない。また女性を、同様な苦しみを与えて殺しあるいは強制するほど残忍であってはならない。また王の意志だとして神聖な教会の人間 (武装していない限り) を捕虜にして投獄と身体への苦しみを与えてはならない。

- 1419年ヘンリーV世の戦争令より





戦争規範例

17世紀－オランダ

国際社会とは、国家と支配者には、他の国家と支配者に同じく適用される規則がある、との観念によって結び付けられた社会である。諸国家のこの法はすべての人と国家を支配し、慣習が制度化された諸国家の間で文書の合意により一つにまとめられている。

－Grotius (グロチウス)

17世紀－日本

第三の要素は、人道、他者に対する愛、寛容、同情などである。これは指導者にとって特に必要な条件とされる。弱者や敗者に対する人道的態度は武士の振る舞いの中で最も立派なものとされる。したがって捕虜の虐待はこれに真っ向から対立するものである。

－武士道

18世紀－ヨーロッパ

第40条...捕虜は救援物品を受け取り...毎週交換されるよい藁でできたきちんとした宿泊設備を持つことが許されるものとする...

第41条...負傷者は敵・味方双方から介護されるものとする。...かれらには医薬と食料が無料で与えられるものとする...將軍の発行した安全通行券を持つ外科医とその補助者の派遣が許されるものとする...さらに、捕虜となったものは將軍の保護の下、陸路または海路、いずれか便利な方で本国に送還されるものとする...

第42条...双方の病人は捕虜とされてはならない。病人は安全に病院にとどまることが許されるものとし、何れの戦争当事者も病人のため病院に護衛を残すことができず...病人も護衛も最も近い経路で障害なく本国に送還されるものとする...

第44条 捕虜には決して徴兵が強制されてはならない。

第45条 捕虜は抑留されることに関する通知を、封のされていない手紙により送ることが許されるものとする。

－1743年フランクフルト条約および規約から





戦争規範例

18世紀－フランス

戦争の目的は敵对国家の破壊であるため、他方は当該国家の防衛する者が武器を持っていて限りこれに殺害する権利を持つ。ただしこれら防衛する者が武器を置き降伏したならばただちに敵またはその道具であることを止め、再び単なる人となる。その生命はたれも奪う権利を持たない...

－Rousseau (ルソー) 社会契約論、1762年

口承－セネガル

将来、戦士となるすべての高貴な青年に戦争の倫理が教えられた。青年には倒れた敵を決して殺さないよう教えられた。なぜなら、倒れたことにより敵は自分が劣っていることを認めたからである。

口承－ソマリヤ

Biri-ma-geydoの規範、すなわち「やりから逃れた者」の規範は、常に、とりわけ武力紛争時にケアされ援助されるべき人々の範疇を定めた。それには、女性、子ども、老人、病人、客人、宗教者、平和使節が含まれる。

口承－マリ、オートボルタ (ブルキナファソ)、サヘル地域諸国

だれも非武装の敵を攻撃しないであろう。その敵は捕えられるであろう。

口承－ニジェール

女、子どもだけがいる村を攻撃するのは戦争ではない。それは盗みである。われわれは盗人ではない。

18世紀－中央アフリカ

LAPIR規範の下では、戦闘における名誉とは、民間人にもその食料品にも決して害を及ぼさないことであった。





戦争規範例

19世紀—アメリカ合衆国

第61条 助命を許さない部隊であっても、既に地に倒れて戦闘能力を失いあるいは他の隊に捕えられた捕虜を殺す権利を持たない。

第75条 捕虜には安全のために必要と考えられる禁固または拘束は課せられないもの、他のいかなる意図的な苦しみあるいは屈辱も加えられてはならない。捕虜の禁固および処遇方法は、安全の必要性に応じ捕虜である間変更することができる。

第76条 捕虜には可能な限りいつでも普通の健全な食事が与えられ、人道的に取り扱われるものとする。かれらに対しては、その階級と健康状態に応じ捕えた側の政府のために労働するよう要求することができる。

第79条 捕虜となった傷ついた敵には、医療担当者の能力に応じた治療が施されるものとする。

— 1863年リーバー法典

19世紀—ニュージーランド

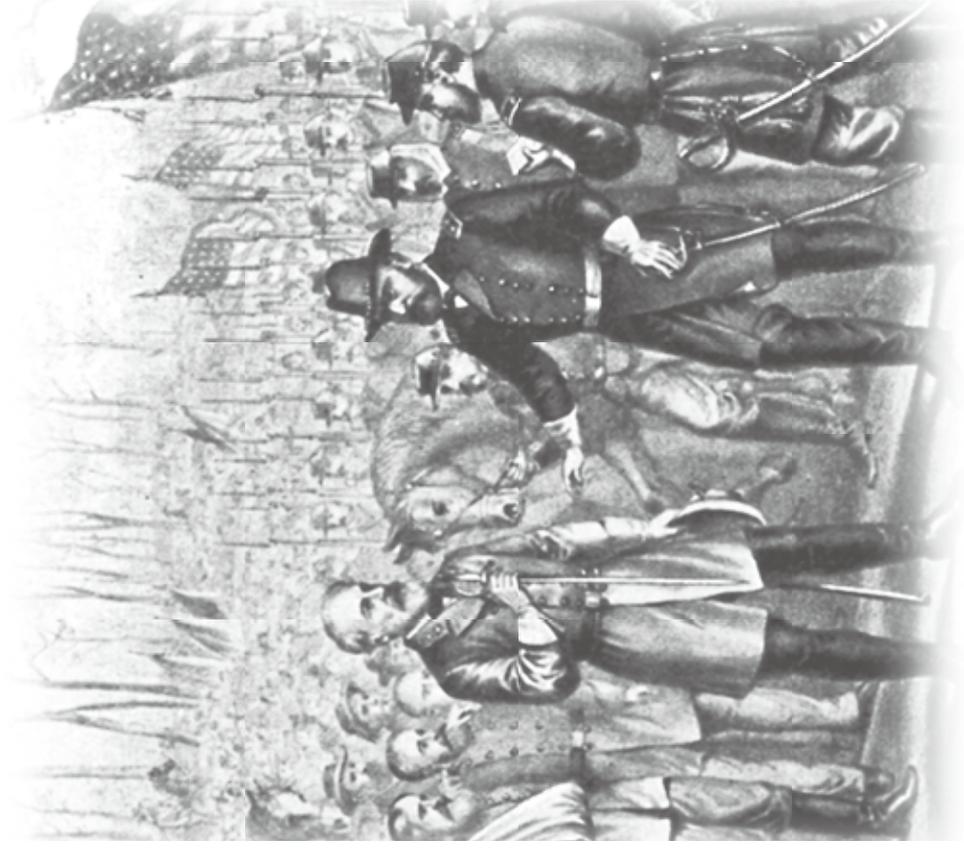
第1則 もしも傷つき（または傷を負うことなく捕虜となり）、マスケット銃の台尻または剣の柄をこちらに向けて差し出したならば、その者の命は救われる。

第2則 もしも兵士だと名乗る白人が武装せずに歩いているのに出会ったならば、その者は捕虜とされ法律に従って引き渡される。

第3則 もしも恐怖のため兵士が逃亡し、銃を持って聖職者の家に入ったならば、（たとえ武装していても）その命は助けられる。その者を追って家に入ってはならない。

第4則 武装していない白人の女、子どもは見逃される。

— マオリ戦士規範、1864年





戦争規範例

19世紀—ロシア

戦闘員を中立な者とするか、または殺害することによっても闘いの目標を達成することができる。戦闘員を拷問で殺すこと、あるいは重度または長期の障害を負わせることに軍事的利益はない。不必要な苦しみを引き起こす兵器は禁止する。(…) 達成すべきもう一つの重要な目標は、武器による損害が戦場とそこにいる戦闘員に限定されるよう、そして民間人など罪のない人々に損害が及ばないよう、兵器を管理することである。(…) 400グラム未満の爆發弾の使用は禁止する。

—サンクト・ペテルブルク宣言、1868年



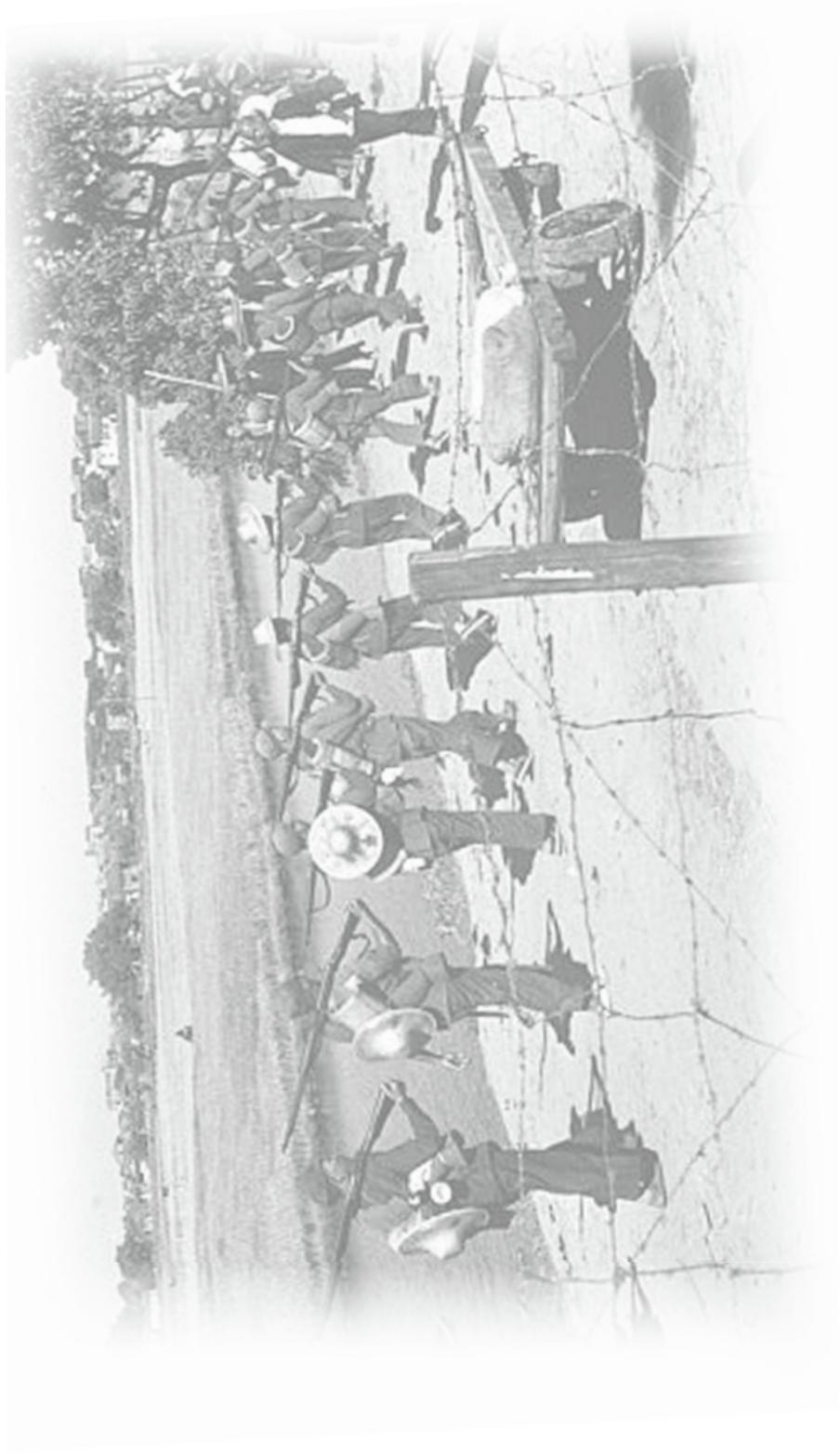


戦争規範例

20世紀—中国

何を行うにも命令に従え。人民から針一本、糸一本も取ってはならない。捕獲したものはすべて返還せよ。丁寧に話せ。買い取るものには正当な代価を支払え。借りたものはすべて返せ。損傷に対してはすべて代価を支払え。人民を殴打しあるいは罵ってはならない。作物に損害を与えるな。女性をほしめまにするな。捕虜を虐待するな。

—Zhu-Mao 「兵隊規則」 1935年



写真：AP



国際人道法の基本原則は何か？

1 攻撃は戦闘員と軍事目標だけに限定しなければならない。

- 1.1 民間人を攻撃してはならない。
- 1.2 民間施設（住宅、病院、学校、礼拝所、文化的または歴史的建造物その他）を攻撃してはならない。
- 1.3 民間人を軍事目標の盾として利用してはならない。
- 1.4 戦闘員は民間人のふりをしてはならない。
- 1.5 戦闘方法として民間人を兵糧攻めにしてはならない。
- 1.6 民間人の生存に不可欠なものを攻撃してはならない（食料、農地、飲料水施設その他）
- 1.7 ダム、堤防、あるいは原子力発電所の攻撃により民間人が深刻な損害を被る場合、これらを攻撃してはならない。

2 民間と軍との目撃物や人々を無差別におそい、そして過度の傷害または苦しみをもたらす攻撃と兵器は禁止する。

- 2.1 化学兵器と生物兵器、失明をもたらすレーザー兵器、X線探知不能な破片により傷害を与える兵器、毒、対地雷など、特定の兵器は禁止する。
- 2.2 全滅させるといふ命令または脅迫は禁止する。

3 民間人、負傷した戦闘員と捕虜は攻撃してはならず、これらは保護し人道的に扱われなければならない。

- 3.1 誰に対しても身体的または精神的拷問、肉体的懲罰、残酷あるいは屈辱的な取扱いを行ってはならない。
- 3.2 性的暴力は禁止する。
- 3.3 紛争のどちら側の当事者も、その支配下で相手側の傷病者を探し介護しなければならぬ。
- 3.4 降伏しまたは戦闘外におかれている敵を殺しまたは傷つけることを禁止する。
- 3.5 捕虜は尊重される権利を持ち、人道的に扱われなければならない。
- 3.6 人質を取ることとは禁止する。
- 3.7 民間人の強制的な移住は禁止する。いわゆる「民族浄化」は禁止する。
- 3.8 敵の支配下にある人々は家族と連絡し人道支援（食料、医療、心理的支援その他）を受ける権利を持つ。
- 3.9 妊婦や乳幼児を持つ母親、孤児、老人など、弱者のグループには特別の保護が与えられなければならない。
- 3.10 IHLは15才に達しない子どもを戦争行為のために徴兵しこれに参加させることを禁止する。
- 3.11 だれしも公正な裁判（中立的裁判、正規の手続きその他）を受ける権利を持つ。集団的懲罰は禁止する。



国際人道法の基本原則は何か？

4 軍と民間の医療担当者および医療施設（病院、医局、救急車その他）は尊重され保護されねばならず、その任務遂行のためあらゆる可能な支援が与えられねばならない。

- 4.1 赤十字または赤新月の標章は、医療担当者や医療施設を保護する象徴である。この標章を付けた人または物に対する攻撃は禁止される。偽って標章を使用することは禁止される。
- 4.2 医療隊と医療輸送手段は敵を害する行為のために利用してはならない。
- 4.3 傷病者を取り扱う際の優先順位は医療以外の根拠によってはならない。

語義

付随的損害：民間人の死亡、民間人の負傷、民間施設の損害を防止するためあるいはそれが不可能ならば最小限に止めるために必要なすべての予防措置にも関わらず、攻撃により偶発的に生じたこれらの損害または死亡。

戦闘外におかれた(者)：捕虜となったり、負傷したり、罹患や船の難破によって、もはや闘う立場にない(戦闘員をさす言葉)。

民間人：戦闘員でないすべての人(疑わしい場合は民間人と見なされる)。

もし民間人が戦争行為に直接参加した場合、その人は戦闘員となり保護を失う。

民間施設：軍事目標でないすべての施設。

もし民間施設が軍事行動支援のため使用された場合、その施設は軍事目標とされ保護を失う。

戦闘員：戦争行為に直接加わっている人、または軍隊の構成員。

軍事目標：その性質、立地、使用目的の点で軍事行動に効果的に貢献し、その破壊が明確な軍事的利益をもたらすような戦闘員および施設。

探究2C：「少年兵」に着目して

この探究では国際人道法の諸分野の中でもいま発展しつつある分野、子どもたちを戦闘員として徴兵することを禁ずる規則について包括的に考えます。このような規則の一つは15才未満の子どもたちを武装集団に徴兵することを禁じています。この探究ではまず子どもということ、そして子どもたちに必要なことについて考えます。次いで映像と事例により、「兵士」である子どもたちの経験を伝え、子どもたちと社会への影響を考えます。最後にこの問題は「よそで」起きていることだと片づけられることがないように、世界中で子どもたちがそのように利用されていることについて考えます。

目的

- ▲ 子どもたちを兵士として利用する現状とその結末を知る。
- ▲ 徴兵最低年齢を定める必要性を理解する。
- ▲ 15才未満の子どもたちを武装集団に徴兵することは国際人道法上の違反であり、現在最低徴兵年齢を18才に引き上げる努力が払われていることを知る。

資料

- ▲ レイアウト写真2C（カバーポケットに挿入）
- ▲ グラフ：戦闘員の最低年齢は何歳とすべきか？
- ▲ ビデオ/録音：「戻りたくない」
- ▲ 地図：1999年現在、少年兵がいる諸国
- ▲ 読み物：6人の少年兵
- ▲ 事例：武装紛争に巻き込まれた少年たち

時間

45～60分の2セッション

子どもたちは (...) 国籍や宗教とは関係なく侵してはならないものだ。子どもたちを保護することは義務である。

—Dr. Adnan Houballah,
(アドナン ホーバラフ博士)
"Le virus de la violence", 1996

1.子どもたちとそのニーズ（10分）

設問例

- ▶ 「子ども」とは何か？
- ▶ 若い人が「子ども」と呼ばれなくなるのは何歳からか？（ティーンエイジャーとはどのような人を言うか？ 成人とはどのような人を言うか？）
- ▶ 子どもたちの基本的ニーズは何か？
- ▶ そのニーズが満たされなかったなら何が起きるか？

2.戦闘員の最低年齢は何歳か？（15分）

世界の少年兵のレイアウト写真を提示します。各生徒または各グループに写真を1枚選ばせ、なぜそれを選んだか説明させます。

設問例

- ▶ どんな印象を受けるか？
- ▶ これら写真の子どもたちは何歳か？

探究2C：「少年兵」に着目して

生徒をグループに分け、各グループに次の質問について討論させ、最低徴兵年齢について意見をまとめさせます。

- ▶ 軍隊に徴兵する年齢は制限すべきか？
- ▶ その最低年齢は何歳とすべきか？ それはなぜか？

グラフ「戦闘員の最低年齢は何歳とすべきか？」を見せます。

- ▶ 徴兵年齢を制限する国際法を定めるべきか？ それはなぜか？



3.法律の規定（15分）

再びグループを集め、各グループの結果を比較させます。生徒にそれぞれの結果を国際人道法が現在定めている最低年齢と比較させます。

紛争当事者は15才に達しない少年が直接戦争行為に加わらないようあらゆる実施可能な措置を取るものとし、とりわけ少年を軍隊に徴兵することを控えるものとする。

第77条－1949年ジュネーブ諸条約への1977年追加議定書 I

法律にも関わらず15才未満の少年の軍事集団への徴兵は世界中の多くの場所で引き続き行われていることを生徒に気づかせます。

児童の権利条約（1989年）は、子どもを「18歳未満のすべての者をいう。ただし、大多数の者がより早く成年に達する国にあっては、この限りでない」と定義していることを説明します。しかし子どもたちと武力紛争に関する第38条では、15才を戦争行為のための徴兵と参加の最低年齢としています。この最低年齢はIHL（ジュネーブ条約追加議定書 I および II）に規定されたものと同じです。1998年、国際刑事裁判所規程により15才以下の子どもの徴兵と戦争行為での利用は犯罪と認定されました。

2002年2月12日、国際的努力が10年余りも続けられた後、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書が発効しました。この議定書は軍隊への強制的徴兵の最低年齢を18才に、自発的徴募の最低年齢を16才に引き上げました。

この議定書の下では、諸国は18才に達しない軍隊構成員が戦争行為に直接参加しないよう、あらゆる実施可能な措置を取らねばなりません。さらに国の軍隊と区別される武装集団はどんな状況においても18才以下の人を戦争行為のために徴兵しあるいは利用してはなりません。

最後に、この議定書の施行により、あらゆる適切な支援、特に更生と社会復帰への支援が少年戦闘員のために用意されます。

2002年4月現在、100カ国が議定書に調印していますが、批准したのは19

【第二次世界大戦では膨大な人的損失に直面して200万人以上の未成年が兵役に就いたと推定されている。】

1944年、前進してくる連合軍に直面したドイツ軍が退却している時、ヒトラー・ユーゲントのリーダーだった私は600～800人の青年で構成されたいくつかの戦闘組織を担当するよう命じられた。ライン河の防衛線確立支援のため移動した古参兵たちと交替するためだった。私は「それはできません、私はまだ17才になっていません」と答えた。

－ドイツの少年兵士

4.なぜ子どもたちは戦闘員になるのか？（15分）

次の問いについて討論する。

国際法は子どもたちを武装集団に徴兵することを禁じているのに、なぜ子どもたちは戦闘員になるのか？

設問例

- ▶ 武装集団が子どもたちを戦闘員として利用したがるのはなぜだと思うか？
- ▶ なぜ子どもたちは軍事集団に参加するのか？

[回答サンプル]

司令官はなぜ子どもたちを求めたがるのか？ **子どもたちはなぜ参加するのか。**

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| ▲ 子どもたちは疑問に思わず命令に従うから。 | ▲ 復讐、怒りのため。 |
| ▲ 統制が簡単だから。 | ▲ 親、家族からの助けがないため。 |
| ▲ 殉教者に仕立て上げることができから。 | ▲ 自己防衛のため。 |
| ▲ 兵士が必要だから。 | ▲ 貧困のため、生き残りのため。 |
| ▲ 子どもたちは危険を十分に知らないから。 | ▲ 闘いや闘いの英雄、時には殉教に、高い価値を認める伝統のため。 |
| | ▲ 友人集団からの圧力のため。 |

いわゆる自発的理由から参加する子どもたちがいる。しかしこれを認めるにあたっては極めて慎重でなければならないと思うことなのだが、自発的に参加する大多数の子どもたちは必要に迫られて、犠牲になって、あるいは安全が失われるとの恐れからそうするのだ。その意味で自発的な参加というものではない。保護してくれる親もない孤児や、飢えのために死ぬことを恐れ、不十分な医療しか受けられない人なら、軍隊に加わるかも知れない。

—Dr. Mike Wessells
(マイク ウェッセル博士)

5.少年兵利用の結果（30分）

ビデオ「戻りたくない」を紹介し観ます。

観た後、生徒に何を考えたか、感じたかを発表させます。

設問例

- ▶ どのような印象を持ったか？
- ▶ Abraham（アブラハム）は何歳か？ いつ兵士になったか？
- ▶ どのようにして兵士になったか？（アブラハムの観点と司令官の観点）
- ▶ Comfort（コンフォート）はどのようにして兵士になったか？ 若い女性が戦闘員になる場合、どんな危険が付け加わるか？
- ▶ 少年兵は成人兵士と違ってどのように行動する可能性があるか？
- ▶ この少年兵の経験と結果はどのようなものだったか？
- ▶ 戦争、武力紛争に加わった子どもたちの経験と結果はどのようなものだったか？ 子どもにとって、家族にとって、社会にとって、それぞれどうだったか？
- ▶ ビデオでは誰の人間の尊厳が侵されたか？ どのように侵されたか？

6.世界の少年兵の利用（10分）

- ▶ どの国で少年兵が利用されていると聞いたことがあるか？

「現在少年兵がいる国、1999年」の地図を示します。

- ▶ この地図からどんな結論が導き出せるか？
- ▶ 世界の中のあなたが住む地域では少年兵の利用についてどのようなことが言えるか？

[たとえば、少年兵の利用は南北両半球4大陸の多くの国にわたっており、「発展途上国」だけではない、など。]



要点

- ◆ 武力紛争時に子どもたちは保護されねばならない。軍事集団への最低徴兵年齢の設定はこの保護の一つの形である。
- ◆ IHLは軍隊への強制的・自発的徴兵年齢を15才と定めている。国際刑事裁判所規程第8条によれば、15才未満の子どもの徴兵は戦争犯罪となる。
- ◆ 2002年2月、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書が発効した。この議定書は強制的徴兵または徴募の最低年齢を18才に、自発的徴募の最低年齢を16才に引き上げ、子どもたちの保護を強化している。

発展的な学習



子どもたちとギャング

「少年兵」とは、正規軍、ゲリラ集団、市民軍のどれであるかを問わず、軍隊に徴兵された子どもたちを言います。街のギャングに加わった子どもたちや青年は少年兵ではありません。

以下は研究と討論のテーマです

ギャングの暴力と子どもたちの関与

- ▶ あなたの地域ではギャングの暴力はどの位大きな問題となっているか？
- ▶ 子どもたちは武装ギャングに関与しているか？ 関与している子どもたちの年齢は？

子どもたちの徴集

- ▶ なぜ子どもたちはギャングに関与させられると思うか？
- ▶ 子どもたちは自発的に加わったのか、強制されたのか、どちらだと思うか？
- ▶ 軍隊への子どもたちの徴兵とギャングへの徴集との間に関連があると思うか？

結果と波及効果（即時的、長期的）

- ▶ ギャング構成員である子どもたちにとっての結果と波及効果
- ▶ 直接関与していないその他の子どもたちにとっての結果と波及効果
- ▶ 地域社会にとっての結果と波及効果

人道的な行動

- ▶ ギャングの暴力の状況に関連した人道的な行動の事例を知っているか？

世界中の少年兵の事例

次の6人の少年兵の事例を読みます。

- ▶ Zaw Tun (ザウ・トゥン) と Myo Win (ミョ・ウィン) (2人の少年)
- ▶ Susan (スーザン) (少女)
- ▶ Renuka (レヌカ) と Malar (マラー) (2人の11才の少女)
- ▶ Samuel (サミュエル) (12才の少年)



小グループで事例について討論します。その後、書いたノート、図、あるいは重要な瞬間をドラマ化した「決定的場面」を使って、事例をクラス全体に報告します。

報告の後、次のことについて討論します。

- ▶ その子どもはどのような経験をしたのか？
- ▶ その子どもの属する地域社会が受ける影響はどのようなものだと思うか？
- ▶ 兵士になることは子どもたちの生活や将来にどのように影響したか？

発展的な学習



コミュニケーション

戦闘員の最低年齢はいくつであるべきかについての16カ国の考え方を示すグラフを参照します。この問題について生徒自身の地域の調査を準備して実施し、その結果をグラフの結果と比較します。



歴史的研究

幼少期とはなにか？—子どもの定義の歴史の変遷を調べ、分かったことを提示します。次の問いに答えて調査を進めてもよいでしょう。

- ▶ 子どもたちの取り扱いは成人とどのように違っていたか？
- ▶ 成人となる年齢は何歳と考えられていたか？
- ▶ 成人を定義する基準は何だったか？

または、

子どもたちの徴兵の歴史—過去の少年兵の利用について調査し、徴兵の慣行について調べます。

- ▶ どのような社会的、文化的、イデオロギー的、経済的要因が関わっていたか？

一般の注目を集めた稀なケースでは、時には少年兵には象徴的な権能が与えられたことに注意します。たとえばジャンヌダルク、聖書時代の青年ダビデなど。

または、

武力紛争に巻き込まれた子どもたち—平等、自由、または生存のための闘いに子どもたちが直接的・間接的に参加した過去、現在の経験を研究します。

子どもたちの参加の事例は、本書に含まれた3事例の写真、過去の歴史、ニュース・メディア、インターネットから手に入れることができます。自分の研究で発見したことを次のようにいくつかの方法で報告することができます。

- ▶ ディベート
- ▶ ドラマ化
- ▶ 闘いに加えられた子どもまたはその親からの手紙



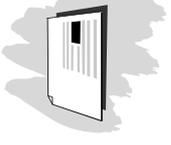
今日の出来事/子どもたちの行動

今日の少年兵問題を研究します。少年兵の利用を止めさせるため、世界では、そしてあなたの国では何が行われているかを調べます。たとえば少年戦闘員の除隊、元少年戦闘員の社会復帰に向けた努力、教育など。

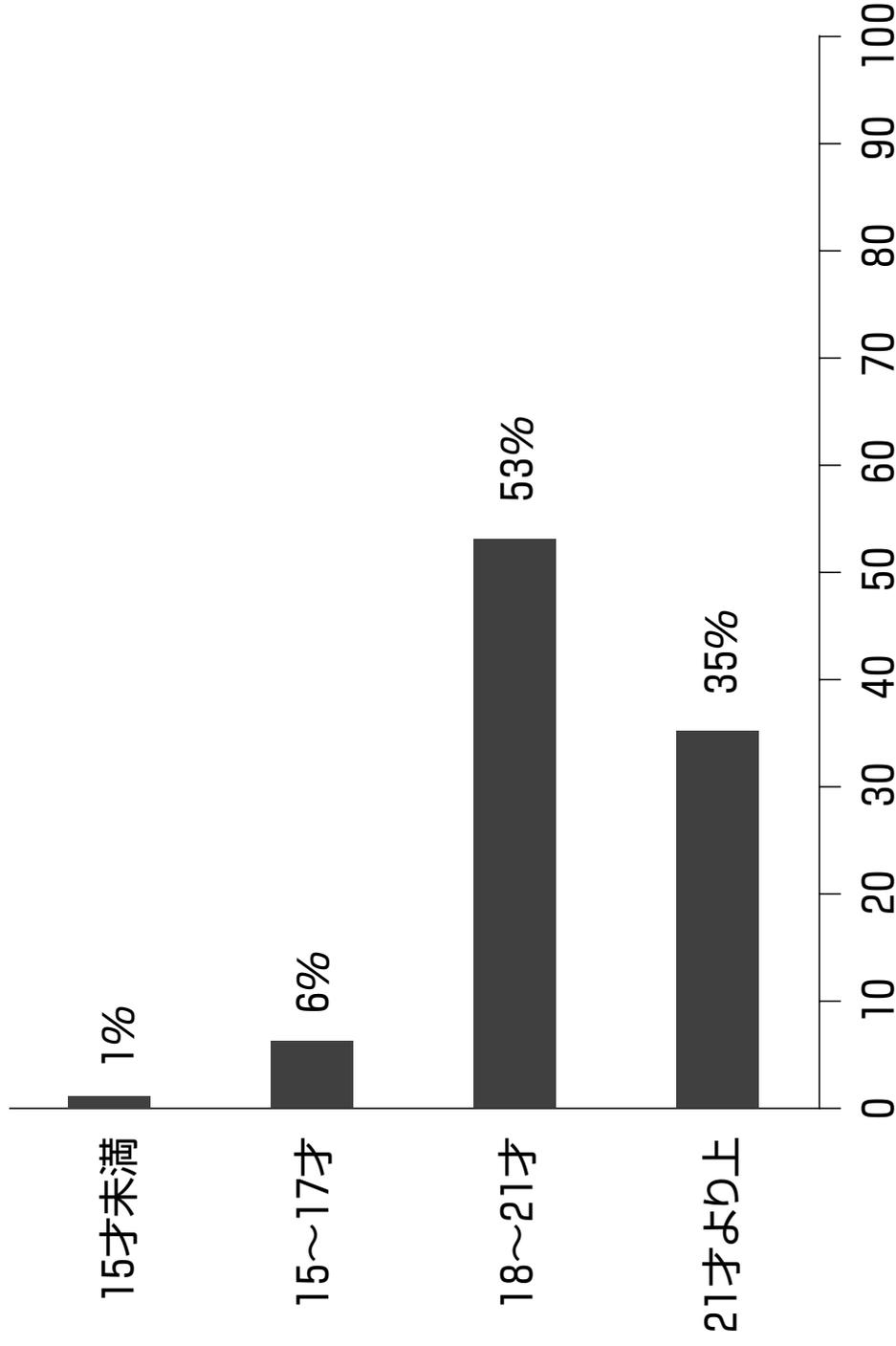
インターネットのICRC、UNICEF、Human Rights Watchのサイトは有益な出発点になります。

図、絵、音楽、ドラマにより少年兵問題を表現します。

法律遵守を確実にするため何が必要かについて研究します。



戦闘員の最低年齢は何歳とすべきか？



1998～1999年、赤十字国際委員会は16カ国を対象に「戦争に参加した人々」と称する調査を行った（うち12カ国では最近武力紛争が生じた）。グラフは回答した諸国の考え方を示す。



戻りたくない

ナレーター：今日世界中で30万以上の子どもたちが武力紛争に加わっている。7才という若さの子どももいる。これら少年少女は、政府軍、反乱集団、ゲリラ軍で大人と一緒によに戦務に服している。

Comfort Cassel

(コンフォート・キャッセル)、元少年「兵」

あの人たちは私の兄、祖母、そして小さな妹を殺しました。だから私は殺さずでなかったことをしてしまった——あなただってそんなことになるかも知れません。もしあなたが何処かに座っていて「やつらはあなたのお母さんを殺した、お父さんを殺した」というのを聞いたなら、逃げ出そうと思うでしょう。そして「仕返ししてやる」と言うでしょう。お母さんを救って取り戻すために...しかしどうして取り戻せないのです。私はおばあさんが好きでした。おばあさんはいつものように私と兄の面倒をみてくれました。だから私はあんなことをしたのです。本当はしたくなかったのに。

私は自由になりたい。自分の良心をきれいにしたい。子どもを持ちたい。してはならないことに背いて実行したのではありません。絶対に。



Abraham (アブラハム)

アブラハム：僕は「ヒトラー・キラー」と呼ばれていますが。でも本当の名前はアブラハムです。

インタビュアー：なぜ「ヒトラー・キラー」なの？

アブラハム：それは僕のファイティング・ネームです。森にいるとき買ったんです。

インタビュアー：誰から？

アブラハム：兵隊のボスです。

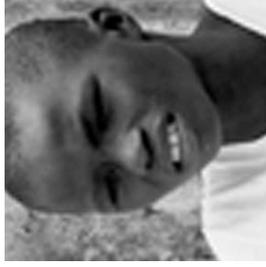
インタビュアー：「ヒトラー」って誰？

アブラハム：知りません。

僕がそこに行ったのは、やつらが父を殺したからです。そこで僕は兵隊に入りました。僕の友だちも入るつもりでした。だから友だちと一緒に入りました。

インタビュアー：お父さんを殺した犯人を見つげようと思ったから？

アブラハム：はい。



インタビュアー：それが誰だか知ってる？

アブラハム：はい。

インタビュアー：そしてどうしたの？

アブラハム：やつを見つけたら、私に向かって来たので殺しました。そして森の中の皆の所に行きました。それから皆のために戦いました。皆はそれを見て私に銃をくれました。

インタビュアー：沢山の人殺されるのを見た？

アブラハム：はい。

インタビュアー：何人くらい？



戻りたくない

アブラハム：沢山です——うんと沢山の人が殺されました。戦争していない人も、反乱軍でない人も——ボスはみんな殺しました。

インタビュアー：自分も沢山の人を殺した？

アブラハム：はい。

インタビュアー：沢山？

アブラハム：はい。

インタビュアー：何人くらい？

アブラハム：10人、10人です。

インタビュアー：どうして？

アブラハム：僕を攻撃してきたから。だから僕も戦った。やつらは僕を殺そうとしたんです。

インタビュアー：で、どうやって殺した？

アブラハム：やつらは武器を持って向かってきました。僕も前に出ました。やつら全員が出てきた時Wolf（ウルフ）が撃ったんです。そこで僕たちもやつを撃ちました。

僕はやつらがお父さんを殺したから兵士になろうと思った。だからそこに行って兵士になったんです。

マザー・プレッシング大佐

マザー・プレッシング大佐：私の名はAbu Bakar Camarra(アブ・バカル・カマラ)大佐、通称「マザー・プレッシング」大佐です。

私の指揮下には978人の兵士がいます。176人の「ヒトラー・ザ・キラー」もいます。そのうち何人かは9才、10才、11才で、12才が最年長です。それは前進部隊です。つまり戦いの最前線にいます。



20才から23才の兵士にそんな作戦を命令すると、いつもしみ込みます。でもヒトラー・ザ・キラーのような少年兵は恐れない。

どんな命令だって遂行してくれるので、私は少年兵たちを信頼しています。最良の兵士です。私が「OK、やつを捕まえろ」と言えば捕まえて来るし、「OK、やつを処刑しろ」と言えば間違いなくそうしてくれる。だから私は信頼しています。

Abraham (アブラハム)

アブラハム：以前はよかった。戦争なんてなかった。でも戦争になってこちら側は敗けてしまった。お父さんも妹も殺されてしまった。お母さんは行方が分からなくなりました。だから私はひとりぼっちで軍隊に行っただんです。

インタビュアー：以前は家族といっしょにどうしてた？

アブラハム：一緒に生活して、学校に行っていました。

インタビュアー：いまは何をしたい？

アブラハム：学校に行きたい——立派でまっとうな人になるために。

インタビュアー：何をしたい？ 大人になったら何をしたい？

アブラハム：働きたい。オフィスの中で。

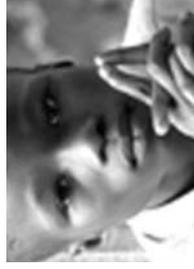


戻りたくない

インタビュアー：戦争できなくなったら残念だと思いませんか？

アブラハム：戻るだって？ そんなこと、絶対に戻りたくない。

インタビュアー：でも君のボスの大佐は、アブ・バカル大佐は、一緒に戦うために戻って来いとさえ言えば戻らなきゃならない、と言ってるけど。



アブラハム：はい、戻らなきゃならない。でも——もし大佐がそう言っても戻らないと思う。戻りたくないから。

インタビュアー：でも命令に従わなかったら大佐は君を処刑するよ。

アブラハム：はい。でも——もし大佐が行こうという僕が行かないと言っても、大佐は私に何もできないよ。もう森の中じゃないんだから。大佐が何かしようとしたら捕まるよ。

インタビュアー：これからどうする？

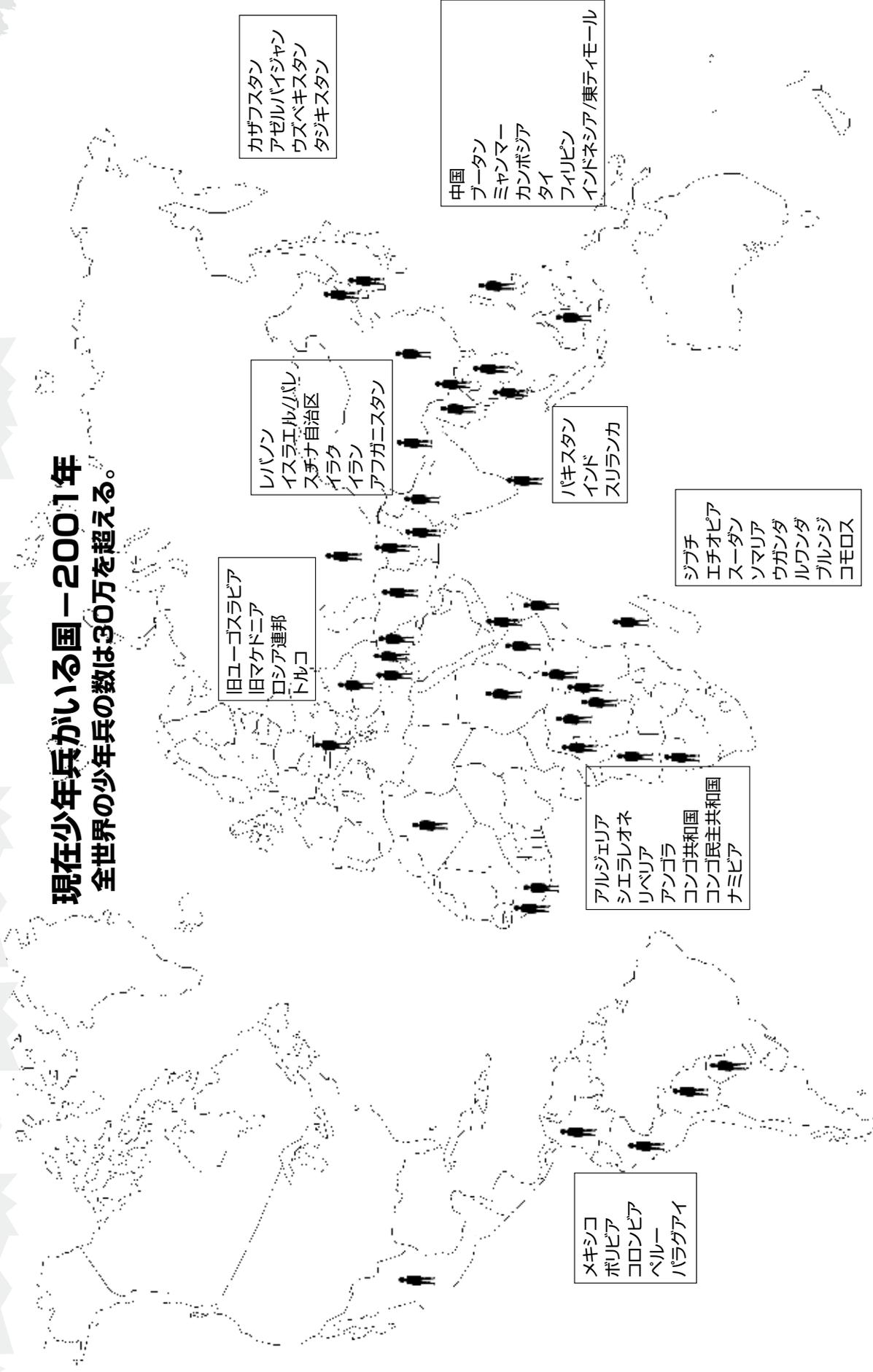
アブラハム：別に——分らない。

悪事を起こすには2、3の人間の行為だけでは足りない。大多数の人々が無関心でいることが必要なのだ。それはわれわれみんなが申し分なくできることである。

—Tzevetan Todorov (ツェヴェタン・トドロフ)



現在少年兵がいる国 - 2001年 全世界の少年兵の数は30万を超える。



出典：Global Information Networks in Education (GINIE) およびCoalition to Stop the Use of Child Soldiersにより編集・発行、2001年。
この資料はICRCの立場を反映するものではありません。



6人の少年兵

Zaw Tun (ザウ・トゥン) の話

私は自分の意思に反して無理やり兵士にされました。ある日の夕方、村でビデオショーを観ていたとき、3人の軍曹がやってきます。軍曹たちは私たちがIDカードを持っているかどうかを聞き、軍隊に入りたいかと言いました。私たちはまだ歳がいないし、IDカードは持っていません。でも友だちの一人は軍隊に入りたいと言いました。

私は入りたくないと言え、その晩は家に帰りました。しかし翌朝軍の徴兵部隊が村にやってきて、新兵が2人必要だ、軍に入りたくなければ金を払え、と言いました。私は「家族は」お金を払えず、結局19人が徴兵され、軍の訓練センターに連れて行かれました。

出典： <http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/childrenghts/childrenghtsconflict/soldier.shtml>

Myo Win (ミョ・ウィン) の話

私たちは薬を飲まされ戦場に行くよう命令されました。それがどんな種類の薬かアルコールだったのか分からなけれど、大変疲れていたし、喉も渴きお腹も空いていたので飲みました。

まる2日間歩きました。太陽は焼けつくように熱かったです。その丘「戦場」に木陰はなく、木は焼けただけであり、大砲の弾があちこちで爆発していました。私たちは恐ろしくて、それに喉も渴いていました。疲れ果てて倒れ込んだ者もいました。それでも後から「上官に」ぶたれ、前進させられました。死んだ者も一人います。

出典： <http://www.bbc.co.uk/worldservice/people/features/childrenghts/childrenghtsconflict/soldier.shtml>

Susan (スーザン、仮名) の話

誘拐されて「ある晩139人の少女が学校から連れ出された」から1週間後、私は1人の兵士にあてがわれました。その兵士は30才で、2人の女の子があてがわれました。「収容キャンプに」着いたときには梅毒にかかっています。

男の子が1人逃げようとしたが捕まってしまうました。あの人たちは私たちに棒でその子を殺させようと言いました。私がいやだと言くと、兵士たちは私を撃つと言いました。あの人たちはその子の血を私たちの武器に塗り付けさせました。そしてそうすれば死ぬのも怖くなくなり、逃げようとしなくなると言いました。私がいやだの男の子、私が殺したことを考えると頭がくらくなります。あの子は、私が殺した同じ村の男の子は今でも夢に出てきます。夢の中でその子に会うと、その子は、何の理由もなく僕を殺したね、と言うのです。そして私は泣いているのです。

出典： Human Rights Watch, 1997



6人の少年兵

Renuka (レヌカ) の話

反乱軍の人たちは毎月学校にやってくる話をしました。反乱軍に加わって国民を政府軍の支配から救い出すのはわれわれの義務だ、という話でした。私の家はたいへんに貧しく、食べるものがないことも頻繁にありました。私が11歳のある日、大変お腹が空いていたので黙って家を出て反乱軍のキャンプに行きました。ここではたっぷり食べさせてもらいました。でも家族に会いに帰ることは許されませんでした。その前に前線で戦わなければならなかったのです。

2年後、私は前線に行く女性戦闘グループに割り当てられました。政府軍の攻撃を受け、グループの者は私以外みな死んでしまいました。私は生きて捕まることがないようシアン化物の錠剤を呑み込むことになっていました。でも私は死にたくなかったのです。

—Celia W. Dugger, *New York Times*, 2000年9月9日の記事にもとづく。

Malar (マラー) の話

お父さんは私が3才のときに心臓発作で死に、お母さんは私が6才のときに病気で入院して二度と家に戻って来ることはありませんでした。それで私は叔父さんと暮らしました。8つのとき反乱グループから女の人がやってきて、私に教育もしてあげよう、面倒も見えてあげよう、と言いました。私と叔父さんの暮らしは貧しかったので、その人と一緒に行った方がいいと思いました。それに自由のために役に立ちたいと思ったのです。

12才のとき戦争に行くことを志願しました。国を救いたかったのです。

先月味方の燃料庫に政府軍の手榴弾が命中し、私と一緒にそこにいた女の子10人がみんな死んでしまいました。政府軍の兵士が殺したのです。私はいまこうして刑務所に入っていますが、もう一度戦うつもりです。政府軍が人民を攻撃しているからです。

—Celia W. Dugger, *New York Times*, 2000年9月9日の記事にもとづく。

Samuel (サミュエル) の話

港を見下ろすキリスト教市民軍リーダーの家に一群の少年兵たちが集まりました。訪れた記者たちに戦いの話をし、かれらが造った手製の銃や爆弾を見せるためです。

サミュエルは12才です。神経質な途切れ途切れの話し方で、「自分は多くの戦闘に参加した」、「たとえ母が行くなくても、結局行くことになるだろう」と語りました。サミュエルは「アガス」と呼ばれる少年兵のグループの中でも最も若いです。アガスとは、「神に愛された教会の子どもたち」という意味の略語です。その任務はイスラム教徒の家やモスクに放火し、硫黄、火薬、金属片で作った爆弾を投げつけることです。成人兵士たちは、かれらはすばしこく勇敢だ、と評しています。

何のために戦っているのか、と記者がサミュエルに尋ねると、隣の男が「キリスト教徒を守るためだ」とそつとサミュエルに教え、サミュエルはおうむ返しにそれを答えました。年長の仲間たちに緊張は見られませんでした。サミュエルの表現には困惑と空しさがありました。暇なときは何をしているかとの問いに、サミュエルは「爆弾を作っている」と答えました。

—出典：Diarmid O'Sullivan, *Boston Globe*, 2000年9月6日の記事。



武力紛争に巻き込まれた子どもたち

ソウェトの学生の蜂起

ジュネーブ条約は、調印国に、傷病者や、難船者、座礁者、あるいは捕虜となった戦闘員、および占領下にいる、または紛争に巻き込まれた民間人を差別なく扱うことを義務づけている。

ジュネーブ条約第1追加議定書の下で、アパルトヘイトもまた国際紛争における戦争犯罪とされた。この議定書では重大な違反（国際的な武力紛争時についてのみだが）として、アパルトヘイト「およびその他の種差別にもとづく個人の尊厳を踏みにじる非人道的かつ屈辱的慣行」が列挙されている。

出典：Gutman, R. & Rief, D. eds. (1999). *Crimes of War: What the Public Should Know*. New York & London: W.W. Norton & Co., P. 26



写真：Sam Nzima/Photopix



武力紛争に巻き込まれた子どもたち

ヨルダン川西岸地区と
ガザにおけるインティファダ



写真：Hatem Mousa/AP

ガザ南部のラファで兵士に石を投げつけるパレスチナの少年たち、2000年12月17日



武力紛争に巻き込まれた子どもたち

第二次世界大戦時の レジスタンスの闘士たち



写真：Jack Lennard Archives

第二次世界大戦時ワルシャワのゲットーにあったユダヤ人社会の生き残りのために戦うレジスタンスの闘士グループ

探究2D：対人地雷に着目して

この探究では、無差別攻撃兵器について、またこれまでにない方法で苦しみをもたらすようになった兵器の絶え間ない発達が国際人道法（IHL）につぎつけた難問について、包括的に考えます。ここではいかなる結果が生じているかについて議論し、地雷犠牲者自身の報告を読んだり観たり、また新たな国際法を創るため一般の人々を対象にした運動がどのように進められているかについて学習します。

目的

- ▲ 無差別に攻撃し不必要な苦痛を与える特定の兵器が禁止されている理由を理解する。
- ▲ 地雷を使用した結果（「波及効果」）を追跡することができる。
- ▲ 人道法の推進には世論と一般の人々の運動がどのように貢献するかを理解する。

資料

- ▲ ビデオ/台本：人を殺し続ける地雷
- ▲ ファクトシート：対人地雷を調べる
- ▲ 地図：地雷に悩む国々
- ▲ Mary Wareham（メアリ・ウェアハム）とのインタビュー
- ▲ ニュース・クリップ：2000年9月の記事

教師のために

- ▲ オタワ条約第1条

準備

－「方法論についてのガイド」－教師のための注釈4「ジレンマの用法について」に含まれている結果と波及効果についての授業資料を読み直す。

時間

45～60分の2セッション

1. いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法および手段を選択する権利は、無制限ではない。

2. 過度の傷害または無用の苦痛をもたらす性質の兵器、投射物および物体、ならびに戦闘方法を用いることは禁止する。

－1977年第1追加議定書第35条

1.特定の兵器を禁止する根拠（15分）

「探究への導入」で用いた次の質問を生徒に再度考えさせます。

- ▶ 「武力紛争で禁止されるべき兵器があるでしょうか？ どのような兵器を禁止すべきでしょうか？ それはなぜでしょうか？」

設問例

- ▶ 「無差別」とはどのようなことか？ 「標的とされる」とはどのようなことか？
- ▶ 「標的を外すこと」と「無差別」とはどう違うか？
- ▶ 無差別攻撃兵器にはどのようなものがあるか？

[たとえば対人地雷、化学兵器…]

探究2D：対人地雷に着目して

次の諸項目の違いについて討論します。

- ▲ 武力紛争での合法的な標的と非合法的な標的。
- ▲ 標的を外すということ。
- ▲ 兵器が標的に当たるかどうかをコントロールできるということ。
- ▲ 兵器が最終的に誰にまたは何に当たるかコントロールできないということ。

2.地雷とその結果 (30分)

ビデオ「人を殺し続ける地雷」は対人地雷による被害を明白に示しており、生徒はこのビデオにより、地雷の使用が個人、家族、地域社会、国に及ぼす結果を追求することができます。

ビデオを1回目に観た後、時間を取って生徒にその反応を発表させます。

次いで生徒が学んだことについて展開していきます。

- ▶ 地雷はどのように機能するか？
- ▶ 犠牲者はどのようにして地雷による被害を受けたか？
- ▶ これから地雷について何を知りたいか？

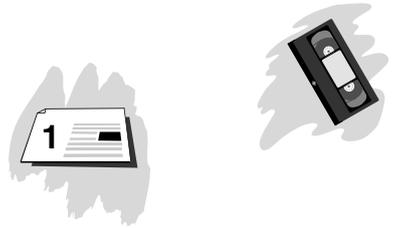
個人に及んだ結果の連鎖——身体的/医学的、教育的、社会的、経済的、心理学的——に焦点を当ててビデオを再度観ます。

分析レベル	分野別の結果				
	医学的	教育的	社会的	経済的	心理学的
個人					
家族					
地域社会					
国					
世界					

その後で結果の波及に討論を進めてもよいでしょう。

設問例

- ▶ 一つの結果が他の結果をもたらすことが確認できるか？
- ▶ 他に影響を受けた人がいるか？ どのように影響を受けたか？ それはどのような結果をもたらすだろうか？
[たとえば、犠牲者の身体的負傷（手足や視力の喪失）は家族または地域社会の経済状況にどのような影響をもたらすか？ 社会的な状況についてはどうか？ 精神的な健康はどうか？]
- ▶ 波及効果を追跡すると、世界にとってどのような結果となるのか分かるか？



失明をもたらすレーザー兵器は通常のライフル銃くらいの大きさで、1980年の条約の第4議定書が採択された時は大々的に生産される寸前だった。この兵器はレーザー光線を発射し、光線は数km先まで届き、即時的・非可逆的な失明をもたらす。議定書は完全な失明をもたらすよう特に設計されたレーザー兵器の使用と輸送を禁じている。特に凶悪な戦闘手段が戦場で使用される前に禁止されたのは歴史上これが2度目である。(爆発弾は、1868年に開発されて間もなく禁止された。)

-ICRC, 1998

3.世界の現状 (20分)

ワークシート「対人地雷を調べる」と地図「地雷に悩む国々」を用いて問題の大きさを調べる。

2

3

設問例

- ▶ 「世界の現状」はビデオの中で見られた個人的な衝動に何をつけたすことができるか？
- ▶ 地雷の使用に責任があるのは誰か？
[製造業者、政府、兵士…]
- ▶ 地雷に対して何ができるか？
[たとえば、地雷の除去、国際条約の批准、危険意識向上のための教育プログラム、犠牲者の社会復帰…]

4.国際法を創るには何が必要か (25分)

次の質問からブレインストーミングを行う。

- ▶ 政府関係者でない人はIHL推進のために何ができるのか？

次のヒントを与える。

- ▲ 非政府組織 (NGO) とその役割
- ▲ メディアと大衆文化は世論にどのような影響を与えるか。

「Mary Wareham (メアリ・ウェアハム) とのインタビュー」とニュース・クリップを使用し、次の質問から討論を行います。

- ▶ 一般の人々は、どのようにして権力の座にある人たちに自分たちの意見を取り入れさせたか？
- ▶ その時一般の人々はどのような障害を克服したのか？
- ▶ オタワ条約はいかなる効果を持っていたのか？
- ▶ 地雷廃絶運動に加わっている人を知っているか？ その人は何をしたのか？
- ▶ 同様な問題を引き起こす他の兵器を知っているか？

要点

- ◆ 地雷や生物・化学兵器は、無差別に——戦闘員と民間人の区別なく——攻撃するため、また不必要な苦痛をもたらすため禁止されている。
- ◆ 地雷の使用は、犠牲者に対する医学的、心理学的影響だけに止まらず、個人、家族、地域社会、国家、国際社会にも社会的・経済的な影響を及ぼす。
- ◆ 対人地雷の生産と使用の禁止 (1997年オタワ条約) は、市民運動が国際人道法を発展させる方策であることを示した一つの例証である。

発展的な学習



計算問題

地雷の影響の大きさについて調べる前に「対人地雷を調べる」を学習させます。これに付随して計算問題を課します（生徒の能力に応じて調整）。

問題例

教材「対人地雷を調べる」の中の数字から、次の計算問題の答えを導き出し、またその計算過程を説明せよ。

1. 平均して年に何人が地雷の犠牲になっているか。
2. 世界中にばらまかれた地雷すべてを除去するためどの位の費用がかかると推定されるか。
3. 地雷の価格と除去費用の比率は？
4. 地雷で手足を失い医療費のため債務を負う人はどの位いると推定されるか？
5. 6才の子どもが18才になるまで義肢を使用するに際してどの位の費用がかかるか？
6. その6才の子どもの両親が4人家族のため月40ドルの収入を得るとすれば、その子どもの義肢だけのために家族の年収の何%が費やされるか？
7. 自分自身の計算問題を作成してみる。

歴史

歴史科目で学んでいる武力紛争に関連して、使用された兵器の性質を調べます。

- ▶ どのような科学技術の発展によってそのような兵器の製造が可能となったか？
- ▶ それらの兵器の使用について戦闘員はどう思っていたか？
- ▶ それらの兵器の使用はどのような予想、規則、または慣習に影響されたか？

創作

ビデオで描かれている人々（Vanna（ヴァンナ）、Amelia（アメリア））のうちの一人、あるいはビデオに出てきた別の人を選び、その人を主役として物語を書きます。物語では、その人が地雷で手足を失った後のことを想像します。

科学

技術的变化が戦闘手段に与える影響を考えます。

- ▶ 兵器の無差別攻撃性には何が影響しているか？

発展的な学習



現地の組織

各生徒に、生徒自身の地域または国において、地雷除去活動、地雷への意識啓発プログラム、または地雷犠牲者に対する医学的または心理学的支援を行っている組織をあげさせます。どのような活動をしているかを調べた後、他の生徒みんなの前で発表させます。

地雷が埋設された村のための行動計画作成

- ▶ 地雷犠牲者を支援し、これ以上地雷事故が発生するのを防止するためには、何をせねばならないか？

その村は戦争の最前線に位置していました。村を占領した軍は、反乱兵たちが食料や補給品を取りに村に入ってくるのを防ぐため、周囲の森林に地雷を埋めました。今は戦争は終わりましたが地雷は残っています。村人たちは森に地雷が埋まっていることを知っています。しかし暖房や調理の燃料源を森に頼っているため、人々は薪を取りに森に入り、死んだり負傷したりします。また村には昔の検問所がいくつかありますが、軍は地雷を残したまま去りました。検問所には「危険! 地雷あり!」の標識がありますが、それでも子どもたちはその区域で遊んでいます。

グループに分かれ、このような問題解決の一助となる計画を作成します。医療支援、地雷除去、地雷意識教育（学校での教育、村内の大人対象の教育…）、社会復帰プログラムなどを計画に盛り込むことができます。各計画はどんな人を対象としているのでしょうか？

生徒が自分自身で作成した計画をグループ内で発表します。状況を示した村の地図を作成します。



オタワ条約、 1997年9月18日

対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止 ならびに廃棄に関する条約

第1条

一般的義務

1. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
 - a) 対人地雷を使用すること。
 - b) 対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有しまたはいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
 - c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励しまたは勧誘すること。
2. 締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し、またはその廃棄を確保することを約束する。



人を殺し続ける地雷

Vanna (ヴァンナ)

[病院で]

訪問客：
どうしてそうなったの？

ヴァンナ：
鶏に餌をやってたんです。

訪問客：
鶏の面倒をよく見てたつづり餌をやればお金が貰えるんだね？

ヴァンナ：はい。

[家に帰る]

村人たち：
おやまあ、ヴァンナ、帰ってきたね。元気を出して。他の子たちのように歩けるようになるからね。さあ、にっこりして回りを見てごらん。

私はいまヴァンナの足を見ようとしてるところだ。新しい皮膚ができてきつつある。新しい皮膚は思ったより良いようだ、傷跡は残るだろう。傷跡は薬でなくすことができる。皮膚は自然に成長するだろう。



[水の中で他の子どもたちと]
ヴァンナを手助けしている少女：
靴を貸して。まだ泥がついてるわ。
さあ、これでもう履いていいわ。

ナレーター

ここカンボジアでは手足を失った人が3万5千人以上います。国民のうち230人に1人の割合です。負傷してすぐに死ぬ人も、出血して適切な医療を受けられずに死ぬ人も沢山います。



世界中でこれまで地雷がいくつばらまかれたのか、その犠牲者が何人に上るのか、正確な数字は誰にも分かりません。除去されていない地雷は1億個以上と推定されています。この問題は中南米からアジアまで全ての大陸に及んでいます。

典型的な地雷による傷には、手、腕、足先、足を失うことが含まれています。視力を失い、あるいは二度と通常の生活に戻れないほどの外傷を負う人も多くいます。

地雷の犠牲者が生活手段を取り戻すことは稀で、多くの場合、社会復帰の社会的・財政的コストは地域社会が負担しきれないほど重いものです。

地雷による負傷は止まるところを知らません。25才で大腿部を失った人は65才までに10本の義足が必要になるでしょう。子どもは6カ月ごとに新しい義足が必要になるとされています。



地雷は技術の間違った使用方法です。貧しい国にとってその人的、経済的コストは負担しきれないほど重いです。

ソマリアでの紛争は、軍が幅広い地雷技術を手に入れられることを物語っています。その多くは西側諸国製です。[地雷を指す。]これはエジプト製、ベルギー製、イギリス製、パキスタン製、ロシア製、アメリカ製、そしてチェコ製です。



人を殺し続ける地雷

この2つは子どもにとっても大きな問題を引き起こしています。この地雷は文字通り何千個も埋まっています。

地雷を除去する人は地面を1インチずつ検査せねばなりません。金属探知器は最新式のプラスチック製地雷に反応しないからです。3人のチームが1カ月かけてやっとテニスコート一面ほどの面積から地雷を除去できます。



地雷には1個1ドルもないものもあります。しかし1個の地雷の除去には千ドルかかります。国内の地雷全部を除去する要員の訓練には何年という時間と莫大な費用がかかります。

地雷問題にどのように対処すべきでしょうか。その意見には、地雷の輸出禁止を求め声から、通常戦争と国内紛争両方での地雷の使用を統制する国際的措置を厳しくすべきだ、という声まで幅広い意見があります。

Amelia (アメリカ)

[村で]

12才のアメリカは目が見えず身体障害を負っています。アメリカは対人地雷の数多い犠牲者の一人です。同い年の多くの子どもたちと同様、アメリカはいつものように台所用の薪を拾っていました。しかしそこには敵が潜んでいました。ある日彼女の人生は一瞬にして打ち砕かれました。

[リハビリテーション病院で]

どうすれば再び歩けるようになるか、身体障害を背負って生きていけるようになるか、アメリカはそれを学びにいつものようにここへやって来ます。





対人地雷を調べる

対人地雷とは何か？

対人地雷には数百種類あり、52カ国、100以上の企業が生産しています。対人地雷は兵士の手足を失わせることを目的としています。この地雷を踏むことによって爆発の連鎖反応が起きます。

一般に対人地雷には爆破地雷と破片地雷の2種類があります。爆破地雷は多くの場合直径10cmより小さく、踏んだ足の重さで起動します。破片地雷は破片を広い範囲にまき散らします。その中には「致死ゾーン」が半径25mにわたるものもあり、いじっているうちに爆発して最大半径200mにもわたり人を傷つけることがあります。片手または両手を手首から吹き飛ばし、胸や顔（目）にも損傷を及ぼします。

対人地雷問題の範囲は？

今日全世界で数百万個の地雷が埋まっています。その正確な数は、地雷が埋設された時の正確な記録が殆どないため推定困難です。たとえばアフガニスタンでは、航空機やトラックから数百万個の対人地雷がばらまかれま

社会的・経済的コストはどの位か？

国連によれば、1個の地雷を除去するのに300～1000米ドルかかります（対人地雷は1個3～30米ドルで買うことができます）。

平均して毎週500人が地雷の犠牲になっています。赤

十字国際委員会の推定によれば、地雷犠牲者の2/3をはるかに上回る人々が医療費支払いの——もし医療が受けられると仮定するならば——債務を負っています。

手足を失った大部分の人々にとって、義肢の費用は負担しきれないほど高額です。たとえば子どもの義肢は6カ月ごとに取り替えねばならず、成人も3～5年ごとに取り替えねばなりません。10才で負傷した子どもは50才になるまでに少なくとも25本の義肢を必要とするでしょう。義肢は1本約125米ドルかかるので、この場合、合計3125米ドルになります。1人当たりの平均国民所得が15～25米ドルの国では、手足を失った人が買えるのは松葉杖だけです。

経済的に他の手段がなく、危険を冒して地雷の埋まった田畑で働き、あるいは地雷の埋まった森で薪を集めてくる人々もいます。たとえばボスニアでは、地雷犠牲者の30%は地雷があることを知っていた区域で被害にあっています。

他にも対人地雷によって引き起こされる損害があるか？

身体的負傷の他、地雷による事故は深刻な心理的影響を及ぼします。子どもや、青少年、また大人にとつてさえ、身体的障害の克服は実に困難です。地雷の事故は子どもの通学を中断させ、結婚を困難にし、大人が生活費を稼ぐことを不可能にするため、家庭にとつてもその影響は大きいのです。

地雷はまた世界中の多くの最貧国にとつて、本質的な発展を阻害する深刻な障害です。紛争の結果、田畑、道

路、橋、地域全体には地雷が埋められているからです。また状況によっては民間人集団に対するテロ兵器として地雷が利用されることも多くなりつつあります。この結果地雷は難民問題を複雑化し、生産力に富んだ数千ヘクタールの農地を荒れ地にし、輸送機関と通信を妨害しています。なによりも、戦争で疲弊した国の乏しい財源が地雷除去作業や地雷犠牲者の介護のために消費されています。

このような条件下で地域社会と経済を再建することは極めて困難です。多くの地域社会では、復旧、和解、長期的発展は殆ど不可能に近いのです。

地雷廃絶運動

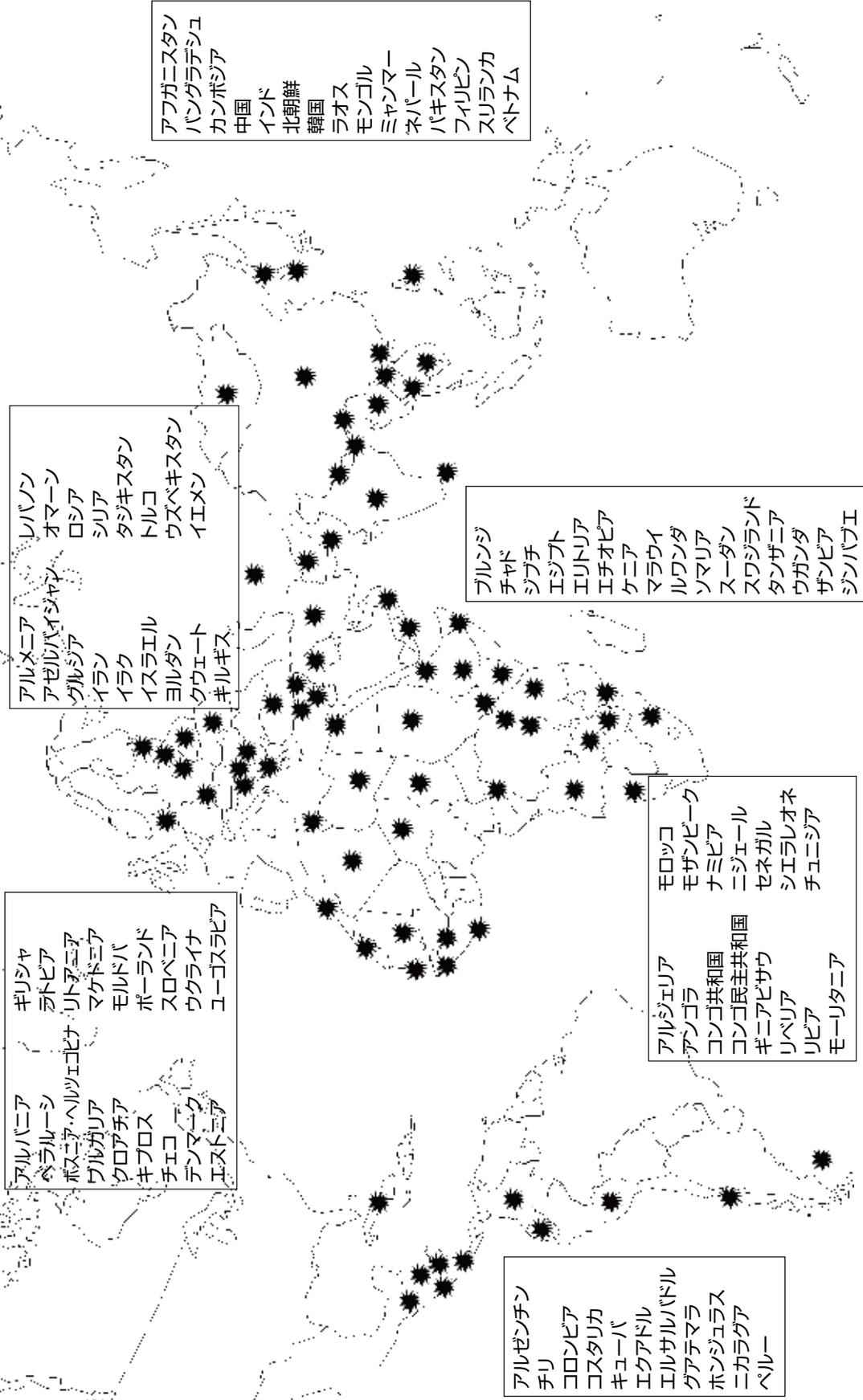
このような諸問題に対処するため、地雷除去、地雷に対する意識の向上、犠牲者支援のプログラムがさまざまな非政府組織、国連、赤十字国際委員会、各国政府によって実施されています。

出典：Safe-Laneウェブサイト<<http://www.mines.gc.ca>>
およびTo Walk Without Fear, Oxford University Press, 1998

探究2D：対人地雷に着目して



地雷と不発弾に悩む国々



出典：Landmine MonitorおよびHuman Rights Watchにより編集・発行、2001年。
この資料はICRCの立場を反映するものではありません。



Mary Wareham (メアリ・ウェアハム、Human Rights Watch) とのインタビュー

どんないきさつで

地雷に関心を持つようになったのですか？

私たちはニューージーランドで1980年代に太平洋の核実験や、核兵器を搭載し原子力を動力とする船に大きな懸念を抱いていました。そしてそのような関心を持ちながら育ったのです。大学時代、アメリカの科学雑誌「Bulletin of the Atomic Scientist」で地雷の記事を読み、この兵器についてほんとうに驚きました。そこでこの兵器についていろいろ情報を探しましたが、何も見つかりませんでした。この兵器は他の兵器すべてを合わせたよりも多くの人々を殺しています。にもかかわらず、これについて何も行われてはいませんでした。それで私は学問的な角度からこの問題に取り組んだのです。しかしそれで分かったことは、単に問題の中立的な観察者の立場に止まることは難しい、ということでした。

その時あなたは何歳でしたか？

その時私は政治学を学んで大学を卒業しようとしていました。私は地雷問題を研究するため奨学金を申請しました。同時に、政府が軍縮という感覚を抱く中でこの問題に対処するため政治的、国際的、外交的レベルで何をしているのか知りたいと思いました。

私は奨学金の最初の支払い分を当時この問題に取り組んでいた人々全員とのインタビューに使いました。まずインタビューしたのは地雷廃絶国際キャンペーン(ICBL)のJody Williamsさんや他の創立者の方々です。またニューネーブの赤十字やUNICEFの方とも会いました。行く時はバッグは空でしたが、帰る時は本や報告書、切り抜

き、内部文書でいっぱいになりました。このような資料が私の学位論文の基礎になりました。

それは運動として、あるいは情熱に動かされたというより、むしろ学究的な活動として取り組んだのですね？

はい。私はこの問題を中立的な観点から調べたいと思いました。そこでニューージーランド地雷廃絶キャンペーンの会議に出席し、ノートを持って後ろの方に座りました。その団体の人は私を見て、「会議の議事録を採ってくれませんか」と言いました。私はそれに応じました。次の時は、「報道発表文を書いてくれませんか」と頼まれました。私はそれに応じました。それと知らないうちに私はこの団体のために国会議員への書簡を書き、スポークスパーソンとなり、ジュネーブでの通常兵器条約の会議に派遣されていました。(…)そこで私は、主義主張を唱えるこの役割は避けられないものだ、ということが分かりました。そしてその頃には、この兵器が忌むべきものであり、無差別攻撃的であり、非人道的であり、自分単に学問的な仕事に止まるべきではなく、もっと大きな変化を引き起こすことが現実的に可能だ、という決断を下していました。

地雷廃絶運動の特徴はどんなところにありますか？

地雷廃絶運動で重要な点は、それが「専門家」の所有物ではない、ということです。われわれにとつての専門家は、地雷の研究を行ってきた私のような人々だけでなく、この兵器によって吹き飛ばされながら生き残って話

をしてくれる人々であり、毎日地雷除去のために現地にしかけて行く人々です。この運動は普通でないことを引き起こす普通の人々のものです。もしこの問題を本当に心から気づかい、そして何かしたいと思う人々がいないかったら、この運動は成り立たないでしょう。

なぜ外交官に任せてしまわないのですか？

外交官は本国の政治指導者の指示にもとづいて外国と交渉します。政治指導者は国民から行動するよう強いられて初めて外交官に指示を与えます。ですから外交官に行動させる唯一の方法は世論の力です。

この運動は、膨大な量の請願を集め、人々に開かれた方法で提示することを目指した大きな草の根の運動です。運動家たちは政治家や国会議員を地雷被害国に連れて行き、メディアと協力して活動します。誰でもそのようなことを計画できるのです。

(次ページへ続く)



Mary Wareham (メアリ・ウェアハム、Human Rights Watch) とのインタビュー

しかし、関心を持つ普通の人々が何をすべきかやどのようにして分かるのでしょうか？

そうですね、ニューゼーランドではどうだったかをお見てください。ある人が国際会議に出席し、戻ってから会議を開きます。これはだれでもできることです。ただ会議を開き、出席した人と会うのです。自分の地方の学校で、大学で、あるいは町で会議を開きます。そしてこの問題に関心を持っていそいな別の組織に出席してもらいます。ニューゼーランドではそれは国連協会であり、一部の退役軍人会、グリーンピースのような環境保護団体、セーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)、オクスファム(Oxfam)のような人道組織、そして現地の赤十字社でした。ただ会議を開き集まってもらうための場所を確保するだけです。まず部屋に集まってもらい、検討の成果が得られたら、問題に対処する戦略をまとめることができます。戦略は多くのさまざまレベルで作成されます。だからこそ、さまざまな支援者全部にテーブルを囲んでもらうことが大切なのです。こうすれば問題への対処に取りかかるため、さまざまな支援者たちがそれぞれの最善の力で貢献できるのです。

当時大変幸運だったのは、Jody Williams (ジョディ・ウィリアムズ) さんが地雷廃絶国際キャンペーン(ICBL)のコーディネーターとして働いて下さったことです。ジョディさんは全世界の国々でどんな活動が行われているか、NGOや政府組織両方の活動について教えてくれました。この運動に関わる人たちは他の人々が行っていることから沢山のことを学び、多くの新しいアイデアや支援を得て、協力活動を行うことができました。もちろん自発的に現地に行って活動したりもしました。

NGOは政府とどのように協力して作業しましたか？

この運動は最初から、メディアに報道してもらい一般の人々の意識を啓発することが重要でした。私たちの要求が明確、単純であることが大切でした。つまり対人地雷の使用、生産、移動、備蓄の全面的禁止ということで。後は各国の人々に任せて、その政府との協力関係をどうしたいか決めてもらいます。上からの指示などというものは一切ありませんが、ジョディさんは多くの国を訪問しました。外国から人にきてもらえば一般の人々や政府の注目が高まります。ジョディさんはいつものようにその国の運動主宰者やNGOはもちろん、外務大臣、首相、議会の議長、国防大臣などと会談しました。そして「これが世界の人々がやっていることであり、これがぜひあなたからご支援いただきたいことです」と説明するのでした。

これはIHLが将来発展するための新たな（小さくて影響力が弱い国やNGOをも巻き込む）外交術でしょうか？

それはすでにいろいろな場面で利用されているのが現実です（たとえば18才未満の少年兵廃絶運動）。地雷廃絶運動には他の問題に直接適用できない多くの教訓があります。それが、それらのいくつかはIHLの将来を形成するたに役に立つことは確実です。

では、この新しい外交術は何を達成しましたか？

そうですね、条約は1997年12月にカナダのオタワで調印が可能となり、122カ国が調印しました。その後調印国は139カ国に上っています。つまりこの国際条約を

軌道に乗せるにはまだ50カ国ほどが必要ということです。しかしこの139カ国の中にはかつての地雷生産国や対人地雷の大量使用国が多数含まれており、締約国が地雷を使用し続けているとの証拠はこれまで発見されていません。

締約国は今後4年間で対人地雷の備蓄を破棄しなければならぬ、という希望もてる期限が設けられています。いま推定2億5000万個の対人地雷が約105カ国に備蓄されています。これは破棄するには大変な数であり、その多くは非調印国にあります（中国は1億1000万個、ロシアは6000万～7000万個、アメリカは1200万個）。しかし調印国の備蓄は破棄が進んでいます。

出典：個人インタビュ、2000年10月



Mary Wareham (メアリ・ウェアハム、Human Rights Watch) とのインタビュー

地雷廃絶国際キャンペーン(ICBL)を 設立したNGO、1992年

ハンディキャップ・インターナショナル
ヒューマン・ライツ・ウォッチ
メデイコ・インターナショナル
マインズ・アドバイザリー・グループ
フィジシャンズ・フォー・ヒューマンライツ
ベトナム退役軍人アメリカ財団

拡大運営委員会参加団体

アフガニスタン地雷廃絶キャンペーン
難民を助ける会
カンボジア地雷廃絶キャンペーン
コロンビア地雷廃絶キャンペーン
German Initiative to Ban Landmines
ハンディキャップ・インターナショナル
ヒューマン・ライツ・ウォッチ
Kenyan Coalition Against Landmines
地雷生還者ネットワーク
ルーテル世界連盟
マインズ・アクション・カナダ
Norwegian People's Aid
南アフリカ地雷廃絶キャンペーン

出典：地雷廃絶国際キャンペーン（2001年現在の会員登録にもとづく）



2000年9月の記事

地雷禁止条約は早くも成功との報告書

地雷に反対するある団体が今日発表した報告書によれば、地雷の使用禁止を目指す国際条約は最初の1年半でかなりの成功を収めました。なおも大きな問題地域がいくつか残っています（…）

この報告書は、1997年にその業績が認められてノーベル平和賞を受賞した地雷廃絶国際キャンペーンが作成したものです。報告書は地雷条約を批准した諸国が来週ジュネーブで開催する会議に提出されます。

1121ページに上るこの報告書によれば、地雷の取引はほぼ完全に停止し、今年から昨年にかけて地雷の輸出は全く記録されていません。

報告書によれば、昨年3月1日に条約が発効して以来、備蓄されていた1000万個の対人地雷が破棄され、備蓄総数は2200万個となりました。また報告書の推定によれば、2億5000万個以上の地雷の備蓄が105カ国に残っています。

死亡者・負傷者数の推定は「概略で不完全なもの」と認めながらも、アフガニスタン、ボスニア、カンボジア、モザンビークでの減少は著しい、と報告書は述べています。

しかし71カ国で新たな地雷被害者の発生が記録されており、その半数以上の国は戦時中ではない、と報告書は述べています。

報告書によれば、条約の発効以来地雷は20件以上の紛争で11カ国の政府、30の反乱軍によって使用された可能性があります。

— Associated Pressの許可を得て転載。



メディア・ページ

目的：生徒に、IHLについて学んだことを戦争関連の報道と関係付けるよう促す。

1. IHLと何らかの関連を持つニュースを見つける。
2. IHLに関係する言葉3～5語を丸で囲むか下線を引く。
(たとえば民間人、地雷、難民、少年兵…)
3. 各文言を「人道法の探究」プログラムで学び討論したことと関連付ける。
4. その記事で報じられた状況では人間の尊厳がいかなる危機にあるか？
 - ▶ 誰が人間の尊厳の危機にあるか？
 - ▶ その状況にもし規則が適用されるとすれば、どんな規則か？



評価方法

▲ 継続的評価

「人道法の探究 (EHL)」では、生徒が何を学びどんな誤解が生じているか、教師が毎日のように確認する機会があります。クラス討論、(小)グループワーク、ブレインストーミング、ロールプレイなどはみなそうした機会の一部です。

授業の終わりの5分間、「今日は何を学んだか?」、「どんな疑問を持ったか?」というテーマで生徒に1つまたは2つの文章を書かせます。その回答を読み、次の授業で生徒の知識を増やし誤解を解くために利用します。

▲ 生徒による学習成果のまとめ (ポートフォリオ)

1つの単元全体を通じ、生徒は人々にインタビューし、ある論点で一つの立場を取り、例を使ってそれを擁護し、詩によって概念を例証し、ロールプレイを演じ、アートワークを作り、あるいは特定のテーマについて掘り下げた研究論文を書くよう求められます。

生徒一人ひとりがクラスで報告した文章作品やアートワーク、インタビュー、ニュース・クリップをファイル (ポートフォリオ) を作って保管する。生徒の作品を定期的に生徒とともに点検し、国際人道法の理解の進歩の跡をたどる。

生徒の作品は壁に掲示する。

▲ 単元終了質問

単元2が完了した後に、生徒が学んだことを文書で評価することに最後の授業を充ててもよいでしょう。これは作文課題1つ (20~30分) と2~3の短く答えられる質問 (各10分) で実施することもできます。

1. 作文課題：1つを選択

- ▶ IHLとは何か、それはなぜ発展したか?
- ▶ IHLと人権法はどんな関係にあるか?
(どこが類似しておりどこが違うか?)

2. 短く答えられる質問：2つを選択

- ▶ IHLが民間人を保護する3つの方法を述べよ。
- ▶ 子どもが兵士となった場合の結果を4つ挙げよ。
- ▶ 無差別攻撃兵器はなぜ禁止されねばならないか?
そのような兵器の例を2つ挙げよ。

生徒が小さなグループに分かれて質問を作成し、そのうちの一つの質問をクラス全体の作文課題として選ぶことで他の質問を作成してもよいでしょう。あるいは、生徒に質問を提案させ、それに試験で回答させることもできます。生徒は質問の質とその回答によって評価されることとなります。教師が新聞記事、研修資料の補足、またはその他のソースから選んで引用文を用意してもよいでしょう。重要な論点を指摘しそれに賛成するかどうかを生徒に質問します。



評価基準

学習効果が認められる生徒の回答とは次のようなものでしょう。

- ▶ 第三者、戦闘員、ジレンマ、または連鎖反応などの概念、その他研修資料中の言葉を使用した回答。
- ▶ 論点を裏付ける具体的例を使用した回答。
- ▶ ニュース・メディア、インタビュー、クラス討論、教室外での読書など、さまざまなソースからの例が含まれた回答。

上記の手法は、教師がEHL資料にもとづく生徒の学習を評価する際の助けとなるにすぎません。これらは必要に応じて自由に変更してよいでしょう。



2A. 破壊の抑制

- ▲ The Avalon Project: Documents in law, history, and diplomacy (Avalonプロジェクト：法律、歴史、外交関連の文書)
<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/avalon.htm>
1899年ハーグで開かれた国際平和会議とニュルンベルク裁判の文書が含まれている。
- ▲ International Committee of the Red Cross IHL treaties and protocols database (赤十字国際委員会IHL条約および議定書データベース)
<http://www.icrc.org/ihl>
IHLに関する主要な文書を網羅して収集。ジュネーブ条約、リーバー法典、これら条約・議定書に調印した締約国のリストが含まれる。英語、フランス語、スペイン語で記述。
- ▲ International human rights instruments (United Nations) (人権条約集一国連)
<http://www.unhchr.ch/html/intlinst.htm>
世界人権宣言、緊急事態および武力紛争における女性および子どもの保護に関する宣言の他、IHL、戦争捕虜、難民に関する諸規約が含まれる。英語、フランス語、スペイン語で記述。

2B. ニュースの中のIHL

「国際人道法」と「人道法」という言葉よりもむしろ、あるいはこれらに加え、「戦争犯罪」という言葉を使って以下のソースを検索することが推奨されます。

- ▲ Amnesty International library - thematic index (アムネスティ・インターナショナル・ライブラリー テーマ別索引)
<http://web.amnesty.org/web/content.nsf/pagesbycountrytitle/gbrthemeshome>
「人道に対する犯罪」の部にはIHL関連の最新ニュースが掲載されている。
- ▲ Yahoo full coverage (Yahoo世界ニュース)
http://dailynews.yahoo.com/full_coverage/
Yahoo!にはロイター通信社からの報道や、特に有益な地域的・全国的通信社へのリンクが含まれている。
- ▲ Yahoo directory of news and media by country (Yahoo国別ニュース/メディア・ディレクトリ)
http://dir.yahoo.com/News_and_Media/By_Region/Countries/
- ▲ Yahoo directory of news and media by region (Yahoo地域別ニュース/メディア・ディレクトリ)
http://dir.yahoo.com/News_and_Media/By_Region/Regions/
- ▲ Newspapers online
<http://www.newspapers.com/>
オンラインで読める各国ごとの新聞の索引

2C. 少年兵

- ▲ International Committee of the Red Cross IHL treaties and protocols database (赤十字国際委員会IHL条約・議定書データベース)
<http://www.icrc.org/ihl>



- ▲ International human rights instruments (United Nations)
(人権条約集—国連)
<http://www.unhchr.ch/html/intlinst.htm>
IHLと人権に関する主要な国際条約・議定書を網羅して2つに分けて収集（少年兵に関するものも含む）。英語・フランス語・スペイン語で記述。
- ▲ Coalition to Stop the Use of Child Soldiers（少年兵の廃止を求める連合）
<http://www.child-soldiers.org/>
- ▲ Amnesty international library-thematic index
(アムネスティ・インターナショナル・ライブラリー テーマ別索引)
<http://web.amnesty.org/web/content.nsf/pagesbycountrytitle/gbrthemeshome>
児童に関する項目には少年兵についての最新情報が掲載されている。
- ▲ Human Rights Watch : Child Soldiers (ヒューマン・ライツ・ウォッチ : 少年兵)
<http://www.hrw.org/hrw/campaigns/crp/index.htm>
この問題についての適切な最新情報を掲載。
- ▲ Save the Children Sweden's documentation center on child soldiers
(セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンの少年兵に関する文書センター)
<http://www.rb.se/childwardatabase/>
英語とスウェーデン語で記述。
- ▲ Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict : Child Soldiers (United Nations)
(子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表 : 少年兵)
<http://www.un.org/special-rep/children-armed-conflict/soldiers.htm>

2D. 地雷を考える

- ▲ International Committee of the Red Cross (赤十字国際委員会)
<http://www.gva.icrc.org/eng/mines>
- ▲ International Campaign to Ban Landmines (地雷廃絶国際キャンペーン)
<http://www.icbl.org/>
アラビア語、英語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で記述。
- ▲ Hidden Killers: The Global Landmine Crisis (U.S. Department of State)
(隠れた殺人兵器: 全世界の地雷危機—アメリカ国務省)
http://www.state.gov/www/global/arms/rpt_9809_demine_toc.html
- ▲ Landmine Monitor (ランドマイン・モニター)
<http://www.icbl.org/lm/>
英語、フランス語、スペイン語で記述。
- ▲ The United Nations Mine Action Service
(国連地雷対策サービス部—UNMAS)
<http://www.un.org/Depts/dpko/mine/index.html>
- ▲ Campaign to Ban Landmines (Human Rights Watch)
(地雷廃絶キャンペーン—ヒューマン・ライツ・ウォッチ)
<http://www.hrw.org/campaigns/mines/1999/index.htm>
この問題についての適切な最新情報を掲載。

人道法の探究 ▶人道法教育のための指導者手引き

平成17年12月28日初版発行
平成18年3月31日初版2刷発行
平成19年3月31日初版3刷発行
平成20年2月29日初版4刷発行
平成22年3月19日初版5刷発行

編集・発行 赤十字国際委員会
日本語版監修 日本赤十字社
総務局組織推進部青少年・ボランティア課
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
電話 03-3438-1311(代表)
ホームページ <http://www.jrc.or.jp>

